

令和5年 第3回

身延町議会定例会会議録

令和5年9月 6日 開会

令和5年9月15日 閉会

山梨県身延町議会

令和 5 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 6 日

令和5年第3回身延町議会定例会（1日目）

令和5年9月6日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 認定第1号 令和4年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 報告第8号 令和4年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第52号 身延町味噌加工施設条例について
- 日程第8 議案第53号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第54号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第55号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第56号 身延町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第57号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第58号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第59号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第60号 令和5年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第61号 財産の取得について（味噌加工施設備品）
- 日程第17 同意第25号 身延町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第26号 身延町公平委員会委員の選任について
- 日程第19 発委第1号 身延町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

8番	田中一泰	9番	広島法明
10番	野島俊博		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企画政策課広聴広報担当主幹	石部 直樹
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

議員各位ならびに町長をはじめ、執行部各位には、令和5年第3回身延町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦労さまです。

大正12年9月1日に関東大震災が発生してから今年でちょうど100年となりました。

当時の死者・行方不明者は約10万5千人で、国内の自然災害では最悪の犠牲者を出しました。発災が11時58分でちょうどお昼どきの火を使っていた時間と重なり、火災が死因の約7割を占めました。

本町でも9月3日（日曜日）に防災訓練があり、地元の訓練に参加してきましたが、災害は忘れたころにやってくるとよく言われます。

幸いにもここ数年、町内に大きな被害は発生しておりませんが、全国的には水害や土砂災害が多く発生しています。皆さま方には、もしもの時の備えを常日頃からお願いし、また町民にも防災意識を高めるよう、積極的に呼びかけをしていただきたいと思います。

さて、本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

8番 田中一泰君

9番 広島法明君

10番 野島俊博君

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの10日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、定例会資料3ページのとおり、認定1件、報告1件、条例案5件、補正予算案4件、財産の取得1件、同意2件の合計14件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、定例会資料16ページのとおりです。

また、今定例会では、議会から条例案1件と請願1件が提出されています。

請願第1号については、請願文書表のとおりですが、所管の教育厚生常任委員会に付託しますので、常任委員会での審議をお願いします。

次に、6月定例会以降の議会関係の諸行事については、定例会資料13ページから15ページまでとなり、資料により報告としますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告ならびに議案の説明について。

町長からの報告ならびに説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

8月は、台風6号・7号と相次いで到来いたしました。幸いにも本町においては、大きな被害もなく、安堵した次第であります。

しかし、この2つの台風の影響により、沖縄や西日本を中心に、河川の氾濫や浸水害、土砂災害等が発生し、甚大な被害をもたらしました。

お亡くなりになられた方々に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に対しまして、衷心よりお見舞いを申し上げます。

現在も台風13号が発生しておりまして、今日の午後あたりからまた雨が降ると思いますが、大きな災害にならないことを願っている限りであります。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず、令和5年度普通交付税についてであります。

令和5年度の普通交付税が決定され、7月28日に県から公表がされました。

本町の普通交付税額は、令和4年度と比較して4,264万円増の40億5,638万9千円でありました。もう一度言います。4,264万円増の40億5,638万9千円でありました。

普通交付税の算定にあたり、基準財政収入額は前年度比2.5%の増となりました。主な増額の要因としては、地方消費税交付金や住民税所得割、住民税法人税割の増となっております。

一方で、基準財政需要額は、前年度比1.4%の増となりました。主な増額の要因としては、人口と面積を基本として算定する包括算定経費および高齢者保健福祉費の増や、地域デジタル

社会推進費の増などの理由となっており、普通交付税算定における大きな増額の要因となりました。

歳入予算額の約4割を地方交付税が占める本町では、今後とも財政運営の健全化に努めていかなければと思う次第であります。

次に、身延中学校新校舎等整備事業についてであります。

今年4月から始まった木造建て方は、西棟から行われ、8月上旬には体育館まで完了いたしました。現在は内部の壁や床、天井の板材の設置、サッシの建て込みなどを行い、外部では壁材の設置を行うなど、当初の予定工程と比べても順調に進捗していることをご報告いたします。

7月12日には、中学校2、3年生106名を対象に上棟式、つまり建前を開催いたしました。最近ではあまり見られなくなりましたが、古き伝統であります餅まきを行ったところがあります。ほとんどの生徒が初めての経験ということもあり、最初は遠慮や戸惑いもあったようですが、終わりのころには拾った餅やお菓子の入った袋を手に笑顔があふれていました。

今月下旬には中学1年生49名を対象として新校舎の現場見学会を開催し、工事現場で働く職人の方々から仕事の紹介や質疑応答などを行うキャリア教育を実施いたします。今しかできない体験を通じて、生徒たちの将来の仕事の選択肢を増やす手助けになることを期待しています。

また、県内最大級の木造建築物である身延中学校新校舎は、すでに県内外から注目を集めており、各種業界から取材や問い合わせがあり、いくつかの新聞などにも掲載されております。去る6月2日には甲府工業高校建築科3年生40名、6月12日には笛吹高校土木科2、3年生30名、6月20日には甲府工業高校定時制建築科2年生から4年生20名が現場見学を行い、現場で働く職人から作業の内容や工程の説明を受けたり、質疑応答を行うなど将来の仕事を見据えた有意義な体験になったと思います。

来年4月の開校に向け、これまで以上に請負業者や関係機関との調整を密にし、工期の遅れなどないよう工程管理を徹底するとともに、無事故で工事が完成するよう心掛けてまいりたいと思っております。

次に、身延町学校給食センターについてであります。

給食センター建設工事は、6月7日に身延清稜小と下山小の1、2年生41名、6月16日に身延小1、2年生39名を対象に施設の内部見学会を行い、給食を作る工程や作業区域の床の色分けの理由について説明を聞いたり、エアシャワーを実際に体験してもらいました。

7月6日には、議員の皆さまをはじめ、関係各位ご出席のもと、竣工式を挙行することができました。

8月25日からは、予定どおり町内4小中学校へ給食を提供しております。

また、新たな学校給食センターの稼働に合わせ、民間に委託した調理業務につきましても、新しい調理機器やフルドライシステムへの対応に豊富な経験やノウハウのある受託業者と連携を密にする中で、順調に調理業務を行い、安心安全で安定した給食の提供ができております。

今後も引き続き、安心安全で児童生徒に喜ばれるおいしい給食の提供に努めてまいります。

次に、身延町みのワン商品券の給付事業についてであります。

原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰対策として、町内の事業者への支援と地域での消費を喚起するため、町民1人当たり5千円の給付事業を実施しております。

8月1日現在を基準日として住民基本台帳に登録されている町民の方1万165人、5、

088世帯を対象として、8月中に簡易書留で郵送し、9月1日からご利用をいただいているところであります。

町民の皆さまにおかれましては、11月30日の使用期限までに啓発用のぼり旗を掲げている町内の各事業所でお買い物をしていただき、生活の維持向上に向けて積極的にご活用をいただきたいと思っております。

次に、身延町味噌加工施設整備事業についてであります。

この事業は、令和5年度当初予算におきまして、農山漁村発イノベーション等整備事業費補助金を活用し実施することでご議決をいただきましたが、この補助金につきましては全国的に非常に要望が多く、残念ながら本町においては令和5年5月不採択との通知を受けたため、急遽、代替補助金を過疎地域持続的発展支援交付金に定めまして、事業を継続しております。

この交付金については、すでに内示をいただいているところでございます。また、委員会等において、この件につきましては、細かくご説明をさせていただきたいと存じます。

今議会において、財源の組み替え、消耗品購入に関する補正予算、備品購入契約、条例制定について提案させていただきましたので、ご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、令和5年第2回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

さて、本議会定例会には、認定第1号 令和4年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、報告第8号 令和4年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第52号 身延町味噌加工施設条例の制定についてから議案第56号 身延町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についてまでの条例関係5議案、議案第57号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第4号）から議案第60号 令和5年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）までの補正予算4議案、議案第61号 財産の取得について（味噌加工施設備品）の1議案、さらに同意第25号 身延町教育委員会委員の任命について、ならびに同意第26号 身延町公平委員会委員の選任についての2件の人事案件をご提案いたします。

提出議案の中から、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号 令和4年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと思います。

次に報告第8号 令和4年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

本町の令和4年度決算に基づく比率は、すこぶる健全段階にあります。これに甘んじることなく、なお一層財政健全化に努めてまいりたいと思っております。

認定第1号については会計管理者から、報告第8号については財政課長から、後ほどご説明を申し上げ、中澤代表監査委員から意見書についてご報告をいただくこととしております。

その他の議案につきましても、議事の中で説明を申し上げます。

提案いたしました、いずれの議案も今定例会においてご議決いただけますようお願いを申し上げます。行政報告および議案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（上田孝二君）

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

本日、決算審査報告のため中澤代表監査委員に出席を要請しております。

ここで中澤代表監査委員をお招きしますので、しばらくお待ち願います。

（ 入 場 ）

再開します。

日程第5 認定第1号 令和4年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

会計管理者から提出理由ならびに内容説明を求めます。

望月会計管理者。

○会計管理者（望月融君）

ただいま、町長からご提案申し上げました認定第1号 令和4年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、例年、予算決算常任委員会におきまして、ご審査をいただくこととなりますので、この場では決算書付属資料を用いて決算の概要を説明させていただきます。

それでは、決算書付属資料1ページをお開きいただき、令和4年度身延町会計別決算総括表をご覧ください。

最初に一般会計の決算状況です。

歳入総額は110億274万354円、歳出総額は99億7,820万3,272円で、歳入歳出差引額は10億2,453万7,082円です。そのうち、翌年度に繰り越すべき財源2億6,794万7千円を差し引いた実質収支額は7億5,659万82円であります。

次に2ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出につきまして、それぞれ款ごとの決算状況を一覧としてあります。

歳入合計をご覧ください。

歳入合計は対前年度比4.0%で、4億1,877万6,086円の増額となりました。

個々の科目のうち歳入総額に占める構成割合の高いものにつきまして、ご説明いたします。

1款町税の収入済額は13億6,374万7,968円で、歳入総額の12.4%に当たります。前年度との比較では2.1%、2,797万1,117円の増額でした。収納率は町税全体で96.2%で、前年度を1.0%上回りました。収入未済額は4,642万9,149円でした。

なお、町税全体で774万7,268円を不納欠損として処理いたしました。

7款地方消費税交付金は、収入済額2億8,834万1千円で、歳入総額の2.6%に当たり、対前年度比はマイナス4.6%、1,392万4千円の減額でした。

11款地方交付税は、収入済額45億4,339万5千円で、歳入総額の41.3%を占めております。対前年度比はマイナス3.3%、1億5,583万円の減額でした。

15款国庫支出金は、収入済額9億9,052万3,843円となり、歳入総額の9.0%を占め、対前年度比はマイナス5.5%、5,712万1,700円の減額でした。

主には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の対象世帯の減および、令和3年度には交付のあった子育て世帯への臨時特別給付事業に係る補助金がなくなったことによるも

のです。

16款県支出金は、収入済額5億4,236万6,709円で、歳入総額の4.9%を占め、対前年度比は13.6%、6,493万2,103円の増額でした。

主には、地籍調査費補助金の繰越明許分および生活困窮者緊急生活支援金給付事業費補助金によるものです。

19款繰入金は、収入済額6億4,820万3,784円で、歳入総額の5.9%を占め、対前年度比は26.6%、1億3,622万4,155円の増額でした。減災基金の合併特例事業債繰上償還に係る繰り入れによるものです。

20款繰越金は、収入済額10億2,267万3,085円で、歳入総額の9.3%を占め、対前年度比は20.9%、1億7,662万9,916円の増額でした。

22款町債につきましては、収入済額11億6,460万円で、歳入総額の10.6%を占め、対前年度比は33.2%、2億9千万円の増額となりました。旧合併特例事業債の前身延中学校建設事業および健康増進施設建設事業の充当によるものです。

続きまして、歳出についてです。

歳出合計は、対前年度比4.4%で4億1,691万2,089円の増額となりました。予算現額に対する執行率は79.5%であります。

一般会計の主たる施策の成果につきましては、本資料の3ページから15ページに掲載をしております。

それでは、歳入と同様、歳出総額に占める割合の高いものにつきまして、ご説明いたします。

まず、2款総務費についてであります。支出済額は21億3,907万5,381円で、歳出総額の21.4%に当たり、対前年度比はマイナス11.5%、2億7,882万8,558円の減額でした。

主には、1項総務管理費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の対象世帯の減および令和3年度には交付がありました子育て世帯への臨時特別給付事業に係る補助金がなくなったことによる減です。

3款民生費は、支出済額が19億9,951万5,549円で、歳出総額の20.0%を占め、対前年度比はマイナス1.9%、3,788万70円の減額でした。

主には、1項社会福祉費の各特別会計への繰出金によるものです。

この民生費支出総額のうち37.5%に当たる7億4,893万6,054円は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

4款衛生費は、支出済額9億1,362万8,848円で、歳出総額の9.2%を占め、対前年度比は2.2%、1,941万1,813円の増額でした。

峡南衛生組合の負担金が1億8,885万2千円、山梨西部広域環境組合の負担金が604万2千円、簡易水道事業特別会計の繰出金3億1,886万8,657円などが大きな支出であります。

8款土木費は、支出済額7億1,535万2,497円で、歳出総額の7.2%を占め、対前年度比はマイナス20.1%、1億7,972万9,090円の減額でした。2項道路橋梁費、5項住宅費の減額などによるところであります。

10款教育費は、支出総額19億558万2,837円で、歳出総額の19.1%を占め、

対前年度比は44.9%、5億9,064万2,520円の増額でした。1項教育総務費における身延中学校建設事業および健康増進施設建設事業、さらに給食センター建設事業などによるものです。

次に12款公債費は、支出総額8億7,830万6,268円で、歳出総額の8.8%を占め、対前年度比は71.8%、3億6,708万276円の増額であります。前年度は長期借入金の繰上償還を実施したことによるものであります。

13款諸支出金は、支出総額6億7,962万3,833円で、歳出総額の6.8%を占め、対前年度比はマイナス7.4%、5,410万1,535円の減額でした。主には、公共施設整備基金の積み立ての減によるものであります。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、特別会計についてご説明いたします。

資料1ページにお戻りください。

会計別決算総括表の下から2行目が20ある特別会計の合計額です。

歳入総額53億8,500万9,892円、歳出総額51億2,710万9,823円、歳入歳出差引額は2億5,790万699円で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源1,150万6千円を差し引いた実質収支額は、2億4,639万4,069円であります。

それでは、表の上から3行目の国民健康保険特別会計から順にご説明いたします。

国民健康保険特別会計は歳入総額14億8,591万6,532円、歳出総額14億4,629万8,324円、歳入歳出差引額は3,961万8,208円で実質収支も同額です。

なお、決算状況等については、本資料28ページに掲載のとおりであります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出の総額それぞれ4億3,159万2,892円でした。

決算状況等については、本資料29ページに掲載のとおりであります。

介護保険特別会計は、歳入総額24億340万3,241円、歳出総額22億87万4,049円、差引額は2億252万9,192円で実質収支についても同額です。

決算状況等については、本資料30ページに掲載のとおりであります。

介護サービス事業特別会計は、歳入歳出の総額それぞれ896万1,534円でした。

簡易水道事業特別会計は、歳入総額6億7,266万4,247円、歳出総額6億6,087万3,977円、差引額1,179万270円で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源1,150万6千円を差し引いた実質収支額は、28万4,270円であります。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額2,535万6,359円、歳出総額2,534万5,679円、差引額1万680円で実質収支についても同額であります。

下水道事業特別会計は、歳入総額3億3,044万9,756円、歳出総額3億3,028万8,996円、差引額16万760円で実質収支についても同額です。

下部奥の湯温泉事業特別会計は、歳入総額1,664万7,207円、歳出総額1,643万5,968円、差引額21万1,239円で実質収支についても同額です。

次に財産区関係の特別会計についてですが、12ある財産区特別会計それぞれの歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、実質収支額については、それぞれ記載のとおりであります。

一般会計および20ある特別会計を合計しますと、一番下の行になります、歳入総額163億8,775万246円、歳出総額151億531万3,095円、歳入歳出差引額は12億8,243万7,151円で、翌年度に繰り越すべき財源として2億7,945万3千円を差し引

いた実質収支額につきましては、10億298万4,151円でありました。

なお、各特別会計の主たる施策の成果につきましては、本資料の16ページから18ページにかけて掲載してあります。

また、財産に関する調書等が本資料の19ページから32ページに掲載してありますので、ご参照をお願いします。

以上、認定第1号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で会計管理者の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第6 報告第8号 令和4年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

担当課長から報告理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

報告第8号 令和4年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告いたします。

7月26日に中澤代表監査委員と広島監査委員によりまして、財政健全化法に基づく財政指標等について審査をしていただきました。

その結果につきましては、4枚目に添付してあります意見書のとおりでございます。

この健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条の規定により議会に報告するものであります。

それでは、2ページをお開きください。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率であります。この比率には実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず、実質赤字比率であります。この比率につきましては、普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値であります。本町は赤字ではありませんので、数値は入りません。早期健全化基準は14.48%であります。

次に、連結実質赤字比率であります。

この比率につきましては、財産区を除く全ての会計決算の連結となります。この比率につきましても、赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は19.48%であります。

次に、実質公債費比率であります。

この比率につきましては、普通会計、公営事業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結となります。本町は峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等への債務に関わる負担金も加味された公債費比率を示す数値であります。本町の数値はマイナス1.8%であります。令和3年度と比較し、0.4%の増加となっております。早期健全化比率につきましては、25%

であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては、実質公債費比率よりもさらに地方公社、第三セクターを含めた連結になります。より広範囲で判断していく比率であります。本町におきましては、地方公社や第三セクター等ございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率になります。

令和4年度決算も令和3年度と同様に将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来負担比率はマイナスとなりました。このことは計算上、地方債などの将来負担額が将来、財政を圧迫する可能性は低いということであり、将来負担比率に数値は入らないこととなりました。早期健全化基準につきましては、350%となっております。

本町の比率は、いずれも早期健全化比率を下回っており、財政は良好であると言えます。

次に、下段の令和4年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足の状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るもので、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ、4会計の資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては、20%であります。

なお、上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに知事に報告をしなければなりません。また、計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準を下回っているわけではあります。審査意見書でもご指摘いただいたとおり、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の報告理由ならびに内容説明が終わりました。

なお、報告第8号については、報告案件となりますので、これで終結とします。

令和4年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書及び令和4年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、中澤代表監査委員から報告を求めます。

中澤代表監査委員。

○代表監査委員（中澤俊雄君）

おはようございます。

それでは、認定第1号に係る令和4年度決算の審査の意見について報告をさせていただきます。

ただいま、会計管理者から令和4年度決算につきまして、詳細な説明がありました。重複するところもあろうかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

この審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る7月24日から7月28日までの5日間、広島監査委員とともに町長から提出された各会計の歳入歳出決算書および附属資料が関係法令に基づいて作成されているか確認すると同時に計数に誤りがないか、また、予算の執行状況、さらには基金の管理運用が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、審査を実施いたしました。

その審査結果につきましては、皆さま方のお手元の端末にて配布させていただきました決算審査意見書のとおりとなりますので、よろしく願いいたします。

意見書は全13ページとなります。時間の関係もございましたので、主なところを抜粋し、報告させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、金額の単位につきましては、万円単位とさせていただきます。

まず、意見書の4ページをご覧ください。

1. 総括、(1) 決算の概要であります。

令和4年度の一般会計及び特別会計の予算現額は合計182億1,562万円で、これに対する決算額は歳入総額が163億8,775万円で、収入率は90.6%となっております。

一方、歳出総額は151億531万円で執行率は82.9%、歳入歳出差引額は12億8,244万円となり、一般会計、特別会計ともに全ての会計で黒字決算となっております。

次に町債であります。

令和4年度末現在高は一般会計が63億7,211万円、特別会計が43億1,990万円、合計で106億9,201万円となっております。昨年度に比べ、現在高が1,818万円の減額となっておりますが、これは旧合併特例事業債の繰上償還を行ったことが主な要因であります。

次に(2) 収支決算の状況であります。

一般会計、特別会計合わせての実質収支は10億298万円であり、これについては職員一人ひとりの経費節減等の努力の結果であると思われま

す。続きまして、5ページをご覧ください。

2. 一般会計、(1) 概要ですが、4ページで決算の概要を説明しましたので、説明は省略させていただきます。

次に(2) 歳入、ア. 予算の収支状況であります。

予算現額125億4,478万円に対しまして、収入済額110億274万円で予算に対する収入率は87.7%となっております。不納欠損額781万円につきましては、時効など法令に基づき処分したものであります。

また、収入未済額は4,975万円であります。この未済額につきましては、内容の分析や収納に対する工夫をし、適切な事務処理に努めた結果と思われま

す。今後も公平性の観点と同時に、自主財源の確保を図るためにも実情を把握し、的確な徴収方法を考え、未済額の減額により一層、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

6ページをご覧ください。

この一覧表につきましては、先ほど説明した歳入の決算額を款別にまとめたものでありますので、説明を省略させていただきます。

7ページをご覧ください。

(3) ア. 予算の執行状況であります。

予算現額125億4,478万円に対しまして、支出済額が99億7,820万円で執行率79.5%となっております。

下の表は款別にまとめた一覧表になりますので、説明は省略させていただきます。

次に8ページをご覧ください。

この表は性質別の執行状況でありますので、決算分析の参考にしていただきたいと思います。

次に9ページ、10ページであります。特別会計につきましては、先ほど会計管理者が説明しましたので省略させていただきます。

11ページをお開きください。

一般会計から特別会計への繰り入れの状況となっておりますが、この表にお示ししてあり、総額で13億2,914万円の繰り入れ額となっております。

次に12ページをご覧ください。

4. 財産に関する調書ですが、これはお手元の端末に配布してあります決算書付属資料の19ページからの4. 財産に関する調書をまとめたものでありますので、説明を省略させていただきます。

次に13ページをお開きください。

基金の状況につきましては、関係書類、帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお、基金の運用につきましては、その運用方法について地方自治法に基づき、安全かつ有利を基本に、より一層創意工夫を重ねる必要があると思われまます。

最後に、審査の意見、指摘事項であります。

恐れ入りますが、3ページに戻っていただき、第5. 審査の意見、指摘事項をご覧ください。

決算収支状況は、一般会計ならびに特別会計ともに実質収支において全て黒字決算となっております。職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など積極的な努力が見受けられたところであります。

一般会計の歳入面につきましては、決算額において前年度と比べ4億1,878万円、4.0%の増額となっております。これは新型コロナウイルス感染症感染者数の減少に伴い、国庫支出金のコロナ事業関連交付金が減少し、普通交付税も減少したものの、繰上償還の実施や大型建設事業の実施に伴う基金繰入金および地方債借入額の増といった要因があり、全体としては前年度より増額となったものです。

町税の課税状況につきましては、個人町民税は前年に比べ納税義務者が125人減少しましたが、法人町民税はコロナ以降の業績が回復傾向を示し、前年度に比べ43万円、マイナス0.6%の減少にとどまりました。

固定資産税は、償却資産などコロナ特例の減免が終了したことにより、前年度と比べ1,341万円、1.7%の増額となりました。

徴収状況についても同様の傾向を示しており、税環境の回復基調を示す結果と考えられます。

また、町税全体の徴収率も前年度に比べ1.0%上昇し、96.2%を示すなど、コロナの影響により夜間一斉催告は見送られたものの、納税への丁寧な説明や納税相談、計画的な納税勧奨等の対応努力がうかがえる結果となりました。

今後もこれまで同様に適正な課税および適切な徴収に向けて、より一層の努力を望むものであります。

次に、地方交付税は前年度に比べ1億5,583万円、マイナス3.3%の減額となりました。合併算定外の段階的縮減が終了して、令和2年度から一本算定に切り替わり、減少傾向となっておりますが、前年度は地方税の大幅な減収や人口急減補正等が要因で増額となりましたが、当年度は減少となったものです。

今後も地方交付税は減少していくことが予想されますので、町の財政状況を考慮すると、人口減少対策などの税源確保のための方策と合わせ、歳出の抑制に努めていく必要があります。

次に使用料及び手数料につきましては、徴収率が96.1%で前年度と比べマイナス0.3%

と若干減少しておりますので、公平性の観点からもより一層、徴収方法等に創意工夫をされ、収入未済額の減少に努めていただきたいと思います。

次に歳出面につきましては、決算額において前年度と比べ4億1,691万円、4.4%の増額となっております。これは中学校新校舎および健康増進施設の建設と旧合併特例事業債の繰上償還によるところが大きな要因となっております。

義務的経費につきましては、前年度に比べ1億5,620万円、4.9%の増額となっておりますが、これは人件費、扶助費は減少しておりますが、公債費の繰上償還が主な増額の要因であります。

投資的経費につきましては、中学校新校舎等の建設事業により、前年度に比べ3億816万円、21.2%の増額となっております。

その他経費については、前年度に比べ4,744万円、マイナス1.0%減少しておりますが、物価高騰による光熱水等の増により経費が増加したものの、補助費等、積立金、繰出金が減少となったものであります。

最後に各事業につきましては適正に執行されておりますが、厳しい財政状況の中で限られた財源を有効に活用するため、職員一人ひとりが各事業の目的、必要性、投資効果等を十分に検討し、是正改善等の見直しに積極的に取り組むがあります。

続きまして、報告第8号 令和4年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について報告させていただきます。

詳細な説明は財政課長から説明がありましたので、重複する点があるかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

令和4年度決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類等は全て法令に基づき作成されておりました。その結果が皆さま方のお手元の端末にて配布してあります財政健全化審査意見書に掲載してあります。

(1) 健全化判断比率の状況のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準をそれぞれ下回っております。特に実質公債費比率は前年度同様マイナスでありますので、今後も施策、事業の選択等による経費の節減、町債の発行、繰上償還の工夫と中長期的な財政計画に基づき、財政運営を行っていただき、引き続き財政の健全化に努めていただきたいと思います。

終わりになりますが、職員一人ひとりが常日ごろからおのこの担当する業務はもちろんのこと、町政全般について創意工夫の努力を重ねていただき、身延町総合計画の将来像であります「安らぎと活力あるひらかれたまち」、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指して、町民が安心して暮らせるよう、よりよいまちづくりの実現に向けて職員が一丸となって、まい進することを望むものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（上田孝二君）

中澤代表監査委員からそれぞれ審査意見書の報告が終わりました。

ここで中澤代表監査委員は退席となります。

中澤代表監査委員におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき厚くお礼申し上げます。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第7 議案第52号 身延町味噌加工施設条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

議案第52号 身延町味噌加工施設条例の制定について、議案説明書により説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。

身延町味噌加工施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、身延町味噌加工施設条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

条例制定の背景についてでございます。

町では、第二次総合計画において、「特産物生産強化、製造・販売・農業の六次産業化」を施策として掲げ、産業振興を進めております。

そのような中、「あけぼの大豆」を原料とする「あけぼの大豆味噌」を中心とした味噌づくり専門の加工、貯蔵施設を整備することにより、生産および流通の拡大を図り、地場産業の活性化に寄与するため、身延町味噌加工施設の整備を進めており、令和6年度開業に向け、条例を制定する必要性が生じました。

内容について、ご説明いたします。

味噌加工施設条例の制定の内容につきましては、第1条の設置から第21条の委任までと別表で構成をされております。

2ページ目、中段をご覧いただきたいと思っております。

第1条、設置につきましては、大豆の地域内消費および有効利用のため、貯蔵施設を活用し、出荷時期を調整することにより、味噌の生産および流通の拡大を図り、もって町の地場産業の活性化に寄与するため、身延町味噌加工施設を設置するとしております。

第2条、名称及び位置につきましては、名称は身延町味噌加工施設、住所地は身延町寺沢3250番地となります。

第3条は、加工施設の施設の種類についての条文となっております。

第4条は、加工施設の行う事業の内容についての条文となっております。

第5条は、加工施設の職員についての条文となっております。

第6条は、休館日についての条文でございます。土曜日および日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月28日から翌年の1月3日までの日、その他町長が必要と認める日としております。

3ページ目をご覧いただきたいと思っております。

第7条は、開館時間についての規定で、午前9時から午後5時までとしております。

2項といたしまして、町長が特に必要と認めたときは、開館時間を変更することができるとしております。

第8条は、利用の許可についての条文となっております。

第9条は、利用の変更についての条文となっております。

第10条は、利用の取り消しについての条文となっております。

第11条は、許可の基準についての条文となっております。

第12条は、利用の中止等についての条文となっております。

第13条は、使用料についての条文で、利用者は作業室の利用に係る使用料として、別表第2に定める金額1日5千円に消費税相当額を加えた額を納めなければならないとしております。また、消費税相当額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるとしております。

第14条は、使用料の減免についての条文となっております。

第15条は、使用料の還付についての条文となっております。

第16条は、損害の賠償等についての条文となっております。

第17条は、利用者の義務についての条文となっております。

第18条は、指定管理者による管理についての条文となっております。この施設は身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例によりまして、指定管理者に行わせることができるものとしております。

第19条は、指定管理者が行う業務の基準についての条文となっております。

4ページ目をご覧くださいと思います。

第20条は、利用料金についての条文で、第1項では、指定管理者が管理を行う場合、作業室の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受できることとしておりまして、第2項では、指定管理者は町長の承認を受けた上で、利用料金の額を、第13条に定める使用料1日5千円に0.5を乗じて得た額から2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができるものとしております。

第21条につきましては、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるとしてあります。

別表第1は第3条関係といたしまして、味噌加工施設の種類についてでございます。

別表第2は第13条関係といたしまして、作業室の使用料を1日5千円としてあります。また、1日を午前9時から午後5時までの間の利用としてあります。

本条例の施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上で説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第8 議案第53号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

伊藤町民課長。

○町民課長（伊藤剛君）

議案第53号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について説明いたします。

お手持ちの端末の議案説明書をご覧ください。

最初に提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律が令和5年5月11日に施行されたことに伴い、身延町印鑑条例の一部を改正する必要が生じたものです。

これがこの議案を提出する理由であります。

改正の背景等について説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月11日に施行されたことに伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されました。

この改正により、個人番号カードの利便性の抜本的向上のため、個人番号カード所持者は個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書をスマートフォンにも搭載が可能となりました。

これに伴い、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機での印鑑登録証明書の交付申請において、従来の個人番号カードを用いた方法に加え、利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを用いて交付を受けることが可能となるため、身延町印鑑条例について規定を改正する必要があります。

次に、改正内容について説明いたします。

コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機での印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カードに加え、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を用いた方法を追加します。

また、その他これに関連する所要の改正を行います。

施行期日につきましては、規則で定める日としております。これは施行期日をスマートフォン搭載の利用者証明用電子証明書によるコンビニ交付の開始日としています。しかしながら、現在、国のシステム対応予定が令和5年内とされており、サービス開始日は未定となっているためです。

以上で、議案第53号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第9 議案第54号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは議案第54号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第54号の議案説明書をご覧ください。

まず、提案理由といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法および内閣法の一部を改正する法律が令和5年9月1日に施行されたことに伴い、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

それでは内容を説明いたします。

背景といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴うものであります。

改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法と言わせていただきます）では、新型インフルエンザ等緊急事態においてのみ、また、特措法の規定により実施する措置のみに関して、地方公共団体の事務の代行等、これは都道府県知事による代行、他の地方公共団体の長による応援、事務の委託の手続きの特例および職員の派遣を要請することができることとされております。

今回の特措法の改正により、地方公共団体の事務の代行等について感染症の発生およびまん延の初期段階から地方公共団体の組織を維持できる仕組みを整備するため、新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても、政府対策本部が設置されている間は代行等が行えるようになりました。

内容ですが、特措法の改正により、地方公共団体の事務の代行等の対象事務が、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」から「特定新型インフルエンザ等対策」へと拡大されたことに伴い、当該対策の実施のために派遣された職員に支給することができることとされている手当の名称が「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改正されました。

また、同じく特措法改正に伴い、特措法第44条を引用している例規について改正が必要となりました。

このため、身延町給与条例第2条第1項の「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるとともに、第12条の2第1項中で引用する特措法第44条を特措法第26条の8に改めるものであります。

なお、施行の期日は公布の日からとさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第10 議案第55号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

それでは議案第55号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

提案理由につきましては、「身延町いこいの森キャンプ場」内の老朽化した施設を解体・除却することに伴い、身延町キャンプ場条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景等につきましては、「身延町いこいの森キャンプ場」内のバンガロー施設計6棟のうち、老朽化した3棟を解体・除却することに伴い、間取り12畳のバンガローがなくなるため、身延町キャンプ場条例からこの項を削除する必要性が生じました。

なお、バンガロー除却後の跡地につきましては、テントサイトとして活用を図ります。

改正の内容につきましては、身延町キャンプ場条例、別表第2のバンガローの部12畳の項を削ります。

施行期日は令和5年12月1日です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第11 議案第56号 身延町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

それでは、議案第56号 身延町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

お手元の端末の議案説明書をご覧ください。

はじめに、提案理由を説明いたします。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が令和5年4月1日から施行されたことおよび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）が令和5年9月16日から施行されることに伴い、身延町子ども・子育て会議条例、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町家庭的保育事業等の整備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、背景等を説明いたします。

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）とその施行に伴い必要となる関係法律の改正を行う、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が令和5年4月1日から施行されました。

この整備法により46本の法律が改正されておりますが、本町条例に影響のある改正概要は次の2点であります。

1点目は、主務大臣及び主務省令に係る改正であります。

関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、「厚生労働省」「厚生労働省令」「厚生労働大臣」と規定している箇所を「内閣府」「内閣府令」「内閣総理大臣」と改正となります。

2点目は、条項番号ズレに係る改正であります。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）が令和5年6月16日に公布され、一部を除いて公布の日から施行されました。

この整備法の本則により7本の法律が改正されておりますが、本町条例に影響のある改正概要は次の点であります。

整備法第3条により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律（平成18年法律第77号）が改正され、同法の第3条第11項が繰り上げとなり、その施行が令和5年9月16日となっていることとなります。

内容を説明いたします。

改正条例第1条としまして、身延町子ども・子育て会議条例の一部改正であります。

第1条において、子ども・子育て支援法の改正により根拠となる規定条項にズレが生じたため改正となります。

改正条例第2条としまして、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

関係法令の改正により根拠となる規定条項にズレが生じたことによる改正および関係法令における適用条文追加に本条例を適合させるため、改正となります。

改正条例第3条としまして、身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正であります。

基準の根拠となる指針を発する所管省庁が変更となったため、改正となります。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとなります。

以上で、議案第56号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第12 議案第57号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第4号）

日程第13 議案第58号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第59号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第60号 令和5年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）

以上の4議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

それでは、議案第57号から議案第60号までの令和5年度身延町一般会計及び特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第57号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億724万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億2,972万7千円といたしました。

第2表 地方債補正により補正について説明いたします。

第2表 地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

旧合併特例事業債は4,450万円増加し、補正後の限度額を11億8,820万円といたしました。充当率は95%、交付税措置は70%であります。

味噌加工施設整備事業に4,450万円を充当し、対象事業は記載のとおりであります。

過疎対策事業債は6,370万円増加し、補正後の限度額を3億1,080万円といたしました。充当率は100%、交付税措置は70%であります。

道路改良事業に6,360万円を充当し、橋梁長寿命化事業に1,450万円を充当いたし

ます。また、スクールバス運行事業については、1, 440万円を減額いたします。対象事業は記載のとおりでございます。

緊急自然災害防止対策事業債は2, 760万円増加し、補正後の限度額を4, 260万円といたしました。充当率は100%、交付税措置は70%であります。

林道改良事業610万円を充当し、町道改良事業に2, 150万円を充当いたします。対象事業は記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

歳入予算について、増減の主な理由についてご説明いたします。

15款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金21万4千円を計上し、予防費へ充当いたします。

2項4目農林水産業費国庫補助金、農山漁村発イノベーション等整備事業補助金3, 174万7千円の減額につきましては、新規採択がなされなかったことによる減額計上であります。また、過疎地域持続的発展支援交付金1, 648万9千円の増額につきましては、交付金の申請額の確定に伴う予算計上であります。

2項5目土木費国庫補助金4, 749万7千円の減額につきましては、補助金及び交付金の申請額の確定に伴う予算計上であります。

16款2項3目衛生費県補助金、不法投棄未然防止事業費補助金50万円を計上し、環境衛生事業費へ充当いたします。補助率は2分の1で、補助金の限度額は50万円であります。

2項7目教育費県補助金、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金111万5千円を計上し、10款2項3目教育委員会学校管理費および10款3項3目教育委員会学校管理費へ充当いたします。補助率は3分の2であります。

スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金167万2千円を計上し、新型コロナウイルス感染症対策事業費へ充当いたします。補助率は3分の2であります。

22款町債1億3, 580万円増額いたしました。町債の増額につきましては、「第2表 地方債補正」の説明のとおりでございます。

3ページをお開きください。

歳出予算について、増減の主な理由についてご説明いたします。

2款総務費について説明いたします。

1項5目財産管理費、細目3本庁舎管理費、需用費（光熱水費）410万円を計上いたしました。本庁舎および職員駐車場電気料でございます。

11目まち・ひと・しごと創生事業費、細目4観光資源の魅力アップ事業、需用費（修繕費）902万円を計上いたしました。みのぶ自然の里給湯用温水ヒーター修繕であります。

12目新型コロナウイルス感染症対策事業費については、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金の確定による財源組替になります。

4ページをお開きください。

8項1目下部支所費、細目1下部支所費事務費、報酬及び職員手当等182万3千円を計上いたしました。会計年度任用職員1名分であります。

3款民生費について説明いたします。

1項7目障害福祉費、細目2障害福祉事業費、償還金、利子及び割引料（過年度還付金）1, 761万円を計上いたしました。令和4年度障害者自立支援医療給付事業、療養介護医療給付

費事業等の超過交付に伴う返還金であります。

4 款衛生費について説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 項 2 目予防費、細目 5 その他予防費、負担金、補助及び交付金（その他の負担金）2 3 2 万 8 千円を計上いたしました。飯富病院の大規模改修工事費を算出するための業務負担金であります。

4 目環境衛生費、細目 2 環境衛生事業費、工事請負費 1 2 8 万 7 千円を計上いたしました。不法投棄防止柵設置工事費です。場所は市之瀬地内であります。

3 項 1 目簡易水道運営費、細目 3 簡易水道事業特別会計繰出金 3, 9 8 3 万 1 千円を計上いたしました。簡易水道事業特別会計への繰出金であります。

6 款農林水産業費について説明いたします。

1 項 3 目農業振興費、6 ページをお開きください。細目 8 味噌加工施設事業費、需用費（消耗品費）4 1 3 万 2 千円を計上いたしました。味噌加工施設用の消耗品であります。

4 目農業土木費、細目 2 農業土木事業費、工事請負費 1 0 0 万円を計上いたしました。これは西嶋用排水路改良工事費です。

2 項 2 目林業土木費、細目 2 林業土木事業費、工事請負費 7 8 0 万円を計上いたしました。これは林道富士見山線法面改良工事費です。

7 款商工費について説明いたします。

2 項 1 目観光費、細目 1 2 本栖湖いこいの森キャンプ場管理費、委託料（調査・研究委託料）1 4 万 5 千円を計上および工事請負費 3 4 9 万 8 千円を計上いたしました。バンガロー解体工事に伴う石綿含有試験調査業務委託および、バンガロー解体工事費であります。

7 ページをお開きください。

8 款土木費について説明いたします。

2 項 1 目道路橋梁維持費、細目 1 道路橋梁維持管理費、工事請負費 3 千万円を計上いたしました。身延・下部・中富地区の道路整備工事費であります。

2 目道路橋梁新設改良費、細目 1 道路橋梁新設改良事業費、工事請負費 2, 1 5 0 万円を計上いたしました。町道上之平波高島線外 2 路線道路改良工事費であります。

細目 2 道路橋梁新設改良事業費、町道本町富山橋線道路改良工事に伴う過疎対策事業債の配分枠による財源組替になります。

細目 3 道路橋梁新設改良事業費、委託料（設計・測量委託料）2, 3 9 2 万 5 千円を計上いたしました。西嶋和紙の里駐車場改修詳細設計業務委託になります。

3 目道路メンテナンス事業費、橋梁長寿命化事業に伴う過疎対策事業債の配分枠による財源組替になります。

8 ページをお開きください。

9 款消防費について説明いたします。

1 項 1 目非常備消防費、細目 3 消防団施設管理費、委託料（設計・測量委託料）1 9 2 万 5 千円を計上いたしました。下部第 1 分団第 5 部（市之瀬）消防詰所新築工事設計業務委託になります。

1 0 款教育費について説明いたします。

1 項 2 目事務局費、スクールバス運行事業に伴う過疎対策事業債の配分枠による財源組替に

なります。

2項小学校費、3目教育委員会学校管理費および、9ページをお開きください。3項中学校費、3目教育委員会学校管理費、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金の確定による財源組替になります。

4項2目公民館費、細目1公民館運営事業費、負担金、補助及び交付金(補助金)101万6千円を計上いたしました。集落公民館整備費等補助金で、対象集落公民館は大城および大磯小磯集落公民館になります。

10ページをお開きください。

5項5目和紙の里費、細目7道の駅整備事業費、委託料(設計・測量委託料およびその他業務委託料)1,567万3千円を計上いたしました。デジタル田園都市交付金施設整備計画作成支援等業務委託になります。

6項2目体育施設費、細目5下部町民グラウンド運営管理費、需用費(光熱水費)147万4千円を計上いたしました。下部町民グラウンド照明灯の電気料であります。

11ページお開きください。

13款諸支出金について説明いたします。

1項10目教育施設整備基金費、細目1教育施設整備基金費、積立金116万3千円を計上いたしました。これは教育施設整備基金への積立金になります。

議案第58号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ79万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,321万円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

8款繰越金、1項1目繰越金79万2千円を増額いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

5款諸支出金、1項1目第1号被保険者還付金、細目1第1号被保険者還付金、償還金、利子及び割引料(還付金)79万2千円を計上いたしました。これは第1号被保険者に対する過年度の保険料還付金になります。

12ページをお開きください。

議案第59号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,983万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,190万円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

5款繰入金、1項1目簡易水道一般会計繰入金3,983万1千円を増額し、簡易水道管理費へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款水道維持費、1項1目簡易水道管理費、細目1簡易水道管理費、工事請負費3,983万1千円を計上いたしました。これは切石地内国道52号配水管布設替え工事、町道本町富山橋線送水管および配水管布設替え工事、町道川除下中線配水管布設工事費であります。

13ページをお開きください。

議案第60号 令和5年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ806万5千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

5款繰入金、1項1目下部奥の湯温泉事業基金繰入金56万5千円を増額し、温泉管理費へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款温泉事業費、1項1目温泉管理費、細目1温泉分湯施設維持管理費、需用費（修繕費）56万5千円を計上いたしました。下部奥の湯温泉分湯槽余水管の修繕であります。

以上で、議案第57号から議案第60号までの内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしく願います。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第16 議案第61号 財産の取得について（味噌加工施設備品）を議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

すみません、先ほどの概要書の訂正をさせていただきます。

概要書の13ページをお開きください。

歳出予算の1款温泉事業費、1項1目温泉管理費、細目1温泉分湯施設維持管理費、需用費（修繕費）、ここで55万6千円と記載がありますが、56万5千円の過ちであります。大変申し訳ありませんでした。

引き続き、議案第61号 財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 財産の種類 動産 味噌加工施設備品
2. 物品名及び数量 ステンレス製こし器1台
ステンレス製攪拌混合器1台
移動式放冷機1台
洗穀機1台
ガス煮炊き釜3台
三温度帯冷凍ストッカー5台
粘体定量充填機1台
厚物ガゼット袋用シーラー1台
3. 契約の方法 指名競争入札による契約
4. 購入金額 1,485万円
5. 購入先 山梨県中央市山之神流通団地北1番地
株式会社日新厨房企画 代表取締役 内田誠一

提案理由を申し上げます。

旧中富学校給食センターを味噌加工施設として再整備するためにあたり、関連備品を調達する必要が生じました。

については、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これが議案を提出する理由でございます。

内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第61号関係資料をご覧ください。

借り入れようとする財産は、味噌加工施設備品であります。

予定価格は消費税を除いた1,482万1,500円であります。

入札年月日は令和5年7月26日で、入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加者につきましては、指名業者6社中1社が辞退したため記載してあります5社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますので、ご覧ください。

落札者は、株式会社日新厨房企画で、落札額は1,350万円となり、消費税を含んだ1,485万円で、令和5年7月26日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は令和6年3月22日で、納入場所につきましては旧中富学校給食センターであります。

また、概要につきましては記載のとおりであります。

以上、議案第61号の内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第17 同意第25号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第18 同意第26号 身延町公平委員会委員の選任について

以上の2議案は同意案件でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは同意第25号 身延町教育委員会委員の任命について、まず説明させていただきます。

同意第25号の議案説明書をご覧ください。

提案理由につきましては、令和5年11月18日に委員の任期が満了するためでございます。その後任委員を任命する必要が生じました。

については委員の任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意が必要となります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、内容の説明に移らせていただきます。

まず、背景等につきましては、現教育委員の若林裕子さまの任期が令和5年11月18日に満了となるため、新たに委員を任命する必要が生じたためでございます。

委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識

見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と規定されております。

また、同じく同法第4条第5項に、委員のうち保護者が含まれるようにしなければならないとされております。

内容といたしましては、新たに任命しようとする教育委員は小林美絵さま。住所、生年月日は記載のとおりでございます。現在、身延小学校の児童の保護者としてPTA活動など積極的に活動されている小林さまの選任をお願いするものでございます。

続きまして、同意第26号 身延町公平委員会委員の選任について説明いたします。

同意第26号の議案説明書をご覧ください。

提案理由につきましては、令和5年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任の委員を選任する必要が生じました。

ついては委員の選任にあたり、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意が必要となります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

それでは、内容を説明させていただきます。

まず背景といたしましては、現委員である赤池一博さまの任期が令和5年11月18日に任期満了となるため、新たに委員を選任する必要が生じました。

委員の選任については、地方公務員法第9条の2第2項に、「委員は、人格が高潔で、地方自治体の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。」と規定されております。

内容につきまして、説明を申し上げます。

選任しようとする委員は、赤池一博さま。住所、生年月日は記載のとおりでございます。赤池さまにつきましては、旧下部町役場、身延町役場に永年勤務され、地方公務員として地方自治に携わり、公平委員としての職務を行う上で必要な知識と経験がともに豊富であり、現在積極的に委員として職務を遂行していただいております。

このたび、令和5年11月18日に任期満了になることから再任をお願いするものでございます。

以上で、同意第25号、同意第26号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第19 発委第1号 身延町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とします。

議会運営委員長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

広島委員長、登壇してください。

広島委員長。

○議会運営委員長（広島法明君）

それでは、発委第1号について提案をさせていただきます。

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者 身延町議会運営委員会委員長 広島法明

身延町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第109条第6項および第7項、ならびに身延町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由は、地方自治法の一部改正に伴い、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、町に対し請負をする議員が当該請負の対価として各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公平性および事務の執行の適正を図るため、本件条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由です。

内容につきましては、議案説明書をご覧ください。

それでは背景等につきましては、令和4年12月10日に成立しました地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化および緩和がされ、各会計年度において議員が支払いを受ける当該請負総額が300万円までは、町と議員の請負の規制からは対象外となりました。このため、請負状況の報告および公表を条例化することで、請負状況の透明性を確保し、議会運営の公平および事務の適正を図るため、本件条例を制定するものであります。

条文の内容につきましては、第1条、目的。第2条、報告。第3条は報告の公表。第4条は保存及び閲覧。第5条、委任。

附則としまして、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することを規定するものです。

施行期日は、公布の日からするというものです。

以上、提案いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で広島委員長からの提案理由ならびに内容説明が終わりました。

ここで議事の途中ですが、暫時休憩といたします。

再開は11時30分とします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○議長（上田孝二君）

それぞれ全員そろっていますので、休憩前に引き続き議事を再開します。

それでは、これから質疑を行います。

質疑について、同種類の議案については、その都度、同意を求めて一括して質疑を行いたいと思います。

一括質疑となった場合には、ご発言の際に質疑をしたい議案番号と質疑の内容説明をお願い

します。

なお、常任委員会への付託については、定例会資料4ページの議案のとおり、常任委員会への付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみにとどめてください。

また、定例会資料5ページの議案については、委員会付託を省略の予定となっておりますのでよろしくお願ひします。

それでは質疑に入ります。

はじめに、認定第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で認定第1号の質疑を終わります。

次に議案第52号から議案第56号までの5議案については、条例案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第56号までの5議案については、一括して審議を行うことに決定しました。

それでは質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第52号から議案第56号までの質疑を終わります。

次に、議案第57号から議案第60号までの4議案については、補正予算案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第60号までの4議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第57号から議案第60号までの質疑を終わります。

次に議案第61号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

次に、同意第25号および同意第26号の2議案については、教育委員の任命および公平委員の選任に関する人事案件であるため質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第25号および同意第26号の2議案については、質疑を省略します。

それでは、次に発委第1号については、議会運営委員会から提出案件であるため、質疑を省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発委第1号については質疑を省略します。

お諮りします。

定例会資料4ページの委員会付託議案表のとおり、認定第1号および議案第52号から議案第60号まで、ならびに請願第1号の計11議案を常任委員会に付託したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり、常任委員会に付託します。

お諮りします。

定例会資料5ページの委員会付託省略議案表のとおり、報告第8号、議案第61号、同意第25号、同意第26号、発委第1号の5議案については、委員会付託を省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会への付託を省略します。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

このあと、午後から予算決算常任委員会の現地調査が予定されておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、本日はこれをもちまして、本会議を散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前11時36分

令和 5 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 7 日

令和5年第3回身延町議会定例会（2日目）

令和5年9月7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 遠藤公久 | 2番 | 深山光信 |
| 3番 | 佐野昇 | 4番 | 山下利彦 |
| 5番 | 佐野知世 | 6番 | 伊藤雄波 |
| 7番 | 望月悟良 | 8番 | 田中一泰 |
| 9番 | 広島法明 | 10番 | 野島俊博 |
| 12番 | 渡辺文子 | 13番 | 伊藤達美 |
| 14番 | 上田孝二 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

議場では、クールビズを適用しておりますので、上着の着用については、各自の判断での暑さ対策をしてください。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際しまして、資料配布の申し出があり、これを許可します。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

提出をいたしました質問要旨に従いまして、ただいまより5項目にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1番目の質問でございますが、予算化されました事業の見直しについて質問をいたします。

施策とも呼ばれますけれども、これは政策の事業化であります。その全ては、私は前々から言っているとおり、人口減少抑止のためにあるものと理解をしております。これら施策の多くは、合併前、ないしは合併後、実施されてきたものもございます。

当時の人口は今の1.7倍近くあったかと思えます。事業はこれら人口を前提に組み立てられたと聞いていいと思えます。当時はそれに見合った成果をあげることができたかと思えます。

しかしながら、令和に入りまして人口が当時の6割近くにまで減少をしてきております。しかしながら、施策・事業の内容については、人口が減少したにもかかわらず、組み立てなど、その内容は、当時のままのものもあるかと思えます。すなわち現状に対応できていないのではないか、そういう疑問を感ずるわけであります。

このため、今、述べたとおり、事業の成果は当初と比較して少なくなったように思えるわけ

でございます。毎年、予算が有効に支出されてきたのか、疑問を感じざるを得ないわけであり、

行政はある意味、サービス業であります。お客さまが少なくなったら、民間においてはリストラ、人員削減などを行ったり、顧客確保のための販売促進策、セールスプロモーション等を講じるなど、環境の変化に柔軟に対応するわけでございます。

しかしながら、地方公共団体にあつては、法令や条例に基づいて仕事を進めるため、なかなか民間のような形での変化に対応できない、そういうことも事実でございます。しかしながら、そのようなことを言っている合間においても、確実に今現在の社会経済の変化の動きというのは極めて大きなものがございます。旧態依然たる方法で施策展開、政策展開を行うことは、私は機会の利益を逸することになりかねないと危惧するものでありまして、これは住民の意思に反するのではないかと、いうふうにならざるを得ないかと感じております。

そうであれば、やはり私は一度立ち止まって現状に見合った施策はどうあるべきか、自ら考えるべきときではないかと感じておりまして、そうであれば、過去から現在まで予算化された事業の総点検を行い、そのリニューアル（刷新）とスクラップ・アンド・ビルドを明確にすべきでございます。

そしてその根拠を明確にするためにも、事業の評価制度の導入は不可欠でございます。これは平成30年第2回定例会で一般質問を行っておりますが、配布資料1ページから2ページを参照していただければありがたいと思います。そこで、毎年予算化される事業の継続廃止および新規事業の採択についての判断は、庁内においてどのように行われておるのか。行われているとすれば、その運用の方法についてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

平成30年第2回定例会の一般質問でお答えしましたが、本町では経常的ならびに継続的な事業として予算化された事業に対しては、予算査定時のヒアリングや決算審査等でのその必要性や事業効果等を確認し、今後の継続の有無について検討しております。

また、新規事業の採択につきましては、「身延町事務事業事前評価庁内検討会設置要綱」により、事務事業計画の立案および検討段階において、将来的な負担や事業効果、必要性および他事業に及ぼす影響等、関係する課で調整し、当該事業のその時点での実施についての検討を行っています。

さらに、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の各事業については、身延町総合戦略推進委員会における外部評価もいただいているところであり、本町においては、評価制度が導入されているものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今の答弁は、前回の質問の際の答弁の域を出ておりません。私は庁内における委員会設置の際に、どういう判断でもって事業の継続や廃止を行っているのか、そのへんの内容についてお

答えをいただければ非常にありがたいと思って、この質問をしたわけですが、前回の答弁の域を出ていない、誠に残念でございます。

この事業の評価制度の導入については、でき得る限り継続して取り組んでいきたいと、質問していきたいと考えております。

次に、みのぶ乗り合いタクシーに関する予算について、質問をいたします。

乗り合いタクシーは、平成20年10月（2008年）から3地区、身延、下部、中富において随時、試験運行が開始をされまして、平成23年7月（2011年）から本格運行が行われてまいりました。試験運行から早や15年が経過をいたしております、利用者はコロナによる影響はあるものの、ここ数年は1万5千人から1万7千人と安定的に推移をしております。地域住民の足として、また地域経済のために大きな役割を果たしてきたことはご存じのとおりであります。

そして、このための経費は、令和3年度決算におきましては、バス運行対策事業費の負担金として4,515万円が地域公共交通活性化協議会へ支出をされておりますが、まずもってこの協議会の設置の根拠、法令ないしは条例および、その目的について伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

身延町地域公共交通活性化協議会は、地域の主体的な取り組み等により、「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化および再生」を推進するため、平成19年に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、平成20年5月に設置しました。

協議会は、町内の公共交通の活性化および再生のために、地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的に設置し、地域公共交通総合連携計画の作成および実施に関し必要な協議を行うとされております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今の目的、それから設置の根拠等については分かりましたが、2番目といたしまして、多額のお金が負担金としてこの協議会へ支出をされておりますが、この予算の大部分については、運行に関する経費だと推察するわけですが、協議会の補助対象経費の内訳についてはどのようなものであるのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

ご推測のとおり、町から地域公共交通活性化協議会に運行事業費として負担金を支出しております。

内訳の主なものにつきましては、運行事業者への運行委託料、予約センターへの業務委託料

となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今の答弁に対しての再質問でございますが、その負担金の算出根拠と、その内訳についてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

こちらの内訳につきましては、運行業務委託料につきましては、町内のタクシー事業者3社のほうへ、事務委託および業務委託料につきましては、身延町商工会への委託となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に平成20年6月には、この地域公共交通活性化のためのマスタープランであります地域公共交通活性化総合連携計画が策定をされたわけでございますが、その計画の目的についてお伺いをするとともに、かかる計画の見直しや事業の評価等について、私はより専門家を交えて定期的に検証をして、その情報開示を町民の皆さまにすべきだと考えておりますが、過去においてそのような検証会議等を開催したことはあるのか。また、これから開催する計画はあるのか併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

地域公共交通総合連携計画は、公共交通手段の課題や改善などを実施する、具体的な内容や計画を示すものです。公共交通の空白地域の解消や地域の足の確保のため、計画に基づき現在町営バスや乗り合いタクシー事業を実施しております。

運行地域の見直しや事業の評価等は、地域公共交通活性化協議会で協議をしております、特段検討会議のほうは開催をしておりません。

今後は地域公共交通活性化協議会において協議し、国の補助事業の実施要件である地域公共交通計画を作成する予定となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今の答えに関しての再質問でございますが、これから策定をする地域公共交通計画の主たる

内容および対象年度について、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

平成20年に現計画策定後、計画に基づき乗り合いタクシー事業を行っておりますが、その後の計画の改定を行っておりません。新たに策定する公共交通計画は、国の法改正に伴いまして、現在実施している乗り合いタクシー事業への国の補助事業である「地域公共交通確保維持事業」の補助要件として必要な計画となり、現行の地域公共交通総合連携計画を地域の実情に合わせた交通手段の見直しや課題・問題点の改善、目標の設定等を盛り込んだ新たな公共交通計画として令和6年6月までに策定する予定であります。

また、計画の期間ですが、令和6年度から令和10年度の5年間の設定であります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

私は、いろいろな協議会、会議等は開催をしているかと思うんだけど、やはり検証作業というのは極めて重要であると常々思っております。やはり検証作業を通して、何が問題点か、それから地域住民の要望をどういう形でそれを実現していくかということ、常々こういう検証会議でもって協議をすべきでありまして、それら内容については、ホームページ等で情報公開すべきであると思います。

定期的を開催するそういう会議以外に、やはり私は検証会議等を年複数回開催していただいて、現状の問題点等を掌握し、そしてその解決策を町民の皆さま方にご提示をしていただくようにお願いをしておきます。

次に、町内の住宅密集地にある道路でございます。幅員が狭く、現状の10人乗りジャンボタクシーでは戸口まで行くのはなかなか、これは難しいと。利用者は、タクシーが駐車、回転できる近くの場所まで歩いていかなければならないわけでありまして。歩くことも健康のためには必要かもしれませんが、足腰の不自由な人にとっては転倒などの危険もありまして、でき得るならば、戸口までタクシーが迎えに来てくれれば助かるとの意見を聞くことも多いわけでありまして。

そうであれば、戸口まで運転可能な軽自動車を活用して、地域の人たちが運転手として利用者を支える自家用有償旅客運送制度、ハードルはだいぶ下がってきておりまして、国の制度自体も住民の要望に応える形で新たな制度がそれぞれでき上がってきておりますが、利用者を支える方法を考えてもよいかと思っておりますが、当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

ご質問の自家用有償旅客運送制度は、バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置を取った上で市町村やNPO

法人等が自家用車を用いて提供する運送サービスです。

この制度での送迎は、車両は町が使用権限を有する自家用車を使用し、地域の方が運転手を行うことも国の許可を受ければ可能になりますが、旅客の安全と快適な移動を確保するため、運転手の資格や車両の安全基準を厳守することが必要となりますので、導入にあたっては関係者の十分な協議が必要と考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ぜひとも私は、道路運送法自体も当初の内容と比較しまして、だいぶ変わってきておりまして、あるいは運用の方法、省令等も改正をされる中で、自家用有償旅客運送制度、だいぶ当初と比較するとハードルも下がってきております。地域の人たちが地域の人たちのために運送するという、そういうような方法・方策も各地でもって取り組んできておりまして、そういうことを踏まえて、やはり現状がベストであるという考えは捨てていただいて、少しでもよくなるにはどうしたらいいかという、そういう問題提起を常々していただくようお願いをいたします。

次に、この乗り合いタクシーに関しての予約制度そのものについてであります。行政サービスについてはデジタル化が進んできておりまして、当然にこの配車の予約システムについても、これは、私はやはりスマートフォン等も活用して、そしてそのアプリケーションを取り入れることも想定すべきであります。配車の予約システムにスマートフォンを活用すべきであると。それはなかなか、お年寄りにはそれはできませんよということも事実かもしれませんが、そういうことを言っていたのでは、前に進むことはできないわけですが、そういう中で、私は予約システムにスマートフォンのアプリを取り入れることを想定すべきだということ常々考えておりますが、当局の見解をお伺いします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

現状の予約システムは、予約センターでオペレーターが電話にて予約を受付、対応しております。

今後のデジタル化に対応することも必要と思いますが、導入については利用者の大半が高齢者であるということから、スマートフォンからの予約利用についての対応も含め、費用面やオペレーターとアプリ予約との並行利用についても調査・検討が必要と考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

調査・検討というよりも実証実験をどんどんやっていただきたい。世の中はどんどん変わってきております。お年寄りであっても、やはり時代の流れに沿って対応していただくということは、これは必要なことですので、ぜひとも実証実験等を含めて新たな事業化を進めていただくようお願いしておきます。

次に3番目であります、地域内における経済循環についてでございます。

これまでの地域活性化につきましては、企業誘致や観光・産業の振興など、どちらかと言えば「外から稼ぐ」ということに目が向けられてきております。「域内に入ったお金がどう使われるか」については注視されてきませんでした。

しかしながら、それも、私はやはり地域経済にとって大きな意味を持つものであると感じておりまして、そして大切なことは、そのお金の町外への流失を少しでも防いで、町内でいかに循環をさせて、自立的な経済活動を活発にするかということにあるわけであります。

具体的には、繁盛している店でも仕入れのほとんどが地域外であったら、そして本社に売り上げを吸い上げられているということであれば、これは、私は地域経済に貢献しているという、そういう度合いは極めて低いと思います。逆に地元から多くを仕入れたり、地域の雇用を生む、そういう店であれば、これは地域経済への貢献度は高いことになるかと思えます。

自分が使ったお金がどのくらい町に残り、地域内をめぐるのか考えてみることも、これは、私は町民として大切なことではないかと思えます。

配布資料におきましては、地域経済循環、図式化をして4ページにございますので、ご参照いただきたいと思えます。

それから公共事業の発注先の状況については、町内企業にどれだけ発注されているか、これは5ページから6ページを参考にさせていただきたいと思えます。

そういう中で、したがって、これからの町の政策・施策については、地域外への所得の流失額を少なくし、お金が地域内で循環する方策への取り組みも、私は必要だと考えておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

町内での消費循環につきましては、身延町の商工振興に向けた重要な要素の1つであると考えております。

平成29年度に施行した「身延町中小企業・小規模企業振興基本条例」では、町、中小企業等、地域経済団体、町民等が相互の連携、協働を推進することにより、中小企業等の事業の成長と持続的な発展が図られることなどを基本理念としておりますが、町では発注する工事、物品購入等において、受注機会の増大に努めるなど町内業者の支援を進めております。

次に、新規創業者に対する支援制度につきましては、「身延町創業支援等事業費補助金交付要綱」により、これまで延べ15件、活用されております。また、新型コロナウイルス感染症対策交付金を活用した商品券配布事業の実施にあたり、より町内事業者への消費を促す工夫も行ってきたところであります。

今後も町内での消費喚起が積極的に図られるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に4番目の質問でございます。新たに建設をされます新中学校における教育内容について、

お伺いをいたしたいと思います。

令和6年度から身延中学校新校舎での新たな中学校教育がスタートするわけであり、中学校の建設、本体工事ではありますが、令和4年ないし令和5年、2年間の継続費ではありますが、26億5千万円が予算化をされるということでもあります。土地の買収や付帯工事を含めると、これは30億円を超える予算が投入されることになるかと思いますが、これだけの多額の予算が使われ、そして新たな校舎が建設されるわけですが、この経費、金額を無駄に終わらせてはいけないと思います。

このためにも、私は本町独自の特色を生かした中学校教育の取り組みがより求められると感じております。当局の見解をお伺いします。

○議長（上田孝二君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えをいたします。

本町には、独自に町教育研修センターがあり、その存在が本町の教育活動や教員の研修等に多角的に機能しております。

教員研修センターの発足から45年が経過しておりますが、そういった教育への熱意、組織的取り組みが営々と受け継がれ、今日にあっても教育先進の町として大きな成果をあげ、県内をリードしています。センターには、校長OBが主事として歴代配置されております。その教育研修センターを中心にして、本町独自の特色を生かした中学校教育の成果と今後について説明をいたします。

まず、新校舎には教育環境の素晴らしさがあります。環境が人をつくるという言葉どおり、地元の木材を活用し、木の持つ温かみや柔らかさを生かし、潤いのある学習環境を実現する木造校舎であること、火災や大地震に強い校舎とするため、防火区域となる耐火コア等を鉄筋コンクリートでしっかり構築していること、各教室や多目的スペース、体育館、図書室、武道場等全てに標準以上のスペースを確保し、ゆとりと落ち着きを感じながらの学びの場を確保しております。

この素晴らしい校舎での学習をしっかり行い、学校に誇りと自信と愛着を持てる生徒を育てていきたいと思っております。

具体的な中学校教育について説明をいたします。

まず、学力向上策です。

向学館事業として、中学3年生の希望者には、峡南でもいち早く12年前の平成24年度から学習サポート事業を展開しております。今年度の希望者は3年生全体の80%近くに達しており、年間24回開校しております。生徒や保護者からも高い評価をいただいております。

今年度全国学力調査結果におきましても、平均以上の高い結果を示しております。1年生のサポート事業は5年目となり、7名程度に対応しております。好評を得ております。教員OB・OGの講師の貢献度も高いものがございます。

ICT教育においても、本町はいち早くICT環境を整えております。1人1台端末が整備され、中学校でも授業はもちろん、すでに家庭への持ち帰り学習も推進しております。4校代表からなるICT教育推進委員会を中心に、中学校においても昨年度整備された電子黒板を活用した授業実践の継続と検証、年間指導計画の改善を今後も精力的に続けてまいります。また、

昨年度ICT支援員が配置され、教員の授業改善に大変役立っております。新校舎におきましては、体育館をはじめ、全ての場所にWi-Fi環境が整っております。

英語教育では2年目になりますが、8月に中学1年生がイングリッシュ・デイ・キャンプとして都立の施設で1日中、英語だけの語学学習に20名が参加をしております。今年度は2年生まで拡大し、1月に実施いたします。

英語検定では、4年目となるチャレンジサポート事業があり、4級程度の英語力を身につけたい1・2年生の希望の生徒を募り、冬休みに実施しております。今年度、5月の検定では高校中級程度の準2級に2名、3級に11名、4級に7名、5級に2名がチャレンジしています。

いずれも県内の他市町村に先駆け実施してまいりました。今後の身延中学校新校舎での教育におきましても、これらの内容にさらに改善を加え、発展的・継続的に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、教育長もこれら内容に改善を加え、発展的に継続してまいりますというお答えでございます。ぜひとも内容をさらに充実をしていただいて、身延中学校教育はここにありと、県内・全国的にその知名度が高まるような仕事を進めていただくようお願いをいたしたいと思いません。

次に、私は学校教育の将来については生徒や父兄、地域と連携し、そして参画を進める中で教育の魅力化、この魅力化というのは、いろいろな形、いろいろなパターンがあろうかと思えます。あえて私はそこに国際教育であるとか、スポーツ教育であるとか、あるいはまた全寮制などを挙げておきましたが、この魅力化が推進できるかどうかにかかっているかと思えます。

そのため、私は教育政策にあっても、人口減少の抑止、移住定住の促進のためにあるという、そういう視点に立って、他の地域からも生徒が集まるような地域づくりに資する教育施策を講ずるべきであると考えますが、当局の見解をお聞かせください。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

子育て世代が地方に移住したり、定住する要因の1つに子どもの教育環境が整っていることが考えられます。先ほども教育長が答弁しましたが、本町では子育て支援策の一環として、教育環境の充実にも積極的に取り組んでおり、早くからICT教育や英語教育の充実などに取り組んできました。特に英語教育は、ALTを小学校各校に1名を派遣、中学校は2名を常勤で配置し、生きた英語を学ぶことができます。

また、小中学校入学時における入学支度金の支給、給食費の全額補助、修学旅行費の全額補助、補助教材費の公費負担などにより、子育て期の保護者の経済的負担を軽減する事業にも取り組み、教育にかかる費用面でも手厚いサポートを行っております。

以上のような学びの質を高める取り組みや教育にかかる費用への手厚い支援により、本町は子育て世代にとって魅力のある町として捉えていただければ、地方に移住し、子育てを考えている方にも選択肢の1つの移住先になると思いますし、もともとの本町在住の方や本町出身の

方も子育ては身延町でとを考えていただけるよう、引き続き特色のある教育の実施、手厚い支援を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、学校教育課長が述べたとおり、やっぱり教育の中身、身延町、より充実をしていることは事実でございます。これをぜひとも日本全国に知れ渡るようなPR手法を含めて、そしてこれを移住定住に結びつけるような方策を町全体で考えていただくようお願いをいたしたいと思います。

それから次の質問でございますが、連携型中高一貫教育もこの魅力化の大きな柱になろうかと思えます。方策だと、これは考えております。現状を踏まえて、連携型中高一貫教育、新たな取り組み、なかなか難しいということも聞いております。なかなか容易ではないということも聞いておるけれども、やはりこういう取り組みを通して、やはり中身をどんどん変えていくという、そういうチャレンジ精神は必要だろうと思えます。

令和元年第2回、それから令和3年第3回定例会においても、この連携型中高一貫教育については質問しておりますけれども、現状も連携型中高一貫教育、現状を踏まえて新たな取り組みについて、学校教育課長にお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えいたします。

身延高校と身延中学校、そして南部中学校の3校で、令和元年度から県内の県立高校では初となる連携型中高一貫教育がスタートし、今年度で5年目となります。中高一貫連携教育事業は中高の6年間の一貫した教育を通して、将来の社会的、職業的自立の基礎となる能力を育成することにより、生徒が自己の個性、適性を踏まえ、主体的に進路実現できることを目指していきます。

連携型中高一貫教育校となった3校が協力して、教員や生徒間で様々な取り組みが行われています。具体的な取り組みとして、授業アシスト、キャリアセミナー、総合学科発表会、部活動交流などの12の事業になります。この12の事業を身延中学校、南部中学校の中学1年生から中学3年生の3年間と、身延高校に進学すればですが、高1から高3の3年間と計6年にわたり年間計画により取り組んでいきます。これらに取り組むことで、個々の進路の実現や人材育成を目指すこととなります。

成果についてですが、連携の中核をなす授業アシストは高校の先生が中学校に行き授業を行うことで、中高の学びの継続性の理解につなげ、反対に中学の先生が高校に行き、授業を行うことで中学で学ぶ基礎的な部分を再度学び直し、高校での学びのつなげる取り組みですが、中高の生徒も9割以上が「とても役に立った」「役に立った」とアンケートで回答しております。

キャリアセミナーでは、身延高校のキャリア教育の成果、高校生が社会や上級学校について調べ、学ぶことや働くことの意味、自らの興味、関心、適性の把握から適切な進路選択について考えた結果を中学生に発表します。この発表を通して、高校生、中学生ともに自己の能力や

適性を踏まえた進路実現ができるよう、進路選択の幅を広げることを目的とする取り組みですが、参加しました中学生の全員が「とてもよかった」「よかった」と回答しております。

令和4年度各事業の結果からは、生徒・先生方の評価を受け、次年度に向けて改善して継続する内容も散見されていきました。各事業において、PDCAサイクルを意識した取り組みを今後も継続していくことが肝要と思います。

現在、中学生は全県一区で、どこの高校でも自由に進路選択をすることができます。12の事業をもとに改善しながら取り組みを続けることにより、身延高校との連携を図る中で、連携型中高一貫教育の魅力、成果を発信し、中学生・保護者に理解してもらうことで、地元の中学生、他の地区からの中学生からも身延高校を進路として選択してもらえることにつながればと思います。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

いろんなメニューがたくさんあることは、今お述べになったとおりでと思います。より、これを実質化し、身延町の教育がより優れたものであるというふうに、その内容を高めていただくように、そしてそれが全国的に知れ渡るような、そういうPRの手法を講じていただくようお願いをいたしたいと思います。

次に最後の質問になりますが、人口減少に伴う財政への影響についてであります。

人口減少について、6ページのグラフを参照していただければよろしいかと思いますが、令和5年8月の人口が1万183人でございます。合併当時、平成16年9月1日の人口は1万7,240人でございます。合併時からいたしますと7,057人、率にすると40.9%の減少になるわけでありまして、現在の人口は当時の約6割に相当するという数字であります。

令和4年度、令和4年4月から令和5年3月までの人口減少数は298人でございます。これから推定すると、令和6年度上半期には人口が1万人を割ることが想定をされるわけでありまして、これらがために町の財政とりわけ歳入に、中長期的に見てどのような影響があるのか、まずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

本町の財政運営においては、人口減少に伴う納税義務者の減少に加え、地方税の落ち込みは厳しいものになると想定されます。基幹的財源である普通交付税の算定に利用されている国勢調査の人口は令和2年度に実施された国勢調査により、平成27年度調査の1万2,669人から1万655人へと大幅に減少いたしました。

人口減の厳しい団体に対する交付税激変緩和措置である人口急減補正が県内で最大値でありましたが、今後は補正が段階的に縮減されていくことで、普通交付税総額にも影響があると考えます。

また、旧合併特例事業債が令和6年度に終了いたしますが、これまでと同様、補助金や有利

な地方債といった財源を確保し、継続的な事業であっても廃止を含め要否の判断をするなど、事務事業等の見直しを進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

私が一番最初に質問をしたとおり、これからの財政を考えると、やはり事務事業をどうするか、ここでもって、みんなで考える必要がある。そしてスクラップ・アンド・ビルド、必要なもの、必要でないものを明確にしていく必要があるかと思ひますし、そしてそのためには、私は事業の評価制度の導入が必要であると先ほども申し述べましたし、また平成30年第2回定例会の一般質問においても行ったところでございます。ぜひともこれから先、いろんな形で地方交付税等を含めて激変するであろうと推察するわけでございまして、そのためにも来年度以降、私は新たな取り組み、スタートの必要性を、取り組みが必要であると考えますので、ぜひともそのへんはお考えをいただいて、とりわけ事業の評価制度については、導入をご検討いただくようお願いしておきますが、次の質問でございます。

最後の質問になります。前述したとおり、令和6年度上半期には人口が1万人を割ることが想定されるわけでございますが、この事実をどう捉えるのか。地方、とりわけ中山間地域にある町村では、この流れに抗しきれないのではないかと。現実を受け入れて、現状のまま進んでいくしかないのではないかと。換言すれば、なるようにしかならないのではないかと。悲観論や諦め感が大半を占めるのも、これは無理からぬところがあるかと思ひます。しかしながら、果敢にそれに対抗して乗り越えていくべきだという意見、これは少数派ではないかと思ひますが、このような現状を鑑みて、町長の心境をお尋ねいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私への質問ということでお答えさせていただきます。

伊藤議員のご指摘のとおり、町の人口構成によれば、65歳以上、約50%を占めるという高齢化率を背景といたしまして、人口の自然減少は免れず、近い将来、本町の人口は1万人を割ることには私も十分承知しているところであります。

しかしながら、私がこういう立場にいて、悲観的な立場で行政をとっていたら、町は前へ進めません。ですから、私は現状の少子高齢化や人口減少により、本町の先行きに希望がないと考えているような悲観的な思いは持っておりません。人口が多いから活発な地域であるとは私は考えておりません。たとえ本町の人口が8千人、7千人になろうとも、身延町に住んでいる皆さんと共に元気な活気のあるまちづくりは、できると考えているからであります。

20年30年先の身延町の未来に向け、私が現在、町長を務めさせていただいている以上は町政の先頭に立ちまして、本町の抱える課題克服の取り組みにスピード感をもって、さらに前に進めていくことこそが現在の私の心境であり、また私の使命だと思っております。

その上で1点、ちょっと申し添えさせていただきますと、行政が旗を振っても、なかなかこの人口減少、町の衰退というものは抑えられない部分がありますので、私は町民1万人ちょっといいますけれども、町民の皆さんが自ら、この町の、将来をどうするのかということを考えて

いただきたい。意識改革を私は町民の皆さんに求めたいと思っています。自分の子どもを全て外へ出すのではなくて、身延町に残ってもらう。孫も身延町の学校へ通ってもらう。そういう意識を町民の皆さんにもぜひ持っていただきたいということを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今の町長の答弁でございますけれども、まさしく首長として役割を果たすためにも、そういう心意気は、絶対にこれは必要なことであろうと思います。町長が先頭に立って、本町の抱える課題、問題点解決のために町民と共に主体的に進めていただくようお願いいたしますけれども、私は前回は質問しましたが、やはり町民と議論する場をぜひとも設置していただいて、町民から、なかなか主体的に物事を考えていただけないという側面もあろうかと思っておりますけれども、やはりこちらから啓蒙する中で、町民から提案された施策の中から、誰もが賛同できる内容を、町民参画する中で事業化して、ぜひとも前に進めていただきたい。そういう政策を進めていっていただきたいと申し述べまして、私の質問を終了いたします。

以上で終わります。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時5分といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時05分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問をいたします。

次は通告2番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際しまして資料配布の申し出があり、これを許可しました。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今回は大項目3つについて、質問いたします。

まず、新たな子育て支援策についてお伺いいたします。

通学用リュックの導入について。小学校入学に際し、最初に準備するものがランドセルであります。様々な色、デザインが店頭に並び、購入時の家族のわくわく感や子どもの心に残り、祖父母からの入学記念へのプレゼントとする家庭もあります。しかしながら、一方では価格の上昇による経済的負担、半年前の購入は当たり前で、物によっては1年も前からの購入行動が必要なものも存在します。

ランドセル自体の重量もかなりの重さとなり、教科書を入れると3キロから4キロは当たり

前。成長前の低学年児童への身体的負担も憂慮され、全国的にもランドセルに代わる通学用リュックサック、いわゆるバックパックの導入も徐々に増えつつあります。

そこで、当町子育て支援の新たな施策として、新1年生に無償で通学用のバックパックの提供を検討してみたいはいかがでしょうか。

耐久性や防火性に考慮し、ナイロン素材で身延町独自に導入してみたいはいかがでしょうか。ナイロン製のバックパックなら、重さは1キロを切ることも可能であります。実際に富山県の立山町がアウトドアメーカーモンベルに依頼し、2023年度から導入をしております。価格も1万円となっており、一般の販売予定はないが、他の地域からのリクエストもあれば応えていきたいという回答も報道で見られました。

英語や道徳が教科化され、教科書も増え、タブレット端末・水筒の持参、時には上履き、体育着、書道セット、水彩画セットなど様々な持ち物が子どもたちを待ち受けております。体重20キロの児童が4キロから6キロの荷物を運ぶ現状があります。単純に換算いたしますと、体重60キロの大人が12キロから18キロの荷物を背負っていることとなります。スクールバス利用の児童ならいざ知らず、3キロから4キロ歩いて通学する低学年児童にとっては大変なことでもあります。

文科省も児童の重い荷物について問題視をし、約5年前、通学時など持ち物の重さや量を工夫して負担を軽減するよう、全国の教育委員会に通知しております。それにより、いわゆる置き勉を認めたりしておりますが、抜本的な解決には至っておりません。

昨年の4月には、栃木県の小学校6年生が開発に関わった「さんぽセル」なども賛否両論の議論を巻き起こしました。

先ほども話しましたが、ランドセルには節目の記念としての重要な役割があることも理解しております。ランドセルと町で無償提供するバックパックの2つの利用を家庭で判断していただき、経済的負担や身体的負担の軽減につなげたいはいかがでしょうか。この提案について、当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えいたします。

現状として、小学校入学時に通学カバンとしてランドセルを各家庭で購入するのが一般的ではあります。学校に確認したところ、小学校でランドセルを通学カバンとして使用するよう規定されているわけではなく、両手が開き、雨風から学用品を守れて、ランドセルのように背負うタイプのカバンであれば、リュックサック、バックパックでも通学カバンとして使用しても問題ないとのことでした。

ご提案のモンベルの通学用バックパックは、教育のデジタル化に伴って児童たちに貸与されるようになったタブレットなどの収納についても考えられた設計で、ランドセルに比べて軽量で防水性もあり、6年間使える耐久性もある製品であると思います。

ランドセルとリュックサックを比べてみると、カバン自体の重さ、機能性、価格など、それぞれメリット・デメリットがあると思います。保護者の考え、子どもたちのそれぞれの好みに応じた通学カバンの選択をしていただければと思います。

小学校入学時にはそろえなければならないものが多く、お金もかかることから、保護者の経

済的負担を軽減する支援として入学支度金を小学校の場合、入学時に4万円を支給しています。この支度金を考案する際に、ランドセルの購入も見据えての4万円の金額設定をしておりますので、ランドセルの購入を考えている方は購入費用の一助として使用していただき、ご提案のタイプの通学用リュックサックであれば、1万5千円くらいの金額で購入できるようなので、購入費用の全額が賄えると思います。

ご提案のリュックサック、バックパックの町としての無償提供施策については、今後、社会情勢などを考慮する中で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

私の子どもも小学5年生でランドセルを背負って、歩いて通学しております。低学年の児童の通学風景を見る機会も多く、この提案をいたしました。

学校では遠足、運動会、校外学習などリュックサックが必要な行事もあります。親として年1回の使用頻度でもリュックサックを用意し、すなわち購入しなければなりません。品物の色、値段、購入場所等の検討もしなければなりません。また、周りがランドセルで通学する中、自前のリュックサックで通わせることに抵抗を感じてしまい、躊躇することも現実であります。

今回、私は昨日までの4日間、私の息子にリュックサックで学校に通わせました。学校からの注意等は、課長の答弁どおりありませんでした。子どもの友だち数人からは「なんでリュックサックで来たんだ」「リュックサックはいいのかな」などというような声も聞こえたそうです。私の子ども自身は「軽くて背負いやすい。こっちのほうが楽だよ」なんていうことも言っておりました。

これから保護者への聞き取りの中で、ニーズが高く実用性もあり、町の施策として見える化が図れることになるかと思えます。ぜひ、近隣市町村に先駆けて実施に向けての研究、意向調査などを行っていただきたいと思えます。

続きまして、次の質問になります。

共働きの家庭の子どもは、夏休みなど長期休暇には終日学童保育を利用する方が多いと思えます。場所によっては定員の関係上、預けることもままならず、預けられないということも起こるようですが、当町においては、事前に申請書の提出を済ませて認可を得れば、原則希望者を全て学童保育に通わせることができしております。

学童保育にお子さんを安心して預けることができるのは、当町の支援体制や学童保育の支援員の皆さまの努力と力添えがあるからであります。

そこで本年、また去年の夏休みでの利用頻度を伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

利用者数は令和4年度、延べ1,499人、令和5年度は延べ1,730人です。

登録者数は令和4年度203人、令和5年度207人です。

利用者数は令和4年度に比べて全体で約15.4%増。具体的に申し上げますと対前年度で

下部学童が36%の減、西嶋学童が52%の減、下山学童が9%の増、身延学童が79%の増、豊岡学童が62%の増、大河内学童が31%の増となっており、学童保育実施施設によって利用申し込みに大きく差が生じている現状です。

全体的には、コロナウイルス等感染症が5類に分類されたことにより、共働き世帯による学童の利用が増加傾向にあると思われます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

令和5年度は延べ1,730人とのことですので、夏休み日数が34日間、土日祝日を除き25日前後と仮定いたしますと、1日平均70人から75人が利用しているのかなということになります。児童全体で申しますと30%弱になるかと思われます。それを踏まえまして、次の質問をさせていただきます。

こども家庭庁は、小学校の夏休みに伴う学童保育について昼食提供の推進に乗り出したとの報道が見られました。現在は、利用に当たってはお弁当持参が前提となっており、親が早起きをしてお弁当を作る毎日の負担の大きさ、また猛暑の中での食中毒の発生の危険など、改善を求める声は多く上がっておりました。

5月1日、こども家庭庁が学童保育がある1,633市町村に調査したところ、長期休暇中に昼食を提供しているかどうか把握しているのは995市町村。これらの自治体のうち、学童保育1万3,097カ所のうち、お弁当などの対応を含め昼食を提供している事業者は2,990カ所、およそ22.9%との調査結果が出ました。その提供方法については、複数回答で調査したところ、施設が外部に手配して提供しているが62%。次いで施設内で、自前で調理をしているが19%。保護者会などが外部に手配しているが13%などの結果がありました。

こども家庭庁は、6月には地域の実情に応じ、食事提供の検討を求める通知を出し、7月には奈良市が事業者と契約して弁当を配っている事例、学校給食センターで調理して食事を提供している茨城県境町の事例などの共有を行っております。当然、保護者の費用負担は生じるわけですが、利用率も高く、おおむね好評であるとのことでした。

当町の利用人数や学童施設館の距離を考えると、給食センターによる配食サービスは困難であるということは現実として想像できます。現実的な対応といたしましては、保護者の自己負担による民間事業者などによるお弁当などの提供について、どうにか可能ではないかと思われます。

今後、学童保育利用者にお弁当などの有料提供についての意向調査を実施し、こども家庭庁の方針に沿った施策が必要か。当町で、またそれが実現可能かなど検討する予定はあるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

ご質問のとおり、昼食の提供におきましては、全国の事業所においては約2割が実施、山梨県内では実施状況が把握できていない現状であります。

こども家庭庁におきましては、平成5年7月付けにて、放課後児童クラブの長期休業期間等における食事提供事例集による様々な業態の先進地事例を公表する等、これから取り組む自治体および事業所に向けた情報提供が行われ始めたところであります。

身延町におきましては、このことを参考にしながら、地域の実情や保護者の意向を調査していく中で、導入の可否について検討していかねばならないと考えています。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

添付資料にもありますけれども、奈良市は2018年から昼食を提供しております。夏休み中に昼食の提供をしてほしいという保護者からの要望をきっかけに、本当にニーズがあるのか調査したところ、86%が「制度があれば利用する」という回答があり、またお弁当の金額は「350円」という希望が多かったそうです。それらの状況に応じられる業者を、奈良市は広いですから7社見つけ、市が1食当たり100円程度負担し、保護者の負担は同程度の250円ということで実施いたしました。利用率は74%、保護者へのアンケートでは83%が「満足」「やや満足」と回答しております。

自由回答欄には、「他の自治体のお母さま方から羨ましがられる」「家でお弁当を作ると子どもの好きなものだけ入れてしまうので、バランスがよく食べられるお弁当になりうれしい」などという声もあります。

その課長の話によりますと、夏休みには菓子パン1つという子どももいたと。「現場の負担は増えましたが、導入してよかった。他の自治体が導入するには、協力してくれる弁当業者を見つけられるかどうかカギだ」というコメントもあります。

ちなみに私も、町内ではありませんけれども、配食業者に尋ねましたところ、400円ぐらいなら実施可能な話も伺っております。

ぜひ当町でも、まずは保護者の意向調査を実施していただき、高いニーズがあるようでしたら実施に向けての制度設計を行っていただきたいと思っております。

続きまして、次の質問にまいります。

本町の子育て支援は、全国の自治体でも先進的な取り組みを行っていることは周知の事実であります。出産祝い金に始まり保育園、小学校、中学校入学時の支度金支給、副食費・給食費の全額補助、18歳までの医療費の窓口無料化、修学旅行の全額補助などであります。しかし、最近では国や県の施策として、給食費の無料化や医療費の窓口負担の無料化などを実施する自治体も増え、当町が先進的に取り組んできた施策に追随してきております。

給付型や補助型の子育て支援策は、ほぼほぼ行き渡った感があり、先ほども提案させていただいたような地域の実情を鑑みた具体的な子育て施策が他自治体との差別化になるのではないかと考えます。様々な自治体の子育て支援策に対して、高いアンテナを持って情報収集に当たるべきだと考えます。11月には、当町姉妹都市である鴨川市議会の議員会派の1つが、当町の子育て施策の先進視察に訪れるというような話も聞いております。

最近の施策であります、先ほど教育長からも話がありました英検、漢検、数検などの検定料の全額補助などは、まさしく地域の実情に合った、工夫された子育て施策の1つだと考えます。

今後、当町の子育て支援への展望、先進事例の調査研究など、新たな課題や変化するニーズ

にどのように取り組み、更なる子育て支援策へ反映させていくのか伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

子育て支援の先進地事例を研究していますが、身延町においては、先進地に勝るとも劣らない経済支援策が行われていることは自負しております。

こども家庭庁による子ども政策、こどもまんなか社会の実現等に係る情報を注視しながら、現在の身延町子ども・子育て支援事業計画に沿う形で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ぜひ様々な研究をしていただき、保護者等のアンケート調査等も実施していただきたいと思っております。

続きまして、大項目2番目の質問になります。地方創生臨時交付金事業の効果検証について伺います。

新型コロナウイルスも5類移行となり、社会生活もコロナ禍前に戻りつつあります。コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症対策として、全国の自治体に地方創生臨時交付金が配分され、様々な事業に予算執行されました。

使い道に制限がなく、自治体の裁量に委ねられた臨時交付金をめぐっては、花火の打ち上げや婚活支援に使われるなど、検証の必要性が指摘されておりました。

2020年から2021年度だけでも総額15兆円以上が計上され、会計検査院が交付自治体の約半数に当たる989自治体を調べたところ、3月末時点では759自治体、約77%が事業の効果検証について公表していなかったとの報道もあり、558自治体は検証自体も行っていなかったとのことであります。

当町の効果検証状況を調べましたところ、令和2年度、令和3年度ともに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業実施状況として、町ホームページに公表してありました。しかし、非常に見つけにくく、積極的な公表にはほど遠く感じたのが素直な感想であります。

われわれ議員の中でも何名がこの効果検証実施状況を知っているのか疑問に感じ、今回質問しているわけでありませう。

そこで伺います。効果検証の実施時期、担当部署取りまとめ後のホームページへの公表時期はいつなのか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

検証時期につきましては、令和2年度中に完了している事業につきましては、原則、令和4年度中に公表し、令和3年度中に完了している事業につきましては、原則、令和5年度中に公表することになっております。

身延町においては、事業が完了後、速やかに担当部署において事業の検証を行い、財政課で取りまとめを行い、令和2年度および令和3年度完了事業については、令和4年11月11日に町のホームページにおいて公表を行っています。また、令和4年度完了事業についても速やかに事業の検証を行い、公表を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。確認になります。

当町では、会計検査院の検査はいつ入ったのか。効果検証状況の取りまとめも早い段階で済んでいたようですが、調査時に公表も完了していたとの認識で間違いありませんか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

令和4年5月17日に、令和2年度完了事業を対象とする会計検査院による検査がありました。また、公表の時期については検査後となっています。

今後も令和3年度、令和4年度、令和5年度と完了事業が会計検査院の検査対象になりますが、遠藤議員のご指摘のとおり、今後の事業効果検証結果を速やかに町のホームページへの公表を行います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再々質問になります。

公表については、他の自治体などの事例を見ますとトップページにリンクが貼ってあるなど、ホームページ上に分かりやすく公表されております。取りまとめ資料を拝見しましたが、PDF資料にしっかりとまとめられておりました。しかし、A4に打ち出しますと字が小さかったり、公表されているホームページ上の階層が深く、3階層ぐらいでしたか、非常に見つけにくい感じがいたしました。公表の方法などについての改善は考えておりますか、伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

今後の事業効果検証結果を町のホームページ上に分かりやすく公表していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

それでは、次の質問にまいります。

令和2年度は22の事業、事業費総額5億6,989万6,678万円、うち交付金充当額が4億3,402万5千円について、令和3年度には13の事業、事業費総額2億8,369万199円、うち交付金充当額1億8,136万9,200円について、それぞれ効果検証の結果がなされております。

何々したという声が多く寄せられた、何々することができたなどの表現があり、検証結果の記述欄にはそのような評価の仕方が多数見られます。

そこで検証にあたり、検証の具体的な方法、例えば多くの声とは何を基準に効果検証を行ったのか。町民への聞き取り調査、アンケート調査など具体的にお答えください。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

延べ5回実施した商品券配布事業につきましては、事業実施後に事業所を対象としたアンケート調査を実施いたしました。主に町内での消費喚起につながったことなど、肯定的なご意見を多数いただきました。

換金期間等の指摘事項に対しても、複数回実施する中で改善しながら対応いたしました。

商品券につきましては、平均98%の換金率を得たことから、消費者にとっても満足度の高い事業であったことと推測されます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

商品券事業につきましては、町民への直接的な給付事業であり、反響も大きく好評を得ていたとの回答でありました。内閣府地方創生推進室の資料によりますと、一般的な公表内容として成果目標、実施効果、感染防止効果、経済効果などの回答が一般的であり、それ以外に市民の声、住民アンケートの結果、店舗事業者の事業性の必要性、アンケート調査の結果など、これらは当町の報告書にも盛り込まれております。

添付資料のとおり、山梨県山梨市などは、全ての事業ではありませんが、有識者や外部組織からの意見評価を4段階評価し、事業体ごとの定量的評価の実施をしております。群馬県伊勢崎市は外部評価に加え、事業種別ごとの割合のグラフ化など分かりやすく簡潔に行っており、外部評価もしております。

財政課長に今後の課題といたしまして、2点お願いがあります。

1点目は、やはり先ほど同僚議員の質問にもありました事業効果の検証については、全ての事業に対してでなくても、外部組織による定量的な評価、これが非常に重要であると考えます。

また、2点目といたしましては、コロナ禍で事業自体も先が見えない中での実施は非常に困難を極め、大変な労力だったと思います。しかし、実施事業の効果検証を今後の取り組み方針や事業の継続の有無を踏まえて改善に役立てていただきたいと思います。

次の質問になります。

交付金事業の多くは、先ほども申しました物品の購入であったり、事業者への補填、ノベルティ、商品券、給付金の配布事業であり、事業の効果が分かりやすく、単年で効果が目に見え

る事業であります。しかし、中には事業効果が不透明なもの、また複数年にわたる事業であり、今後の展開が不透明な事業も存在していると考えております。

あくまでも私の意見になりますけれども、令和2年実施のサテライトオフィス事業や令和3年実施の観光PR事業、観光Webサイト構築運用事業などがあります。

令和2年度実施事業において、企画政策課所管のサテライトオフィス誘致事業について伺います。

本事業は、身延町に存在する様々な資源とテクノロジーを組み合わせることで、今まで停滞していた事業を加速させたり、思うように効果が出ていなかった事業に新しい解決策を見いだしたり、外部企業を巻き込みながら身延町をさらに活性化していく計画とあります。

そこで、現在までの問い合わせ件数および募集状況など事業実績について伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

サテライトオフィスについての問い合わせ件数は、現在までに3件ありました。その結果ですが、サテライトオフィス誘致までには至っていない状況となっております。

募集につきましては、身延町サテライトオフィスPRサイトによる発信およびチラシによるPR、マッチングイベントへの参加により行っております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

本事業の効果検証結果には、まち・ひと・しごとの好循環の推進として、新規ビジネス拠点の創出、移住促進、地域課題の解消、空き物件の活用などが見込まれるなど、地域活性化の一助となることができましたとあります。2021年3月24日に紹介ホームページを立ち上げ、情報を発信しているようですが、2022年7月17日の6件目の更新情報をもって、1年以上も進捗状況が滞っております。令和2年度事業費339万1,960円のうち、交付金充当260万円が拠出され、公募型プロポーザルにおいて、サテライトオフィス誘致研修、誘致戦略の策定、プレゼン資料、Webサイト制作、定例ミーティング実施等を業務内容として株式会社あわえが受諾し、開始した事業であります。

令和3年度以降の本事業への予算執行の状況と、今後の事業の見通しについて伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

令和3年度の予算執行額は合計971万9,710円で、その内容はサテライトオフィス誘致企業対応支援と視察対応マニュアルを作成するサテライトオフィス誘致支援業務委託で60万5千円。自治体とのオンラインマッチングイベントへの参加負担金2回分で110万円。身延町サテライトオフィスPRサイト保守業務委託で52万8千円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で実施したコワーキングスペース整備費が748万6,

710円となっております。

令和4年度の予算執行額は合計89万4,600円で、その内容はPRチラシ作成費で17万1,600円。身延町サテライトオフィスPRサイト移行業務で71万5千円。先進地視察旅費で8千円となっております。

令和5年度は、総務省主催のマッチングイベントへ参加旅費としまして11万7千円。Web広告料49万5千円を予算計上しております。

今後の見通しといたしましては、令和4年6月に閣議決定したデジタル田園都市国家構想基本方針、令和4年12月に閣議決定したデジタル田園都市国家構想総合戦略において、人口の東京への過度な集中を是正するため、企業に地方への本社機能の移転や地方における拠点の拡充をさらに促していく必要があるとしていることから、これまでの身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みを継承し、現在策定中の身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略においても町の資源である観光や特産品、豊かな自然環境などの特徴を発信し、継続してサテライトオフィス誘致への取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

令和2年度の事業にWebサイト制作、令和3年度のPRサイト保守業務で52万8千円、令和4年度にはPRサイト移行業務で71万5千円が予算執行されたとの答弁であります。情報発信ツールであるWebサイトの新着情報更新が7件では、ただWebサイトを立ち上げただけであり、誘致へのツールとなっていないような感じもいたします。Webサイトにおける情報の更新、更新頻度増加への取り組みは避けられないものだと考えておりますが、今後の改善への取り組みを伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

情報の発信は、Webとチラシを併用して行っております。特にWebによる情報発信はその都度、最新かつ詳細な情報を提供できるメリットがあると考えており、必要な情報を発信しております。

議員のご質問は大変、大切なことと理解しております。今後もこれまでと同様に必要な情報を更新し、発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

令和2年開始から、昨年では令和4年まで総額1,400万6,270円が本事業に予算として執行されましたが、問い合わせが3件で設置には至っていないと。本町には非常に厳しい状況だと考えます。

サテライトオフィス事業は、全国あらゆる自治体で取り組みが乱立している現状であり、勝ち組・負け組が色分けしつつあり、事業撤退、見直しを進めてきている自治体も出てきております。需要より供給のほうが明らかに多く、企業側も設置に対し自治体への支援などの要求が多岐に渡り、誘致に結びつかない現状があります。

昨日の山梨日日新聞の記事によると、県の二拠点移住推進センターを通じて、サテライトオフィス等を県内に設置した企業は、2022年度は13社で去年より5社増えたとのこと。また、やまなし暮らし支援センターには、2022年度には3,579件の移住などの相談が寄せられ、過去2番目の多さであると良いデータがある一方、5類移行に伴い、都心回帰の動きが出る可能性があることや、県内においては移住先、設置先として中央線沿線や富士急行沿線などの関心が高いなど、本町にとって厳しい要因もあります。

先ほど課長の答弁にもありました、今後は観光も含めて地域のブランド力を高めて、地域の魅力を積極的に伝えていくことが重要であり、サテライトオフィス事業については、いま一度取り組みをしっかりとっていただき、なんとか結果が出るように望んでおります。

次の質問になります。令和3年度の交付金事業として、観光課所管の観光PR事業について伺います。

総額2,937万200円、交付金充当額1,570万円の大型事業ですが、うち504万3千円がインスタグラム運用事業および観光Webサイト構築保守運用業務に1,654万4千円について、現在までの総セッション数、ならびにフォロワー数などの現況と効果を伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延町観光課公式Instagramおよび身延町観光情報Webサイト「みのラブ」につきましては、観光情報Webサイトの構築やSNSによる発信など、非接触型の観光プロモーションを展開するため、令和3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して作成しました。

身延町観光課公式Instagramにつきましては、身延町の四季折々の風景やイベント情報等を随時お知らせするとともに、町民の皆さまにも参加していただきながら、様々な角度から魅力ある身延町を紹介しております。フォロワーも順調に増えており、開設から約2年間で約2,500を超えました。

身延町観光情報Webサイト「みのラブ」では、身延町の新着情報、イベント情報、テーマ別特集、みのワンチャレンジなど、地元発信動画を盛り込んだ町の紹介に加え、ストーリー動画との相乗効果により深く身延町を知っていただける構成となっております。また、現行の町のホームページと連動させたことにより、こちらの閲覧数も増加につながりました。

こうしたデジタル情報発信ツールは、コロナ収束後の観光客の来訪を促進するとともに、若年層にも親しみやすい内容となっておりますので、幅広い年代へのPRに効果があるものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

昨年の9月定例会、予算決算常任委員会では、Webは月間3千アクセス、インスタは年1千フォロワー獲得がKPIとして示されております。インスタのフォロワー数については、2年で2,500で達成しておりますが、Webの月間アクセス数についてお伺いします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延町観光情報サイト「みのラブ」へのアクセス件数ですが、令和4年度の月平均値は約4千件でした。直近の月となります令和5年7月の集計値ですが、令和4年7月の2,637件に対して5,368件と約2倍に増加しております。それぞれ月ごとにばらつきがありますが、全ての月で昨年度の数値を上回り、順調に推移しております。

今後も創意工夫を重ね、充実した内容をお届けしたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

フォロワー数、アクセス数も順調に伸びてきているとの答弁であります。

次の質問であります。令和3年度の補助金事業以外の、それ以降の運用の維持費用はいくらか。また、インスタ、Webともにそれなりのアクセス数、今言ったように増えてきているようですけれども、今後サイト訪問者やフォロワーをどのような形で来訪者としての誘客に結び付けようとしているのか。Web情報をどのように観光の誘客に結び付けるのか。今後の展開に向けた具体的な施策を伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

令和4年度の運用維持費ですが、インスタグラムの運用解析業務に係る経費につきましては299万6,400円、観光情報Webサイトの保守運用に係る経費は273万4,160円でした。

インスタグラムは、各種イベント時に積極的なPRを実施したことでフォロワー数が増加したほか、高いエンゲージメント率、12.5%を維持できております。一般的に男性のフォロワーが多いとされている中、女性に有効的な投稿を行ったことにより、年齢層、男女比において取りこぼしのないアカウント運用ができました。

Webサイトでは、観桜期の3月、初詣に向けた12月にアクセス数が通常の倍近く高くなるほか、ホテル観賞期など身延町の特徴となる時期に確実なアクセスを取得できております。

また、クイズキャンペーンやフォトコンテストなどの企画や特集記事によりアクセス数を増

やすことにも成功しました。

今後は多くの方にご覧いただくため、観光キャンペーンなど各種イベントでの周知や観光ノベルティ商品等にQRコードを付けるなど、町内外に向けて周知を図ってまいります。また、最新のトレンドをつかみながら、できるだけ趣向を凝らした企画や新鮮な情報をお届けし、より多くの方に閲覧していただき、こうしたツールをフックとして来訪していただけるように工夫を重ねながら発信してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

本町も観光PR事業といたしまして、令和3年度2,937万200円、令和4年度は573万560円、合計いたしまして3,510万760円の予算を執行しております。インスタ、Web事業も運営経費の削減に努めつつ、情報の更新、発信方法の工夫を凝らし、当町への経済宣伝効果を期待いたします。

続きまして、次の質問に移ります。チャットGPTの使用について伺います。

チャットGPTとは、アメリカの新興企業OpenAIが開発したサービスで、利用者の指示に基づき、AIが高度な言語を生み出す生成AIの技術であります。

企業などが利用しますと生産性の向上、業務の効率化などが見込まれる一方、リスクとしては個人情報の不適切な収集や個人情報の流出、著作権侵害、偽情報、想像力の欠如、批判的な思考力の影響などがあります。

学校指導要綱で情報活用能力の育成をうたい、全小中学校にデジタル端末を配備して日常的な活用を推進している文部科学省ですが、急激な生成AIの普及に対応すべき小中高向け指針の暫定版を公表し、全国の教育委員会に通知をいたしました。

一律に禁止をするのではなく、使いこなす力を育てることが重要だと言及しつつ、そもそも利用年齢が13歳未満は使えないと。18歳以上から、18歳未満については、保護者の同意が必須となっておりますけれども、抜け道が多く活用できてしまう現実もあります。

指針では、具体的に詩の創作や芸術活動の安易な使用には問題があると明記し、夏休みの読書感想文やコンクールの応募作品には、そのまま使うのは不正であると強調されております。

通達を踏まえ、各学校教職員へどのような対応を行ったのか。行っていないなら、今後どのような対応を行うのか伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えいたします。

文部科学省の通達は、県教育委員会を経て7月上旬に通知されました。対応については、文部科学省初等中等教育局が作成した「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」と県でまとめた生成AIの利用に関する基本的な考え方と活用にあたっての主な留意点を各学校へ周知しました。

町教育委員会では、周知するにあたり、夏休み前の時期であることを踏まえ、特に確認してもらいたいポイントを整理して、主に次のことについて周知・理解を図るようお願いしました。

読書感想文などを夏休みの課題とする場合、生成A Iによる生成物をそのまま提出することは評価基準や応募規約等によっては、不適切または不正な行為にあたることや、活動を通じた学びが得られず、自分のためにならないことなどについて、生成A Iの利用規約を遵守することと併せて、児童生徒に十分指導することや年齢制限や保護者の同意が必要なこともあるので、保護者に対しても生成A Iの不適切な利用が行われないよう留意していただくことも含めて、周知・理解を図れるように各学校にお願いしました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

先日の日本教育新聞の記事によりますと、中高校生の2割が勉強に利用した経験があり、チャットGPTの認知度は9割と民間調査の結果が掲載されておりました。使用制限が13歳を超えてくると使用をしている実態が分かります。

次の質問にまいります。現在の教育現場では、一方的に教えられることを覚えるのではなく、教師や同級生との対話の中で、双方向での意見交換により学びを深めることが重視されております。生成A Iもその対話の相手と捉え、A Iと対話することで、思考力や表現力を高めることも可能であると考えております。

チャットGPTをはじめとする、それらの生成A Iはさらに改良を重ね、これからは時代の中では欠くことのできないツールになると考えます。

生成A Iの安全な利用と学びのため、学校教育でも著作権侵害や個人情報流出のリスク、生成A Iの回答に意外と間違いが多いことなどを教え、適切な利用方法を理解するよう努めるべきであるかとも考えております。ICT教育の一環として、子どもたちへの指導について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

新たな情報技術である生成A Iの仕組みに対する理解、どのように学びに生かしていくかという視点、使いこなすための力を意識的に育てていく姿勢は大変重要であると考えます。

その一方で、生成A Iは発展途上にあり、多大な利便性がある反面、個人情報の流出や著作権侵害のリスク、批判的思考や創造性、学習意欲への影響等、様々な懸念も指摘されておりますので、教育現場での活用については、児童生徒の発達段階を十分考慮する必要があると思っております。

以上を踏まえると、教育利用にあたっては、子どもの発達段階を踏まえ、年齢制限、保護者の同意等の利用規約の遵守を前提に、生成A Iには自我や人格がないこと、生成A Iに全てを委ねるのではなく、自己判断や考えが重要であることを十分に理解させることや発達段階や子どもの実態を踏まえ、そうした教育活動が可能であるかどうか見極めが重要になると考えられます。

まずは、文部科学省が示すガイドラインに基づき、生成A Iの利用の基本的な考え方、活用にあたっての留意点を学校現場において児童生徒に十分理解させることが肝要と考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

次の質問にまいります。チャットGPTをはじめとする生成AIについて、行政の業務における使用制限の有無、使用マニュアルなど、使用に関する規則や業務への導入状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

チャットGPTをはじめ生成AIは、人間の仕事や作業をサポートする便利なツールとして活用が期待されており、テキスト生成AIであるAIチャットボット、チャットGPTについては自治体における試験導入が話題になっております。

本町におきましては、生成AIについて業務における使用制限は現在設けておらず、各担当者が必要に応じてインターネットを通じ、様々な情報を得て事務処理に活用する作業と同様に考えております。

しかし、生成AIの使用につきましては、情報の漏えいや内容の正確性などの問題が指摘されております。使用にあたっては、通常業務と同様に機密情報や個人情報、守秘義務のある情報などに注意することとなります。

本町への導入につきましては、先進事例を調査した上で検討してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

チャットGPT、私もちょっと試しに使ってみるんですけども、結構な形でそれらしい形、例えば身延町一般質問なんていう形でいきますと、ちゃんとした文書で出てきます。子どもの使用については考えるべきだと思いますけれども、行政の使用については、個人的に使ったりだとか、スキルアップだとか、情報が間違っていないということをきっちり見極めながら使う分には業務効率も上がっていくのではないかと考えております。

今後もしずれ近隣の市町村も導入をしたりとか、身延町でもそれらの検討をしてくるかと思っておりますけれども、うまく使っていただいて、業務の効率化に役立てたらと思っております。

以上をもちまして、私、遠藤公久の一般質問を終了いたします。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は通告3番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告に従いまして一般質問を行います。

第1問目ですが、へき地を支える不採算医療確保について質問をいたします。

厚生労働省の調査結果によると、無医地区を抱える割合は山梨県が全国で6位とあります。無医地区とは、へき地など医療機関のない地域、あるいは容易に医療機関を利用することのできない地域を言い、身延町、早川町も全体的に見ると、その無医地区に該当いたします。

その無医地区の住民生活を支える最低限の医療体制として、公立病院が実施している不採算医療があります。国は、この体制を維持するための重要性から手厚い財政措置を用意し、その財政措置はいったん病院が維持する自治体に入り、それから自治体を經由して病院に繰り入れられるものとなっております。

6月議会の一般質問において、身延町の不採算医療に対する考え方や町内の公立病院が実施している不採算医療に対する国からの財政措置の流れとして、その総額などの説明を求めました。これに対して、福祉保健課長からは不採算医療は公立病院が担うものだが、病院経営はできる限り独立採算で経営することを考えていく必要があるとの答弁でありました。

そこで質問ですが、身延町は公立病院の独立採算性の原則をどのように考えているのか、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

病院事業などの地方公共団体が経営する企業活動には、地方自治法、地方財政法、地方公営企業法などの枠組みが適用され、これら法の基本的な考え方によれば、公営企業は企業性、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とし、その経営に要する経費は、経営に伴う収入、料金をもって充てるという独立採算を原則とするものであると認識しております。

一方で、地方公営企業法により、特定の条件を満たす経費については、地方公共団体が公益企業へ繰出金として経費を負担することが認められていることも承知しています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問です。

地方公共団体が公営企業へ繰出金として経費を負担することが認められているという言葉を使いました。この「認められている」とありますけれども、ここが大きく認識の違うところがあります。地方公共団体が負担するのではなく、不採算医療を確保するため、国の財政負担で

あり、その国からの財政措置を含めることにより、公立病院は民間病院と同じく企業性を発揮し、独立採算の原則が成立するものであります。

地方公共団体の収入からの繰出金とまったく性質が違うものと考えますが、もう一度見解をお聞きします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

すみません、山下議員にお聞きしたいんですけども、今の再質問で繰出金とはまったく性質が違うものというのは、どのような意味なのかを教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

自治体の収入からの繰出金とは一線を画しているものではないかということです。自治体の収入に対しての、そこからの繰出金ということとはまた違ふと。ですから、自治体の収入ではないということです。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

その自治体の収入ではないというのは、交付税とか税金とかそういうこと言ってらっしゃるんですか。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ここで時間を取ることはこれからの質問に影響しますので、要は先ほど言いましたけども、国からの財政措置というのは、病院が位置する自治体にいったん入るんです。入ったものは自治体の収入として使ってしまうのではなくて、それはそのまま、その公営企業を行っている不採算医療に出さなければならないという意味なんです。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私も県庁時代、交付税の主担当でおりました。交付税というのは、算定の基礎として様々な媒体を使います。例えば、病院もそうです、入っています。道路の延長、幅員、あとは学校数とか人口、様々なものを使うんですが、あくまでもこれは算定の基礎であって、入ってきたお金については、色はないです。では、道路で算定されたものは道路に使うのかということになりますね。そうなってくると、自治体のカラーというもの失われてきます。それぞれ自治体は一般会計の中で、普通会計として受けた交付税は自治体の裁量で分配ができるというのが交付税の原則ですから、今、山下議員は不採算の部門が交付税で来る。これはもう、それに充てるということだけしかいつも言っていないんですけど、交付税そのものの制度というものをもうちょっと調べていただいたほうが、私はいいと思っています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

今の町長には聞いていなかったんですけど、答弁がありました。それは2問目の質問にも関連していきますので、それが回答だと捉えます。ただ、そういう考え方というのは、全国広しといえども身延町だけです。そう考えているのは。

そんなことがありまして、先日、決算意見書を代表監査員さんが言いました。また、身延町健全化判断比率の報告がありましたが、ここのところがはっきりしていない限り、これは病院の決算報告、町の決算報告については確定したものではないという、私は考えています。

答弁が行ったり来たりしてしまいましたので、次に進みます。

次に、そのへき地を支える公立病院の在り方について。

公立病院は、地域住民の健康に責任を持つ自治体の長が、議会の議決を経て運営される施設であります。そのため、不採算医療に対する町長の認識や議会への関心度、優先度によって公立病院の経営の在り方は大きく変わってきます。

へき地の住民が必要としている安心の医療体制確保に関する身延町の不採算医療に対する考えの説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

では私からお答えしたいと思います。

へき地を支える医療につきましては、公立、私立の区別なく病院も診療所もこの地域における全ての医療資源がこれを担ってくれているところでもありますけども、不採算部門については、地域住民の健康を守るために必要な医療について、公、つまり町のことで、公が地域の実情を踏まえ、このあとの言葉をよく聞いてください。町の予算のバランスを図りながら、これを確保するものと認識しております。現在、検討中の峡南南部地域の医療体制についても、在宅医療、へき地医療の確保について欠くことのできない要素であると考えております。

町では、病院だけをみているわけではありません。例えば、峡南衛生、消防の広域行政、その他いろんなものの負担金というのを町は払っておりますので、病院のみ考えているわけではございませんので、その点がバランスを図りながらと言わせていただきました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

先ほどの答弁、再質問ではありませんけども、不採算部門は予算のバランスを図りながら確保するものとありますけども、そもそも私の考えとしては、この予算のバランスを崩しているのは行政であると考えています。さらに、峡南南部の医療体制はへき地医療、在宅医療の確保に欠かせないとありますけども、その出発点が、考え方が違う。そういうことを考えますと身延町から出る、その提言については真実味があるのか、非常に疑問を感じるところであります。

次の質問に移ります。

稼げる地域づくり観光編ということから・・・。

○議長（上田孝二君）

山下君、ちょっとお待ちください。

1の②の質問は。

○4番議員（山下利彦君）

1の②は町長が答えてくれました。

○議長（上田孝二君）

では1の③は。

○4番議員（山下利彦君）

1の③は今、終わりました。

○議長（上田孝二君）

それでは、山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

それでは、大項目2に移ります。

稼げる地域づくり観光編という視点から、「観光立町みのぶ」の観光ビジョンと観光協議会について質問いたします。

町民が自分たちの町の自然、歴史文化、生活様式を積極的に触れ、そこに良さを実感し興味を持ち、そして観光ビジョンにある共通の価値観、共通の認識を外に発信していかなければ、観光の発展はありません。

現在の待つだけの観光体制から積極的に観光プランを打ち出して観光振興政策が求められると考えますが、観光課の考えをお聞きいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

質問通告と今、違う質問がございました。すみません、よろしく申し上げます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

そこで質問に入ります。身延町旅行・観光客や消費者動向の分析について伺います。

観光白書などの旅行・観光客数や消費動向調査といった情報分析は、観光戦略の重要なツールとなります。「持続可能な観光」については、滞在日数の延長やリピーターの獲得、あるいはターゲットとなる顧客層の動向を正確に把握分析し観光振興計画に反映すべきだと考えます。

身延町の観光状況の推移と分析、その対策はどのような状況かご説明願いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延町への旅行観光客数の状況は、山梨県入込客数統計調査により把握しております。来訪者は令和元年度114万1,992人、令和2年度50万5,614人、令和3年度は40万6,318人と、コロナ禍の影響を大きく受け減少しております。

今後はこの調査に加え、峡南ネクスト共創会議の枠組みで実施する市場調査等を参考にして令和6年度に近年の旅行形態の変化、コロナ後の動向を見据えた新たな観光ビジョンを作成する予定です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問です。

身延町の来訪客数減少を把握しているようでありますけども、ほかのデータは取っていないという認識でよろしいでしょうか。

また、峡南ネクスト共創会議の市場調査を参考にするとありますけども、自分たちで調査・分析する予定はございますか。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

現在、山梨県観光客入込客統計調査については、市町村ごとに公表される数値が入込客数のみとなっております。ほかに、定点観測によるパラメーター調査では、各圏域ごと、峡南地区の傾向について報告があり、こちらを参考としております。

峡南ネクスト共創会議で実施する市場調査では、抽出する事業者数を増加してアンケート調査を行うなど、より具体的に観光動向が見える調査となります。身延町も構成町の1つとして作業に積極的に携わっており、自らが主体的に取り組んでいる事業です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次の質問に移ります。新規旅行コースプランの作成について。

昨年度、観光ボランティアが参加するガイド付きツアーは1件もなかったと。ないのは当然で、プランの提案がないからだと思います。観光プランにおける町内の観光資源連携による観光の魅力発信は、関係事業者が一枚岩となって動きうる産業の形が求められております。

新しい形の観光は、団体周遊型から少人数型へ流れ、滞在型から体験型など旅行スタイルが変化してきています。効率よく身延町の良さを深く体験できる企画・新旅行コースプランは積極的に作成し展開すべきと考えますが、この点についてご意見をお聞きいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

新規旅行コースプランの作成につきましては、町内には様々な観光資源を有しており、町内を周遊し、旅行者の滞在時間の増大につなげることが求められます。

地方公共団体は営利目的の旅行業を取り扱う機関ではありませんので、町が直接実施することはありませんが、ご指摘のように観光の魅力発信は関係事業者が一枚岩となって取り組む必要がありますので、関係団体が活発に意見交換を行う場である身延町観光協議会において、情報共有・連携を取りながら、町内での周遊促進につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。

次の質問に移ります。インバウンドに対するアクションプランについて、お聞きいたします。

6月の答弁では、観光庁はインバウンド対策を強化し、多種多様の補助金事業を行っているという答弁でした。

身延町内への更なる誘客や消費額の拡大が求められる中、インバウンドに向けての国の補助金を利用した行政および観光協会における戦略的な取り組みの状況を教えてください。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

今後の誘客対策につきましては、国内旅行とインバウンドとの両面で誘客を図ることを目指しますが、インバウンドにつきましては、回復ではなく、新たな顧客を求めることも視野に入れる必要もあります。今後の動向、ニーズを捉えて対応いたします。

補助事業につきましては、身延山門内地域で身延山門内活性化検討会が進める石畳風の道路舗装や建物の集計など、官民一体となった取り組みを実施中です。また、すでに多くの事業者が実施しておりますが、主にソフト事業となる観光庁の補助事業につきましては、民間事業者・団体が申請主体となる事業が大半を占めているため、補助事業を活用する意向がある事業者には積極的に活用されるよう情報提供を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

インバウンド対策は、日本語や日本文化が分からない外国の方にも日本の店舗やサービスなどを利用しやすくすること。例えば外国語を話せるスタッフの配置、日本文化体験サービス、販促物の多言語化などもインバウンド対策の1つです。行政が補助金の紹介を含め、先頭になって戦略的な取り組みを行ってほしいと思います。

次に、観光振興計画についてお聞きいたします。

昨年度の決算状況を見ますと、観光協会の決算状況にいけますと繰越金が発生している、また商工会の決算書には歳入歳出が同額の状況で報告されています。

観光振興政策における町からの公的資金は、どのような基準で繰り入れられているのか。また、計画遂行のPDCAサイクルを管理するのはどこが担当し、どの政策がどれだけの効果があったかを評価すべきなのか、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延町商工会に対しては、身延町商工会補助金交付要綱に基づき、商工会が行う事業活動の促進および地域商工業の総合的な発展を図る事業活動を推進するために、要する経費の一部を町が補助金を交付することにより、地域経済全体の振興に寄与することを目的として交付しております。

観光協会につきましては、身延町商工観光振興事業補助金交付要綱に基づき、商工業および観光産業の健全な振興を図るため、本町の商工観光関係団体、または住民等で組織する協議会もしくは実行委員会等が行う商工観光の振興を目的とする事業に対し、補助金を交付しております。

計画遂行のPDCAサイクルの管理につきましては、それぞれ実施主体が行うものと考えておりますが、町では当初予算編成の際に事業概要、目的等ヒアリングを行い、事業実施後には実績報告により内容の確認をしております。

また、それぞれの団体が行う活動は町と連携することが多く、事業実施中においてもその活動の様子を確認しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問です。

補助金交付要綱を見ますと、経費の一部を町が補助金を交付するとあります。繰越金が発生する要因は何なのか。事業経費の何%という基準がなく、予算の範囲内で交付するとありますけども、具体的な基準を簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

補助金の交付にあたり、何%という基準はそれぞれ事業計画の内容説明を受けて事業ごとに基準を定めて、補助金相当額を算定して交付しております。

繰越金の発生に対するご指摘ですが、商工会収支決算において、収入に対して支出の総額の差し引きにより当期剰余金が発生し繰越金となっておりますが、これは事業者において事業執行にあたり経費削減に努めた結果と理解しております。

このうち町から商工会への補助金の確定額につきまして、身延町商工会からの実績報告を精査した上で受理しておりますので、町の交付した補助金が剰余金に充てられていることはありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次の質問に移ります。身延町観光ビジョンの取り組み状況について伺います。

平成28年作成の身延観光ビジョン実現に向けた重要な取り組みとして、(1)観光を推進する「推進母体」の確立、(2)身延観光コンシェルジュの設置、(3)地域コーディネーターの養成、(4)身延インバウンド・プログラムの確立が挙げられております。

平成28年以降、その後の取り組み進捗状況の説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

観光を推進する推進母体の確立につきましては、令和4年度に発足した身延町観光協議会、観光コンシェルジュにつきましては、現状では観光協会の案内所、身延町観光ボランティアガイドの会がその役割を担っております。また、地域コーディネーターにつきましては、その必要性、目的、目指す方向性等を定めた上で設置する必要があるため現在は設置しておりません。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて、策定当時から世の中が大きく変化しました。現行の身延町観光ビジョンの策定から7年が経過していることから、令和6年度に予定する新たな観光ビジョンでは、インバウンド対策を含めて新たなスタンダードにより策定する予定です。同時にそれぞれの役割、在り方についても検討してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次に移ります。身延町観光協議会について、お聞きいたします。

6月の議会において、「令和4年度には「身延町観光協議会」が発足し、この組織を中心に観光振興体制の方向性と地域の実情に即した役割を担う。」という答弁がありました。

アフターコロナ社会の観光戦略は、新たな挑戦の時を迎えました。この協議会では、関係団体の効果的な連携や新たな企画運営に関し、今までの体制と違う点を説明していただきたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延町観光振興ビジョンの冒頭に、「観光立町みのぶは町民が主役」と記してあります。身延町観光協議会はこの理念を具現化するため、観光協会とそれぞれの組織が活発な意見交換を行い、相互連携を深めるために毎月1回程度、会議を開催しております。また、この組織が事業主体となるイベントの開催も予定しており、より実働的な組織となってまいりました。

今後も観光振興の中核的な組織として、関係者一体となって取り組んでまいります。

また、新たな観光ビジョンにつきましても、多くの声を反映できるように、この組織におい

て策定したいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問という形で出させていただきましたけれども、これからの意気込みが伝わってきますし、月に1回会議を開くということですので、会議録の作成をぜひお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

ただいまのご意見ですけど、会議録の作成・公開につきましてなんですが、こちらの団体は法律制度に基づき設置しているものではなく任意の団体ですので、身延町情報公開条例による開示の対象には当たりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

次の質問に入ります。稼げる地域づくり農業編から、住民の生活を守る鳥獣害対策についてご質問いたします。

町内の主要産業としての農業を鳥獣害から守る戦いの歴史は続いています。そして、現在も身延町の町民の一番困ったことなんです。

そこで質問いたします。

シカ・イノシシの箱罾の設置について、令和5年3月の議会において、罾の保有台数の状況はサル用が5台、シカ・イノシシ用が32台、小動物用が11台でありました。申請により貸し出しを行っていますが、貸し出し期間は、設置して捕獲するまでの日数のばらつきがあるため設けることは困難だという答弁がありました。罾の申請に対して、貸し出しがスムーズではない状況において、十分な罾の管理や、その効果、捕獲に対する検証をお聞きします。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

令和5年第1回定例会でのお答えのとおり、罾の貸し出し期間につきましては、捕獲実績や区からの要望等を勘案いたしまして、柔軟に対応しております。

設置から捕獲までの期間は、状況により差がありますので、一律に貸し出し期間を設けるのはやはり難しいと考えます。

サル用囲い罾、シカ・イノシシ用の罾設置については、少しでも効果的に運用できるよう、職員が現場に向きまして、安全性、効果を発揮することが見込まれる場所、エサ等管理方法の指導を行っております。

効果的な捕獲方法につきましては、産業課といたしまして蓄積してきた経験に加えまして、猟友会からの助言や各種研修会に参加するなど、知識の習得に心がけております。

なお、箱罾の設置につきましては、一定の面積や、ある程度水平な地盤が必要となりますので設置場所が限られます。これを補うため、猟友会と連携をいたしながら、獣道へのくくり罾設置などを行い、柔軟で効果的な駆除を心がけております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。猟友会からの助言をもらうなど、柔軟で効果的な駆除を行っているとありました。先日、猟友会と議員との懇談会において、旧町単位の各猟友会同士のスムーズな関係構築など、行政を巻き込んだ話し合いの機会はまだまだ必要だと感じました。問題の洗い出しにおきまして、猟友会の生の声を聞いて、さらに取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。

データに基づく罾の設置について提言したいと思いますが、ある研修会に参加しました。それは山梨県森林総合研究所の研修会でありまして、その研修内容というのは、森林と希少植物を鳥獣害から保護するため、また年間300件を超えるJR身延線におけるシカの衝突事故調査に関連して、線路を境に河川から山へ、山から河川へのシカの生息管理を行うため、峡南地域4地区の山林、河川敷、田畑など29カ所にカメラを設置し、静止画像撮影と動画撮影を令和3年度から開始したそうです。

その結果、高頻度に出没する場所や時間の特定や季節による周期性の把握、また季節により土地の使い分け、出産期や交尾期は河川敷の利用の増加が解明されています。

町内の多くの方が最も困っている鳥獣害対策を猟友会との協力体制の中、県の貴重なデータを参考に、地域ごとの各要所に箱罾を増設設置するなど、鳥獣害撲滅作戦の年次計画を立てるなど、町の政策として取り組んでいただきたいと思います。考えをお聞きいたします。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

県等の様々なデータにつきましては、貴重なものと考え、参考にしつつ、猟友会の皆さまと協力体制を継続し、鳥獣害対策を進めてまいりたいと思います。

箱罾の増設配置につきましては、被害状況等を勘案する中で、その都度検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ぜひ身延町の政策という形で策定を要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。次に、災害対策についてご質問いたします。

山梨県は昨年3月29日、富士川水系で大規模水害が発生した場合を想定し、令和5年度から広域避難に関する指針を運用しています。

上流域では、2日間の積算雨量が200ミリ以上になると共同検討会を開催し、広域避難を

実施し、250ミリ以上の場合、高齢者・障がい者は避難、300ミリ以上で全体に避難指示を発令するなど具体的な対応方針が示されました。

また、氾濫危険水位に達した場合は、市町村の判断で緊急安全確保の発令を出すことになっております。

そこで、身延町の避難指示の基準について、お聞きいたします。

今年7月10日の九州北部を襲った大雨、あるいは一昨年に起きた静岡県熱海市の土石流、これらにつきましての避難指示が、それぞれの事情によって町からの避難指示が遅れたことにより被害を増大したということが言われております。

台風のみならず、局所的な豪雨をもたらす線状降水帯の発生などが予測しにくい点も判断を困難にしていると思います。

甲府195ミリの降雨で、南部は389ミリになると言われます。避難の目安となる降水量など、速やかな発令のために独自の基準を定めている自治体がありますが、身延町の発令基準を教えてください。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

台風はもとより、最近は急激な雨雲の発達により短時間での大雨に見舞われることがあります。このような気象状況では、気象庁甲府地方気象台からの情報を確認しながら、ホットラインで情報共有を行い、今後の気象状況を把握する中で避難所の開設等の判断をしております。

富士川の水位情報につきましては、清水端の水位観測所の水位を確認し、消防団の出動等の判断目安としております。

また、町に災害が発生または発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確な災害対処ができるよう、各種情報交換等について、町と国土交通省で「災害時の情報交換に関する協定」を締結しております。

この協定に基づき、令和元年度の台風19号が本県に接近した際は、国土交通省甲府河川国道事務所からリエゾン職員が役場本庁舎に派遣され、富士川の今後の水位予測や対応等の助言をいただいております。

身延町では、気象庁等の発令基準を基礎として、そのときの状況により対応しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問です。

リエゾン職員の派遣基準と河川の氾濫、ならびに土石災害に対する具体的な避難指示の降水量をどのように捉えているのか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

リエゾン職員の派遣については、町内で重大な被害が発生または発生するおそれがある場合、身延町災害対策本部が設置された場合、その他、国交省または町が必要とする場合となっております。

町民の避難指示の具体的な降水量などの発令基準を定めておりませんが、気象庁甲府地方気象台との情報共有の中で、気象庁が公表する「キキクル」等の発令基準を基礎として、そのときの状況により対応しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次の質問に入ります。気象防災情報の判断、非常に重要だと思いますが、近年、観測技術が向上し得られる気象データが増えております。これらのデータを独自に読み取る専門職員の採用や育成など、防災担当として育成し増やしていく必要があると考えますが、これについてご説明願います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

近年、集中豪雨による大規模災害が多発していたことから、町では令和2年度から防災専門官を任期付きで雇用し、交通防災課に配置しております。防災専門官は退職自衛官であり、防災専門官として必要となる知識や経験等を有する者を内閣府が証明する地域防災マネージャーの資格を有しております。

前職の勤務で培った防災・危機管理に関する知識や経験を生かし、緊急時の防災対応や地域への防災研修会の講師として活動しており、職員向けの防災セミナーも開催しております。また、交通防災課の職員は県で開催する「甲斐の国・防災リーダー養成講座」を受講し、防災士の資格試験に合格したのち、防災士として日本防災士機構に認証登録されております。

引き続き、防災知識の習得に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。そのように、防災専門官による各区役員、消防団、さらに議会議員への研修会を、さらに積極的に開いていただきたいと思います。

今後の計画がありましたら、簡単でよろしいですのでお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

ご存じのとおり、近年のコロナ禍では大勢で集まるのが難しくなりました、年度初めの区

長会や防災訓練などが開催できない状況ではありましたが、講話依頼がありました自主防災会では、感染対策を行いながら防災講話を行っております。さらには身延高校で行った中高一貫の防災サマーセミナーや身延町社会福祉協議会、身延町民生委員児童委員協議会からも講話の依頼があり、防災講話を実施しております。令和2年度配置から延べ17回、防災講話を行っております。

今後も相談をいただいた団体と内容等の打ち合わせを行いながら、町民の防災意識の高揚を図れるように防災講話を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ぜひよろしく願いいたします。

次の質問です。避難所に合併浄化槽の設置につきまして。

昨年4月6日に改定された「避難所におけるトイレの確保管理ガイドライン」におきまして、災害時に下水道施設が被災して水洗トイレが使えなくなる事態に備え、災害時に強い合併処理浄化槽を避難所に設置するよう盛り込まれました。被災しても下水道管が不要で、復旧に容易とされるなど避難所における耐震化対策の1つと考えますが、これについての考えの説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

町内の下水道管が接続されている避難所は18カ所になります。町では各避難所の備蓄倉庫に仮設トイレやトイレ処理剤を計画的に確保しており、仮設トイレやトイレ処理剤での対応を想定しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

仮設トイレ、あるいはトイレ処理剤での対応もいいんですけども、大規模避難所、長期避難、そういうものに備えまして、合併処理浄化槽の設置を要望したいと思います。

次に、福祉避難所の指定と運用につきまして、2016年には「福祉避難所等の確保・運営ガイドライン」が改定され、障害者支援施設を福祉施設として活用手順のポイントが整理されました。令和3年5月にも改定され、福祉避難所を一般避難所と分けて指定、公示することが主な改定内容です。

平成29年の身延町身体障害者福祉会と議員との懇談会においても分かりやすい福祉避難所指定の要望が出されていますが、その後の指定状況とその運用体制について説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

令和3年5月に改定された福祉避難所の確保運営ガイドラインの主な内容は、事前に避難先である福祉避難所ごとに受け入れる人の調整等を行った上で、福祉避難所等へ要配慮者が直接避難することの必要性を示したもので、指定福祉避難所とされています。

本町は指定福祉避難所ではなく、従来からの協定福祉避難所の制度で運用することとしています。内容は、災害発生あるいは発生のおそれがあるときは、まずは命を守るために身近な指定避難所等へ避難していただきます。その後、避難生活が長期化するなどにより一般の指定避難所での生活に支障がある方を対象に、二次的な避難所として福祉避難所を開設する計画です。

現在、22施設を福祉避難所として指定していますが、福祉避難所の運営上、災害の状況や施設側の受け入れ態勢の状況等に応じて、実際の避難先となる福祉避難所を決定することになります。

障がい者の方には、災害の規模や施設側の受け入れ態勢の整備状況等に応じてにはなりますが、できる限り障がい者の特性に応じて配慮するように努め、避難先を決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

平成29年から6年が経過しております。いつ来るか分からない大規模災害に備えまして、急いで対応をお願いしたいと思います。

最後の質問ですが、人口減少問題対策としての重層的支援体制整備事業計画作成について伺います。

これまでの日本の社会保障制度は、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。

介護保険制度では、地域包括ケアシステムの推進が行われてきました。しかしながら、世帯に複数の課題が存在している状況、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や介護と育児のダブルケア問題や世帯全体が孤立している状態など、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生してきました。

そんな中で生まれた地域共生社会という概念に基づき、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき2021年4月に実施されることになった新たな事業として「重層的支援体制整備事業」があります。

そこで質問ですが、これらの地域福祉の担い手の今までの先頭に立っていた人たちは民生委員だと思えます。この民生委員の数がやけに多いんですね、身延町は、98名。これは県内の市町村の中で一番多いわけですが、基準からしてもかなり多いわけですが、この配置基準について説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

本町の国配置基準による人数は、下限が23人、上限が66人と示されていますが、定数は厚生労働大臣の定める基準を参酌の上、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定めることになっております。

本町のように高齢化率が高く、また面積が広く山間部が多いなどの地理的条件等を勘案すると、上限の66人では支障がありますので、県からの基礎調査、ヒアリングおよび定数希望調査を通じて98人の定数を主張してきたものが認められたものです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

仕事の内容上、どこの町よりも多く配置するという趣旨は非常に良いわけですが、これからの日常生活における一番最初の相談相手ということになってくると、その仕事の内容というのは非常に重要であります。今、ボランティアでやっているようですけども、有償にする考えはありますか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、設置される特別職の地方公務員に該当するとされていますが、民生委員法第10条には、民生委員には給与を支給しないと規定されています。しかしながら、職務を遂行する上で交通費、通信費等、何らかの費用が発生します。民生委員法第26条には、民生委員に関する費用は都道府県が負担する旨の規定があり、町の予算ではなく、山梨県の予算措置により民生委員の活動に伴う費用弁償として、年額6万200円が直接支給されています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次に個人情報の取り扱いにつきまして、平成28年に開催された「民生委員・児童委員と議員との懇談会」において、民生委員児童委員の職務遂行のために必要な個人情報が適切に提供されるよう、条例の解釈、運用についての要望が出されました。これに対して、その後の取り扱いにつきまして説明を願いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

町が保有する個人情報を民生委員さんへ提供する場合の条例の解釈、運用についてですが、条例では、原則的には町は個人情報を利用目的以外に利用したり、外部へ提供することは禁止されています。この原則からいうと、民生委員さんへの提供は禁止されることとなりますが、

例外が規定されていて、例えば町が保有する個人情報を本人以外の者へ提供することが明らかにその本人の利益になるなどの場合は、例外として認められています。

民生委員の職務が円滑に行われるためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があることは当然なことでありまして、民生委員には民生委員法において守秘義務が課せられていることを踏まえまして、その職務遂行のための必要な個人情報が適切に提供されるよう条例の解釈、運用に努めてきました。

なお、令和5年4月1日より個人情報の保護に関する法律が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者等および地方公共団体等において、これまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取り扱いが同一の法律、個人情報の保護に関する法律によって取り扱われるようになりましたが、条例同様の解釈、運用に努めています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

次の質問に移ります。障がい者の法定障害者雇用率について伺います。

平成29年に開催された「障害者福祉と議員との懇談会」において、障がい者の雇用率を法定障害者雇用率に近づけてほしいという要望がありました。その後の具体的な対応策と就職率の状況の説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

まず、具体的な対策はとのご質問ですが、本町の取り組みといたしましては、令和3年の職員採用試験において障害者雇用枠を設けた実績がございます。これにより、令和4年4月1日に1名を採用いたしました。

次に通告では就職率はとのご質問ですが、法定雇用率のことをおっしゃっていると解釈いたしましたので、現在の身延町役場における法定雇用率の達成状況について、お答えさせていただきます。

地方公共団体の法定雇用率は2.6%となっております。法定雇用率の対象となる職員は250.5人であり、これは短時間勤務職員は1人あたり0.5人と計算することになっているためです。250.5人に法定雇用率2.6%を掛けますと6.513人となり、6人の雇用が必要となります。これに対し、障がいのある職員は現在6人ですので、条件は満たしていることとなります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次に認知症との共生につきまして、お聞きいたします。

身延町の認知症と共に生きる地域づくりの現状の説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

令和5年度の高齢者福祉基礎調査によると、本町の65歳以上、5,036人に占める認知症高齢者の割合は14.7%、738人で約7人に1人が認知症という割合です。この割合ですが、県の平均は11.1%、峡南5町の平均は14.6%なので、本町は峡南5町の平均とほぼ同じですが、県で3番目に高い値です。この値は介護保険の認定調査の結果から把握したものですので、介護保険を利用していないけれども、認知症の症状がある方や認知症予備軍と言われる方を含めると、もっと割合は高くなると考えています。

そこで本町は、認知症の方やその家族が安心して暮らせるような支援や事業を様々、行っています。誰もが認知症になる可能性がありますので、認知症になっても家族や周囲の人が本人を尊重し、優しさと思いやりを持って寄り添えば、自宅で長く穏やかに暮らせます。

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で支えるため、認知症を考える集いを開催したり、認知症サポーター養成講座を実施したりしています。昨年度末までに2,141人の方が講座を受けて認知サポーターとなっております。サポーターは何か特別なことをしなければならないわけではなく、それぞれ自分のできること、見守りや声掛け支援など、できる範囲で行ってもらうものです。生活支援体制整備事業での地域支え合い協議会の活動なども地域の力、住民の力による支え合いのまちづくりの取り組みです。

また、集落や地域づくり型介護予防事業であるいきいき百歳体操の場に出向き、認知症予防教室を開催し、認知症について正しく理解してもらうとともに、認知症の方や家族を地域で見守ることの必要性や認知症予防の重要性について啓発活動をしています。

認知症などの心配事については、総合相談事業で対応しております。本人、家族、地域住民等からの相談に応じ、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な介護、保健医療、福祉サービスや関係機関、または制度の利用につなげる等の支援を行っています。

包括支援センター職員がいつでも相談を受けられるように待機しており、電話や来所の相談に対応しています。来所が大変な方には訪問して対応しております。また、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を図ることを目的にした認知症初期集中支援事業なども行っています。そのほかにも認知症カフェの広報や支援なども行っています。

今後も認知症の方や、その家族が安心して暮らせるよう、認知症について正しく理解していただき、認知症の人やその家族を地域全体で支えるための取り組みを推進していきたいと思えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

次の質問に移ります。子どもの貧困の把握に対応しての、継続支援としてのアウトリーチ事業につきまして、身延町のアウトリーチ事業につきまして考えを教えてください。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

ヤングケアラーに関する把握については、ほかの課とも連携しながら別の問題における相談ケース、訪問ケースの中で町がヤングケアラー事例として認識できるものに対して継続した訪問支援を行っています。

その中には、本人または周囲の人々がヤングケアラーと考えていない事例も含まれていることから、昨年3月の答弁となります。現在、ほかの課との連携や主任児童委員との情報交換を行いながら把握に努め、判明したものについては、個別の状況を鑑みた支援を行っています。

しかしながら、ヤングケアラーという存在がなかなか認知されない、該当となる判断が難しい、支援の必要性を認識されない等、様々な問題があります。アウトリーチとは、自治体や公的機関による一般的な支援から抜け落ちてしまう傾向にある被援助者の状況に合わせ、地域のネットワークを生かしながら、具体的な援助活動を実行していくことが求められるという側面もあります。

町として継続した状況把握に努めながら、ヤングケアラーへの理解を深め、地域の皆さまの更なるご協力をいただき、個々の実情に合わせた支援を行うことが肝要と考えます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

最後ですが、重層的支援体制整備事業につきまして。

重層的支援体制整備事業は、本人や世帯を問わず、子どもや高齢者、障がい者など全ての住民に対し、保健、医療、住まい、就労、教育などに対する様々な問題に対し、問題解決をつなげる質の高い行政サービスを提供する縦割りをなくした組織づくりそのものであります。

この事業で注目すべき点は、従来、分野ごとに別々に交付されていた国からの補助金が社会福祉法に基づく一つの補助金として交付されることです。これまでの縦割り行政の弊害から発生する多大な事務コストが削減でき、また複雑化した多様な支援ニーズに対し、自治体窓口が今まで以上に質の高い効果的な対応がしやすくなることであります。

まさに身延町の総合計画に掲げる「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」を実感するまちづくりに、この事業体制づくりに積極的に取り組む意義は、そこにあると考えます。予算編成の時期であります。住民のより豊かな日常生活実現のために、重層的支援体制整備事業の取り組みの考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

時間になりましたけど、最後、深沢福祉保健課長、答えてください。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

重層的支援体制整備事業は、令和2年6月に社会福祉法が改正され、創設された新たな事業で、市町村において既存の相談支援や地域づくりの支援の取り組みを生かし、子ども、障がい、

高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

つまり、1つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持った方、家族を分野を超え、部局横断したサポート体制をつくる事業です。

この事業を進める場合には、子ども、障がい、高齢、生活困窮の全てに精通した職員はいないので、当然制度や事務等に熟知したそれぞれの担当が書類作成等を行うこととなりますが、事業を実施する条件として新たな事業を3つ行う必要があります。

また、重層的支援体制整備事業の制度全般にわたり精通し、事業全体の進捗管理などをしながら事業を取りまとめる担当も必要になって、職員の負担が心配されるところです。

本町においては、子ども、障がい、高齢、生活困窮などの相談があった場合、それぞれ対応していますが、例えば高齢分野の相談対応の際に障がいの対応も必要だと判断すれば、高齢者担当と障がい者担当が連携して対応し、さらに生活困窮の対応も必要となれば、高齢者担当、障がい者担当および生活困窮担当の3者が連携し対応しています。必要に応じて複数の担当者が集まり、ケース会議をすることもありますし、内容によっては外部機関も含めたケース会議を開催することもあります。また、町の機関で対応できない場合は外部機関につなぐこともしています。

このように本町では複合的な課題を持った方に対し、分野を超え、横の連携を密にしながら対応し支援していますので、今のところ重層的支援体制整備事業に取り組む予定はありません。

今後とも相談内容に応じて関係する担当や機関と連携し、支援ニーズに適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

ここで、山下利彦君の持ち時間60分を経過しましたので、これで山下利彦君の一般質問は終了します。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

なお、保坂教育長については午後から都合により欠席されておりますのでご報告いたします。

それでは、次に通告4番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1つ目は、峡南地域の医療体制について伺います。

峡南南部地域医療体制等調査業務委託に係る提案事業者の募集を令和4年8月に開始しました。その後、提案事業者が決定し、先日、調査依頼を受けた監査法人から峡南南部地域医療体制等調査業務報告が公表されました。

今回の調査は、事務局を身延町役場福祉保健課となっておりますが、提案内容の評価審査を実施した評価委員会のメンバーを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

峡南南部地域医療体制等調査業務を実施するにあたり、関係者の協議の結果、病院が所在する身延町が代表町ということで、予算計上および補助金申請等を行うことになりました。

プロポーザル評価委員会のメンバーは、飯富病院は院長と副院長の2人。身延山病院は院長と事務長の2人。行政関係では身延町、早川町および南部町の各福祉保健課長3人。県の医務課長補佐1人。合計8人です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

委託上限金額が1,320万円と設定されていますが、決定の見積もり金額と何社、応募があったのか詳細を伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

契約金額は1,320万円で、応募者数は1社です。

調査業務は、県の補助金と2病院および3町の負担金を財源として実施いたしました。県の補助率は3分の2で補助金額は880万円。飯富病院と身延山病院の負担金はそれぞれ110万円。南部町は55万円。早川町は65万円。身延町は100万円をそれぞれ負担いたしました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

この報告を受けて、議会では常任委員会で音頭を取り、飯富病院の現状について聞き取りを実施しました。また、身延山病院からも現状を伺っています。報告内容にもありますが、医師、看護師不足や人口減少に伴う来院者の減少、病床使用率の低下、飯富病院・身延山病院2病院の損益の厳しさなど、課題を明確にして想定される解決策を提示しています。

この基礎資料をもとに、峡南南部地域医療体制について、検討委員会ではどのような動きを取り、どう対応しようとしているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

令和5年3月9日に基礎調査事業の最終報告会が行われ、委託業者から調査結果の報告がありました。この報告を受け、引き続き峡南南部地域医療体制調査検討委員会メンバーを含む町長、院長、副院長合同会議の協議の中で、これからの峡南南部地域の医療・介護を確保するためには、飯富病院と身延山病院との間で連携を強め、病院機能の集約・分化を図り、効率的な医療・介護提供体制を構築する必要がある。

病院間連携を進めるにあたり、2病院の経営形態の変更も視野に入れつつ、3町、公益財団法人、2病院は検討を継続するという認識が共有されました。

そこで3町、公益財団法人、2病院が検討を継続していくには、意思決定のための協議組織が必要ということになり、5月22日に峡南南部地域医療連携推進協議会を設置いたしました。委員は早川町、身延町および南部町の町長3人。身延山病院は公益財団法人理事、院長、副院長2人、看護部長の計5人。飯富病院は院長、副院長、看護部長の3人。南部診療所の所長。県では医務課長と峡南保健所長の2人。合計で14人です。

7月24日には、第2回峡南南部地域医療連携推進協議会を開催しています。

今後は、この協議会を中心に協議が行われていきます。民間病院と公立病院との協議調整は非常に困難なものではありますが、将来的な経営統合を視野に入れつつ、医療連携を効果的に確保するための経営形態の方向性について検討しているところであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。いろいろと過去の資料を探してみました。南巨摩郡医師会のホームページに峡南6病院の院長による峡南地域の医療体制への提言があります。これは2008年、15年前に出されたものです。一部、特に峡南の中南部についての部分を読ませていただきます。

山梨県内で、過疎と高齢化の最も進んだ峡南地域の医療と福祉が危機的状況に瀕している。

全国的に見られる医師不足は医師養成の量的、質的失敗が原因である。先進国でも最下位に近い量的不足はすでに論じられてきた。

大学医学部で養成される医師は臓器別、疾患別の専門医である。このことが現状の医師不足の一因の原因であるが、私たちの規模の病院に必要なのは地域と住民に必要な、医療と福祉を理解できる地域医療の専門医なのである。

以前より行ってきた、県立中央病院を管理型病院として、われわれのような県内の中小病院が協力病院となり、地域医療の専門医を育てるべきだとの主張は、このような理由からである。

今から遅くない。われわれ県民のために働く地域医療医を育てようではないか。

これが医師不足の答えであり、提案あり、残念ながら最も有効な対策である。

過疎と高齢化時代への対応であるが、峡南中南部ことに中部は、県内でも過疎と高齢化が最も進んだ地域である。

問題は将来予想される人口減少である。この地域に存在する3病院の再編化は避けて通れないほどに、人口減少は進行すると予想される。

身延山病院が行っている南部町への診療援助や、飯富病院の12カ所の出張診療所への医師派遣をとっていても、不採算部門が拡大することが予想され、急性期、一般病床の集約等の経営形態の見直しが峡南中南部全体に必要なと考えられる。10年後の現在ある身延町内の民間クリニックの存在も考慮し、住民の医療福祉を維持するための方策を今すぐ開始すべきである。

2008年、15年前に峡南6病院の院長から出された峡南地域の医療体制への提言です。また、峡南地域医療連携協議会の存在も確認できました。峡南地域医療再生計画の推進に係る協議調整を行うため、峡南地域保健医療推進委員会の専門部会として設置したとありました。これも2008年ごろから活動していると思われます。

15年前に峡南6病院の院長から出された住民の医療福祉を維持するための方策を今すぐ開始すべきであると言っています。15年前の峡南6病院が提言した過疎と人口減少、危機的状況、この間、どんな動きを取っていたのか。町と医療機関の連携や峡南地域医療連絡協議会などの活動について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

2008年7月9日付け、山梨日日新聞に峡南地域の公立・私立6病院の院長が過疎化や高齢化が進む同地域での医療体制の在り方に関する提言をまとめた旨の記事が掲載されておりまして、その記事中に提言の趣旨を地元6町長、当時は富士川町発足前のため6町長や西八代・南巨摩の両医師会などに説明、保健医療推進委員会や県に提出するなど記載されています。

この保健医療推進委員会は、正式には峡南地域保健医療推進委員会と申しまして、峡南保健所が事務局を担い、地域住民の健康、適正な医療提供体制の確保と峡南医療圏の保健・医療等の行政を総合的、計画的に推進することを目的に設置されています。

メンバーは管内の各町長、西八代・南巨摩の両郡医師会長、6病院院長、その他の関係者20数名で構成されています。

提言当時の経過は定かではありませんが、6病院院長の提言もこの委員会の場も活用してなされたのではないかと推測します。

ご質問に出てまいります峡南地域医療連携推進協議会は、議員のおっしゃるとおり、峡南地域医療再生計画の推進に係る協議調整を行うため、峡南地域保健医療推進委員会の専門部会として設置されたもので、当該医療再生計画の事業年度の終了、平成25年末をもって廃止されております。

この協議会が関わった峡南医療圏の地域医療再生計画では、その対策として3項目が掲げられました。

具体的には、1つとして医療従事者の確保。2つ目として医療機関の連携の推進。3つ目として在宅医療のモデル地区化です。

医療機関の連携の推進に関する取り組みとしては、峡南北部地域の市川三郷病院と鯉沢病院の経営統合に伴う峡南医療センターの開院、中南部地域の3病院においては、各病院が得意とする分野を強化することで医療連携を推進していくことで合意。南部町については、町営診療所の機能強化。在宅医療のモデル地区化に関する取り組みとしては、飯富病院内に峡南在宅医療支援センターを開設するなどの実績が山梨県のホームページで報告されています。

6病院の院長の提言後、どのような動きを取ってきたかということですが、峡南地域の医療体制に係る課題につきましては、峡南地域保健医療推進委員会等の組織の構成員として、その対策に取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。いろいろと調べていただきまして、ありがとうございます。

1点、追加質問をさせていただきます。

今回の峡南南部地域医療体制等調査報告を受けて、検討委員会では2病院の間で連携を強め、病院機能の集約、効率的な医療・介護提供体制の構築が必要であると認識が共有され、医療連携推進協議会が設置された。経営統合を視野に入れて医療連携を効果的に確保するための検討を進めると理解しました。飯富病院、身延山病院ともに、先生方は今すぐにでも2病院の連携、適切な機能集約して地域の効果的な医療・介護の提供体制を取りたいと言っていました。

もう一度、伺います。峡南南部地域医療連携推進協議会では、飯富病院、身延山病院の連携、上記のような提供体制を構築するという理解でよろしいですか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

峡南南部地域医療連携推進協議会は、複数の団体が集まった組織です。この協議会で協議、決定されていくことに対して、今の段階で構築すると断言することはできませんので、ご理解をお願いいたします。

今言えることは、将来的な経営統合を視野に入れつつ、医療連携を効果的に確保するための経営形態の方向性について協議会で検討しているところでもあります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。このままでは、地域の医療衰退、病院存続の危機、町の財政にも大きな影響が発生します。適切に機能集約して、地域の効率的な医療・介護の提供体制をすぐにでも構築すべきであると強く望みます。峡南地域の医療の質の向上を目指して、医療は安全・安心、そして信頼される質の高い医療サービスを効率的に提供しなければなりません。そして、常に高度な技術を追求し、継続的な取り組みが必要です。連携することで医師確保もしやすくなり、医療サービスも効率的に提供できるようになると思っています。よろしく願いいたします。

ます。

次の質問に移ります。外国人材の受け入れと活用について伺います。

令和4年第1回定例会で、本町の雇用状況について質問をいたしました。その中で、本町の企業や福祉施設での人手不足、非常に厳しい状況であると説明をしました。コロナ禍が収まり、経済活動も元に戻りつつあります。観光産業も活発になっています。しかし、本町の少子高齢は進み、労働人口の減少を助けるため、それには外国人材の受け入れが必要だと思っています。

答弁では、この制度の活用は大変有効なものであると考えている。制度の利用については、各事業所の意向を踏まえ、ハローワーク等関係機関と連携を図り、支援策を考慮する中で検討していくと答弁をいただきました。

今、製造業、福祉施設、観光関係の皆さん、人手不足で非常に苦慮しております。その後、どのような検討をいただいたのか。ハローワーク等の関係機関との連携は進んでいるのか。現場の声はどのようなものだったのか、確認をしているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

ハローワーク等関係機関との就業支援に係る連携につきましては、外国人に特化して実施することはできませんので、今年2月7日に身延町ふるさとハローワーク就職応援セミナーを全ての就業希望者を対象に町との共催として実施したところです。

また、外国人技能実習制度を活用して外国人材を活用している事業者へヒアリングしたところ、製造業では積極的に活用されており、現在40人ほどを雇用している企業もありましたが、事業所にとっては人手不足の解消につながり、実習生には技能・語学など日本での経験が生かされているとのことでした。

また、サービス業を営む事業者においても活用されている事業者もありましたが、課題も多く、職種上そぐわないとの声も聞かれたことから、それぞれ事業所のニーズに合致する場合において活用されている状況です。

また、就労ビザによる在留資格者、技能実習生のほかに、町内にもワーキングホリデー制度を活用している事業所もありました。

こうした国の制度の活用は、民間事業者が直接実施することから、市町村の行政事務はありませんが、今後も関係機関と連携・情報共有を行い、雇用・就業機会の創出の観点から適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

以前にも説明をさせていただきましたけれども、技能実習制度は実習後、特定技能ビザに変更し、8年就労が可能になり、その後についても建設業や農林水産関係、これは延長されているようですし、他の業種についても政府で検討されております。

外国人だからとか、言葉や文化、習慣の違いで敬遠されるようですが、今はそんな時代ではないと思っています。国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会こそ、今求められて

いるのではないのでしょうか。地域社会で雇用が確保できなければ、外国人材の受け入れ、活用を考えるべきだと思います。彼らの発信力により、インバウンド確保にも効果を発揮すると思っています。

制度の活用は中小企業では難しいかもしれませんが、活用している地域ではJAや商工会、漁業組合などが中小企業の意向を受け、受け入れ先として対応しています。本町では商工会がその動きを取ることが最適だと思っています。会員の皆さんがどの程度、人手不足が深刻化しているのか把握できていれば、必要性を理解できると思います。

お話にいただいたワーキングホリデーですが、観光関係には最適な制度だと思っています。長期滞在が許されるビザで、就労、修学旅行、何でもできる貴重な制度です。全国でワーキングホリデーをバイトに雇用し、外国人旅行者の対応係やマーケティングの一員として雇い活用してところも多くあります。商工会を窓口、その橋渡しをぜひ行政で進めていただきと思います。

次の質問に移ります。鳥獣被害対策の緊急事態宣言について伺います。

今年7月7日に総務産業建設常任委員会では、身延町の猟友会の皆さんと懇談会の場を持ちました。各地区、身延、中富、下部の会長さまはじめ役員さん15名が参加していただき、猟友会の皆さまに活動内容や困りごとなど意見交換をさせていただきました。

非常に有意義な時間でしたが、猟友会の皆さんが直面する現場の困りごとが非常に多く、町民の皆さんが訴える声を数多くお聞きしました。

以前にも鳥獣害対策について質問をいたしましたけれども、地域の皆さまから寄せられる被害の内容、そして今回、猟友会の皆さまからお聞きした実情は耐えがたい被害の内容でした。本町には鳥獣被害対策実施隊設置規則があります。そこにある被害防止計画とは、どのような内容なのか。鳥獣被害の現状は非常事態であると判断します。今までとは違う一段も二段も上の緊急事態です。今すぐに対策を取る、猟友会の皆さま一斉出動など地域住民と連携を取り、捕獲および駆除が今すぐ必要だと判断をいたしますけれども、見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

まず、身延町鳥獣被害対策実施隊設置規則に記載のある被害防止計画についてですが、これは身延町鳥獣被害防止計画のことで、ホームページに掲載をされております。この計画は、鳥獣の生息状況、農林業被害状況に鑑み、個体数調整、被害防除対策を行うことを目的としておりまして、3年に1回更新を行います。

内容につきましては、対象鳥獣の種類、イノシシほか9種類、基本方針、被害の現状、傾向、軽減目標、取組方針等、捕獲体制計画、防護柵の設置等に関する事項、整備計画、管理等、その他被害防止施設に関する事項等となっています。

次に猟友会の一斉出動など、地域住民と連携を取る捕獲および駆除が今すぐ必要であるとのこと質問にお答えいたします。

地域住民の皆さんから寄せられた情報につきましては、有効に活用できるよう各分会に情報提供を行っております。

野生鳥獣の捕獲には狩猟捕獲と許可捕獲とがありまして、狩猟捕獲は狩猟期間に定められた

猟法で行うものをいいます。許可捕獲は、都道府県知事や市町村長の許可を受けて行うものです。これは山梨県より鳥獣保護管理事業計画に基づき、身延町全体に適正管理捕獲数として割り当てられる頭数の範囲内で捕獲を行うもので、本町の場合は適正管理捕獲と有害鳥獣捕獲があります。

現在、本町では山梨県知事より許可を受け、個体数を調整する適正管理捕獲を中心に各分会にお願いをしております、活動は各分会の適正管理捕獲許可範囲内となります。個体数は町全域で偏りなく減らすのが適当との考えによるもので、令和5年度身延町の適正管理捕獲数はニホンジカが647、イノシシが195、ニホンザルが200頭の割り当てとなっています。

効率のよい捕獲の方法も分会にお任せをしております、分会一斉に捕獲に当たる場合もあれば、個々で行う場合もございます。

有害鳥獣捕獲については町長が許可を出しますが、分会の適正管理捕獲許可範囲を超えて捕獲を行う場合は、捕獲を行う許可範囲の分会長に事前連絡をした上で許可証を発行しています。

有害鳥獣捕獲の場合は、適正管理捕獲と異なりまして、具体的な鳥獣による生活環境、農林水産業、また生態系に係る被害があった場合、許可するもので捕獲頭数や期間についても必要最小限とされております。

身延町の場合、猟友会の各分会には、猟期11月15日から翌2月15日、山梨県についてはニホンジカ、イノシシは3月15日まで狩猟捕獲を、それ以外の時期には適正管理捕獲を中心をお願いをしている現状です。

現在のところ、このような体制を取っておりますが、今後も猟友会各分会の意向や地域住民の皆さまの要望等を取り入れながら、適正管理捕獲対応をしていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

再質問します。

今、令和5年度の適正管理捕獲頭数がありましたけれども、毎年この捕獲数に対して結果はどうだったのか、そのへんは分かりませんが、今後も適正管理捕獲対応を進めていくとのこと。今までのこういった結果が町民の皆さんを苦しめているのではないですか。町民の皆さんが一生懸命、畑を耕して、野菜や果物を育てている。自分で育てた野菜、果物を食卓に並べる。楽しみなひとときだと思います。収穫前にさらにみんな持っていかれる、こんな悔しい思いはないと思います。もう畑はやらないと聞くことが多くなりました。今までと違う緊急対策が必要だをお願いしております。今お話ししました。

住民の生活環境を脅かしているシカ・サルに対して、適正管理捕獲許可範囲を超えて分会長に許可証を発行する、一斉駆除を実行する、できないでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

適正管理捕獲数は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、山梨県が定める鳥獣保護管理事業計画により市町村に割り当てられるものです。県全体の計画ですの

で、昨年度も年度途中で何度か他市町村の捕獲頭数との調整の中で、本町の割り当て頭数の増加ができないかお願いをして、増やしていただいた経過があります。

今までと違う緊急対策が必要であるとのことですが、町といたしましては、あくまで山梨県の割り当て頭数内での捕獲を継続し、個体数は町全域で偏りなく減らしていくのが適切と考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

今、過去にも増やしてもらった経緯があるというお話を聞きましたけれども、お願いをすればそれはできるわけですね。前回、質問したときにもサルの捕獲檻、これを1基、補助で入れました。今年も1基、入っているようですが、補助だけでなく、今こういう状態にあるんですから、町で予算を取って、サルの檻を確保してもらい、それも可能ではないかと思えます。地域では、玄關の花をシカが食べてしまう。玄關に網を張ってある。お盆にも生花を墓に持って行くこともできません。「こんな連絡も来ました。「サルが檻に入りました」と役場に連絡をしたら「子ザルは逃がしてください」と言われたと。私は、あきれて言葉が出ませんでした。」私もそういう連絡をもらっても困るんですけども、そういう話、こんな被害を受けたと町内からしょっちゅう話がありますし、前回猟友会の会長さんと話したときにも、檻をもうちょっと何とかならないかなど。今、角打でも1つ借りているんですけども、ではすぐそれを持って行ってくださいと、そんなお話もしましたけれども、とても住みやすい町ではないですよ、今の状況は。この被害は。ぜひしっかりした対策を取っていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終わります。

ここで、お水の入れ替えをしますので、しばらくお待ちください。

それでは再開します。

次は通告5番、佐野知世君の一般質問を行います。

佐野知世君の質問を許します。

登壇してください。

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

通告により、一般質問をさせていただきます。

質問の1は一色のホタルの存続でございます。

町の第2次総合計画では、うるおいの環境づくりの施策として自然保護対策の保安全管理の啓発を掲げておりますが、町の昆虫として位置付けられている一色のホタルの里に関して、本年度の事業内容、または計画をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

令和5年度の事業につきましては、ホタルまつりは実施しませんでした。ホタル観賞期間には多くの方が訪れるため、河川沿い遊歩道の草刈り、路肩へロープを張るなど来訪者の安全対策を行いました。また、交通対策として来訪者が集中する週末には、駐車場入口に警備員を配置し交通誘導を行いました。このほか誘客対策としてSNS、インスタグラム、観光Webサイト、そちらで周知をしたところでございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。

現在、一色の集落においては高齢化が進み、環境保全活動が鈍化され、それに伴いホタルの数も年々減少しているのが実情でございます。それについての、これからの整備、保全についての見解をお伺いしますが、8月の初めに機会があって研修がございまして、長野県の辰野町に行ってまいりました。残念ながらホタルの時期はもう終わっておったんですけども、ホタルの日最高乱舞数が1万2千匹というお答えをいただきました。一色については、最高が今は2桁ぐらいになってしまっているというのが現状でございまして、過去には1千匹以上、飛んでいたような記憶がございまして。

これからの整備、保全について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

ホタルが生息できる条件として、水がきれい、水流が穏やか、カワニナがいる、水底に砂や礫がある、上陸しやすい護岸がある等があります。一色川はこの条件に当てはまり、毎年ホタルが群れ飛んでおります。

ホタルが生息するための一色川の環境は、一色ホタル保存会の方の活動により保たれておりますが、ホタルが減少していることは事実であります。減少の原因として、地球温暖化による異常気象、光害による影響も少なくありません。

毎年、ホタルの飛翔数を観測しており、ホタル生息数の目安となっております。この飛翔数を注視しながら、今後も一色ホタル保存会と協力しながらホタルの保存に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

先ほど申し上げましたけれども、やはり一色ホタル保存会のメンバーも高齢化が進んで、一番若い方で60過ぎという、みんな高齢者ばかりで、草刈りもままならない状態でございますので、これから一考いただくことになろうかと思っておりますけれども、その質問3に移らせていただきますけれども、ホタルまつりは町の行事の1つとして、コロナウイルスが蔓延する前年まで集落や外部団体も協力を得る中、盛大に開催されておりました。しかしながら、今年コロナも5類に移行されましたが、祭りの再開は難しい状況と判断せざるを得ないと一色の実行委員

会はこぼしておりました。実際、今年は取り止めということになっているんですけども、それに対して町はどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

今後のホタルまつりの実施の可否につきましては、ホタルまつり実行委員会が実施主体となりますので、来年度の実施の可否につきましては、町は実行委員会の判断を尊重して対応いたします。

ホタルまつりを実施しない場合においても、発生時期には一定期間、ホタルを観賞される方が訪れますので、今年度と同様の安全対策を講じるとともに、多くの方に来訪していただけるようにPRしてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

ありがとうございます。下部の観光協会として、私も一員でございますけれども、これからはそちらのほうの、旧町でございます、そちらのほうにもやっぱり応援の協力をせざるを得ないと強く感じたところでございます。

次の質問に入ります。

ホタルの増殖については、第1に必要なのは、ホタルが住みやすい環境として、川に被っている両岸の樹枝の伐採を行い、川を明るくしてやるのが必要であり、またエサであるカワニナの増殖も重要な課題であると思います。

このような取り組みの提案については、どのように考えておりますか、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

佐野知世議員の言うとおり、町の昆虫であるホタルが増えることが一番大事だと考えております。他の地域からホタルの幼虫を一色川へ放すのではなく、この地区のホタルが自然繁殖することが特に重要と考えております。

個体を増やすための生育環境やエサになるカワニナについても、一色ホタル保存会の方々とも協力しながら調査・研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

先ほども答弁の中で地球温暖化による影響も出ましたが、ホタルが増え、お祭りができるようになるよう、やはり町と一色ホタル保存会、それと外部協力者、特に宿泊者をホタル観賞に案内する下部観光協会も加わり、これらの整備、ホタルの増殖についてよく話し合って改善し

ていくことが最重要だと考えます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。次の質問は、SDG sの取り組みについてでございます。

SDG sにつきましては、大変重要な地球規模の取り組みで、ここで再認識を持っていただくよう質問をさせていただきます。

SDG sとは一言でいうと持続可能な開発目標で、人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030年までに達成すべき目標であります。

具体的には17の目標が掲げており、人間、豊かさ、地球、平和、パートナーシップについてそれぞれの課題として挙げられております。

人間としては、全ての人の人権が尊重され、尊厳を持ち、平等に潜在能力を発揮できるようにし、貧困と飢餓を終わらせ、ジェンダー平等を達成し、全ての人に教育、水と衛生、健康的な生活を保障します。

豊かさは、全ての人が豊かで充実した生活を送れるようにし、自然と調和する経済、社会、技術の進展を確保します。

地球については、責任ある消費と生産、天然資源の持続可能な管理、気候変動への緊急な対応などを通して、地球を破壊から守ります。

平和については、平和、公正で恐怖と暴力のないインクルーシブな（全ての人が受け入れられ参加できる）世界を目指します。

パートナーシップとしては、政府、民間セクター、市民社会、国連機関を含む多様な関係者が参加するグローバルなパートナーシップにより、実現を目指すものでございます。

今回は目標7のエネルギーをみんなに、そしてクリーンについての概要を説明し、質問に入らせていただきますが、地球温暖化は誰もが感じている環境でもあり、最も影響を与えているのが二酸化炭素の排出でございます。

例えば、気候変動や干ばつによる食糧不足、水資源不足、生物多様性の損失などが危惧されます。そのために温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーに関する内容が盛り込まれております。再生可能エネルギーの種類としては、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電などがございます。

そこで質問をいたしますが、再生可能エネルギーの取り組みの実績および、これからの計画があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えします。

ご質問の本町において具体的に行っている取り組みといたしましては、平成24年度から身延町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき、住宅用太陽光発電システムを設置した町民等に対し、一律5万円の補助を行っており、補助総数は115件となります。

また、公共施設の整備事業として新身延中学校、身延町民体育館、身延小学校グラウンド照明のLED化を導入しております。これらのエネルギー分野における長期ビジョンですが、地球温暖化対策実行計画を平成18年度に策定し、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを掲げております。しかしながら、この計画は事務事業における取り組み、ソフト面に関する計画

であり、具体的な設備や施設等、ハード面に関する計画はこれからの検討課題であります。

今後、改修等が必要な公共施設につきましては、積極的に再生可能エネルギーの導入を進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

お答えいただいた身延町地球温暖化対策実行計画については、その取り組み項目を実施されていると思います。新聞、テレビ等でも呼びかけられておりますが、町独自としての町民への温暖化のアピールの強化が必要ではないかと、計画を読んだ限りではそれを感じました。

その次の質問です。日本も地球温暖化にならない平均気温は100年のうちに1.5度ほど上昇はしていますが、政府では太陽光発電や電動車、省庁で使う電力の60%を再生可能エネルギーにするなどの施策を実施・検討しているようですが、町としてもこれらの動きに対してアクションはあるのか、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えします。

町として具体的なアクションはありませんが、一例としまして、公共施設への太陽光パネル設置やLED化および公用車の電動化等が考えられます。

国の補助事業等の活用が望まれますが、補助を受けるためには具体的な計画が必要となります。町としても計画策定を視野に入れ、補助金等を活用しながら積極的に進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

公用車の電動化については、前述のように再生エネルギーの観点より補助事業としての取り組みに実現の可能性が高いと考えておりますので、一考願いたいと思います。

次の質問ですが、身延町はいくつもの河川があり、水力発電や温泉等の地熱エネルギーを利用した発電等、クリーンなエネルギーを生み出せる環境にあると思いますが、これに対する将来計画はあるのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えします。

水力や地熱による発電施設は、莫大な費用がかかることも想定されるため、その費用対効果の検証、安全面の配慮等、問題点もあり、多角的な観点での見通しが肝要となります。

ハード面に関する計画は、先ほどお答えしたとおりですが、環境審議会等により様々な意見をいただく中で鋭意進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

県の企業局の大城の小規模発電施設、また最近完成しつつある早川町の保川の小規模発電施設等、周りにも小規模発電施設が着々と設けられております。

町独自の発電施設というのも難しいかもしれませんが、県のほうにも積極的に誘致を検討していただき、再生可能エネルギーの確保に尽力を願えたらと考えております。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君の一般質問は終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

○議長（上田孝二君）

再開時間より若干早いですけど、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次は通告6番、深山光信君の一般質問を行います。

深山光信君の質問を許します。

登壇してください。

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

通告に従い、一般質問いたします。

はじめに、中学校の部活動について質問いたします。

町内のスポーツ少年団等に入っている小学生たちは、中学に入っても今やっているスポーツを続けたいと思っています。町内の公立中学校は身延中学校しかありません。身延中学校に進学しても、やりたい部活動が存在しない。やりたいスポーツができない。好きな競技を続けられないと残念がる子どもたちがいます。

小学生たちは剣道であったり、ダンスであったり、サッカーであったり、それぞれいろんなスポーツをしていますけども、その1つのサッカーについてお話をいたします。

町内にある身延ユナイテッドサッカースポーツ少年団は、監督、指導者が一生懸命指導しているおかげで、現在40名を超える団員数になります。昨年度も同じような団員数でした。昨年度の町内の小学校の全児童数が266名でした。40名の児童がサッカーをしています。

令和5年4月28日の山日の記事では、20年間の高校運動部の人数の推移が掲載されました。2003年度、2022年度、どちらも部員数の1位はサッカーでした。2022年度の高校サッカー部員は、部活動の全体の8.3%。先ほどの小学校の児童たちのサッカー団員数は約15%を占めています。

女子部員も増えているそうです。スポーツ少年団には女子も10人近くいます。しかし、身延中学校にはサッカー部がありません。

ある中学生の話ですが、小学校ではサッカーをやっていたけれども、中学校にはないので町

外のサッカークラブに通っていると。楽しいけれど、学校の先輩とのつながりがなくて、一緒にできなくてさみしいと。中学校でサッカーがしたいとのことでした。卒団した児童は中学校にいても好きなスポーツができない、サッカーができない状態です。これだけ多くのサッカー少年少女がいるのに、中学校に部活がないわけでございます。

身延町の教育は、先ほども一般質問の答弁の中でもありましたとおり、県内でも先にいっている教育環境であると。文部科学省から出された運動部活動での指導ガイドラインには、運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について、運動部活動は学校教育の一環として行われるものと明記されています。

子育て支援も充実して、教育環境も充実している身延町ではありますが、部活動の環境はいかなるものか。少子化が進む本町で子どもの数が少なくなり、団体スポーツ、部活動を成り立たせるのは難しくなっています。

繰り返しになりますが、現在、身延ユナイテッドサッカースポーツ少年団には40名を超えるサッカー少年少女たちがいます。好きなスポーツを続けられる環境を整えていくのが町として大切ではないかと。身延中学校では人数が少なくても存続している部もあります。人数が多いからできるというわけではないと思いますが、ぜひそのところを考えていただきたい。

また、国は部活動の地域移行を進めています。地域移行のめども立っていない中でありますが、またそういった中、地域移行、外部指導員の確保、教職員の部活動の負担減なども含めて、今の時代に合った部活動について協議をしていただきたい。

子どもたちがやりたいことができる環境づくりをしていくのも、まちづくりの1つだと思うが、町の考えはいかなるものでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

中学校の部活動は、これまで生徒のスポーツ、文化芸術等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じて、責任感・連帯感を涵養し、自主性の育成にも寄与するなど大きな役割を担ってきました。

一方で学校の部活動をめぐる状況については、近年、少子化に伴い生徒数の減少により持続可能性の面で厳しさが増えています。さらに、休日も含めた指導や大会への引率、運営への参画が求められるなど、教師にとって大きな業務負担となっており、専門性や意思にかかわらず教員が顧問を務める、これまでの指導体制を継続することは、学校における働き方改革が進む中、より一層厳しくなっております。

そこで今後、学校単位から地域単位での活動に変えていくことにより、少子化の中で学校規模が縮小し、部活動の維持が困難になる中で将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう環境整備をし、教員の働き方改革につながる取り組みが部活動の地域移行の趣旨になります。

本町においては、地域移行に向けての国、県の方針や動向の確認、実践研究校の取り組みを参考にするなど、情報収集の段階です。8月30日には、中学校、町スポーツ協会、教育委員会で準備会なる協議組織において意見交換を行い、部活動の現状や地域移行する場合の運営体制、指導者の確保、運営費用などの課題について情報の共有を図りました。

地域移行は、地域の実情に応じて進める必要がありますので、中学校をはじめ生徒、保護者の意向、地域の関係者と連絡を密にし、調整・協議しながら進めていくことになると思います。

地域移行を含め部活動外部指導員の活用など、今後の部活動のあり方は、生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保ができることを念頭に、県の指導もいただきながら、関係者間で丁寧に検討し方針を定めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

今のことを子どもたちに説明するのは非常に困難かと思いますが、地域移行や教職員の負担ばかりに焦点がいきそうですが、40名を超えるサッカー少年少女がいるということがとても重要になってきます。準備会なる協議組織、あるいは集まり等で、このことをしっかりと議題に上げていただき、協議をしていただきたい。ただ地域移行、部活動のあり方ではなくて、今、40名を超えるサッカー少年少女がいて、中学校に部活がほしいと願っているということをしかりと議題に上げていただいて協議をしていただきたいと思っています。

身延町には子どもの夢を叶えるプロジェクトがあります。しだれ桜の里づくり事業、町の歌制作事業、オフィシャルマスコットキャラクター制作事業、子どもたちの夢が叶い、発想がまちづくりに生かされています。趣旨は違うかもしれませんが、子どもたちの願いがかなえられることを願っています。

次に、「地域貢献活動休暇」を創設についてということで質問させていただきます。

昨年、私が所属している五条ヶ丘活性化推進協議会で、全国過疎問題シンポジウムというのに、熊本に行って参加してきました。その中の事例の中の1つに、自治体の職員が地域活動に深く関わって、そして直接町民の声を聞いて行政に働きかける、町政に働きかける、そういった事例が表彰されておりました。珍しい事例であることはもちろんですが、しっかりと自治体職員が町民と関わるという部分では、非常に大切だなと思いました。

そこで質問になりますが、自治会や地域の団体、小さなコミュニティなどは現在、担い手不足で活動できなくなってしまうたり、存続が難しくなってきたりしています。担い手不足の解消を図るために、総務省が地方公務員法上、問題ないとして、自治体が条例で定めれば職員の特別休暇として地域貢献活動休暇を創設できると年度内に通知することになりました。現時点の身延町の考えを教えてください。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

自治会などの活動に参加することは、自治体の職員である以前に住民でもありますので、当然のことと考えております。

地域での活動に参加する人たちのうち、町の職員だけが有給である特別休暇を取得し、民間で働く方々は有給、もしくは無給の休暇を取得する中で、地域への活動に参加するということはいかがなものかと思っています。

また、職員への有給休暇の付与日数は年20日ですが、昨年の平均取得日数は約12日

でございます。したがって、今後も職員が地域活動などに参加する場合は、この有給休暇を活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

イベント、行事、そういった地域活動が主に週末に開催されることも多くなっていますので、有給休暇を使う機会が少ないかもしれませんが、週末にそういった地域貢献活動に参加したということであれば、もっと有給休暇の取得ができる、日数が余っていますので、こういったことも進めていくことも大切かなと思います。

以上になります。

○議長（上田孝二君）

深山光信君の一般質問を終わります。

ここで、しばらくお待ちください。

再開いたします。

次は通告7番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は、5点について一般質問をしたいと思います。

その前にまず5点目の①については取り下げたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

1点目、会計年度任用職員の処遇改善についてを質問いたします。

そもそも住民の生活を支える自治体の業務は、任期の定めのない常勤職員を中心とする行政運営を基本としてきました。ところが、度重なる行革、小さな政府、規制緩和、官から民へといった構造改革路線のもと、民間委託や社会保障の縮減による定数削減が強められました。

人件費抑制のため、本来正規職員が行うべき業務を非正規職員に担わせる事態が進行し、正規職員から非正規職員への置き換えが進められ、恒常的に任用される非正規職員が急増しました。

こうした状況のもと、地方公務員法、地方自治法の改正により2020年4月からスタートした会計年度任用職員制度は、地方自治体に働く非正規職員の処遇改善を趣旨として制度化されたはずでしたが、実態は改善どころか、これまでより悪化した例が全国各地から報告をされています。

自治労連が自治体の会計年度任用職員の実態アンケート結果を厚生労働省で記者会見をし、発表しました。主なものは、1. 期末手当を支給することが可能とされたが、これと引き換えに月例給を減額され、年収増につながらなかった。2. これまでの前歴や経験年数がまったく加味されない不合理な賃金水準や最低賃金法が適用除外となり、地域別最低賃金を下回っても合法とされ、最低賃金の水準に置かれるなど、極めて低い賃金水準が放置された。3. 正規職員と比べて1日当たりの勤務時間が1分でも短ければ退職手当を支給できないとされており、

退職金を支給しないがため、フルタイムだった職員が短時間勤務職員へと勤務時間を切り下げられるケースも相次いだ。4. 賃金水準、各種手当、特別休暇の日数や有給、無給など非正規職員と会計年度職員との不合理な格差が数多く残された。5. 任期の満了を理由とした事実上の雇い止めや公募によらない再度の任用の回数制限等の運用が厳格化されたことにより、雇用不安が増大したとなっています。

この町の正規の職員は、今、令和5年4月1日で209人、そして会計年度が139人です。その中で例えば保育士さんは正規の職員が16人、会計年度の職員が36人、こういう状況となっています。そして会計年度は、女性が118人、男性が21人ということで、ほとんど女性が会計年度で働いているという実態があります。

この町の会計年度任用職員には話は聞けなかったんですけども、ほかの町の会計年度任用職員で保育士をしている人から話を聞いたら、職員と同じように早番とか遅番とかあるんだけど賃金がずいぶん違うということで、だけども子どもに対しては責任は同じで、本当にいつも休憩時間もないほど頑張っているという話も聞きました。

そこで、私はこの町の職員の実態、制度が始まって3年が経ちましたけれども、この町の会計年度任用職員の実態の把握はされているのかということで、1点目、質問したいと思います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

渡辺議員のただいまのご質問ですが、実態と申されましたけれども、処遇ということでお答えをさせていただきたいと思います。

本町の会計年度任用職員の勤務条件につきましては、国で示された会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルに沿って運用をしております。国では、市町村の会計年度任用職員の勤務条件については、国の非常勤職員との間に権衡を失しないように配慮しなければならない。また、国と異なる対応とするのであれば、合理的な説明ができなければならないとされております。

以上のことから、会計年度任用職員の勤務形態体系につきましては、国から示されました事務処理マニュアルに沿った運用を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

国のマニュアルに沿って、国の言うとおりにしていますよというお返事なんですけれども、でもそういうふうな自治体がたくさんあって、それがほとんどだと思うんです。だけども、そういうところの自治体で働いている会計年度任用職員のいろんな不安とか、そういうものがやはり噴き出してきたというのが、3年目になって出てきたのではないかなというふうに、アンケートでもこういうのが出てきたと思っているんですね。

だから、ほかの市町村でそういう実態があるということは、同じようにやっている、この町にもそういう、いろんな不都合があるのではないかな、それだったらやはり安心して働くことができないうのではないかなという思いで、今回こういう質問をしました。

だけど、マニュアルに沿った運用をしているということで、そういう答弁ですけれども、そういう職員の不満とか、同じように働いていて給料が少ないとか、いろんな処遇面でなかなか思うように休みが取れないとかという、現実にはそういうことはあるのではないかなと思いますけれども、一応そういう答弁なので、これ以上言ってもしょうがないかなと思いますけれども、何とかして、やっぱり働きやすい職場でないと、結局は住民にかかってくるのではないかなと思いますので、少しでも良くするようなことをしていかないとまずいのではないかなという思いをすごく持って質問したんですけど、今までの答弁は、皆さんできっとたたいて答弁してくれたんだと思うんですけど、これに関して、そういう職員がいるのではないかなという思いについて、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今、渡辺議員がおっしゃったとおり、答弁自体は課長が勝手に答えているものではなくて、町の答弁として、たたいて課長が答えているもので、町とすれば、この答弁以外には実はありません。

先ほどこちょっと気になったのが、保育士さんの話が出ましたね。ご存じのとおり、今、保育所が、例えば久那土は休園になっている。原も来年から休園になりそうだと。そういう中で保育士さんを正式に雇うというのが、ちょっと無責任になってくるんです。働く場所がいつまで確保できるのかということもあります。そんなこともありまして、非正規の方のほうが今、人数が多くて、退職なさった方にまた入ってもらってお手伝いをしてもらっている状況です。

いずれにしても、渡辺議員のさっきの質問の中でも様々なこともおっしゃっていただきましたので、できるだけ、できる範囲の中で改善ができるところがあるかどうか、また検討してまいりたいと思います。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

追加の質問なんですけれども、アンケートの中でもありましたが、定年まで働き続けられると思っていたのが3年ごとの公募、不安とストレスが募ります。1年切りの使い捨てのように感じる。仕事に対しての向上心やモチベーションも持てなくなる。雇用契約期間が迫るたびに雇い止めされるのではと、いつも不安だという声があります。劣悪な処遇と不安定な雇用は、専門性と経験を持った職員を失い、しわ寄せは職場と住民に及ぶと考えています。この雇用不安は大きな問題だと思います。

先ほど、町長、保育士の話をしたんですけども、子どもが少ないこの町では、そういう仕方がない部分があると思うんですけど、やはり恒常的に必要な人材というのは、正規職員を雇うべきだと思うんですね。南アルプス市では、会計年度任用職員の保育士をこの5年間で7人、正規職員に登用しました。今年も2人で全部で9人。あそこは子どもが増えているから、こういう登用もできると思うんですけど、やっぱり本当に必要だったら正規の職員で募集するということをしないと、会計年度ばかり増えてしまうというのはよくないのではないかなと思いますけれども、この雇用契約期間が迫るたびに雇い止めされるのではと、こういう雇用不安に陥っている、こういうことに対してどういうふうにお考えか。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

先ほども答弁で申し上げましたように、事務処理マニュアルに沿っての運用をしております。マニュアルでは、採用に当たってはできる限り広く募集し、能力実証を行った上で任用すべき旨が書かれております。

現在、任用しております会計年度任用職員が再度の任用となるか不安になることは、十分理解できますが、雇用機会の均等化が第一とされております。再度の任用を望む方も、新たに採用を望む方も平等に取り扱うことを求められております。

国から示されております事務処理マニュアルに沿った運用をさせていただいておりますので、ぜひご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

あまり理解はできないけど、しょうがないですね。

それと2点目、会計年度任用職員について、総務省が令和5年5月2日、それから6月9日に総務省通知が出されていますけれども、町としては、この通知をどういうふうに対応していくおつもりでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

総務省からの通知は、勤勉手当の支給と職員の給与改定が行われた際に改定が行われた年度の初日にさかのぼって支給するというものですが、いずれも本町では総務省通知のとおり実施する予定でございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

それでは分かりました。

2点目の保育士配置基準の改善についてということで質問をします。

保育士配置基準とは、子どもの安全と保育の質を担保するために保育士1人が何歳の子どもまで保育できるか、何人保育できるか定めた人員配置の基準のことです。

厚生労働省、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条に最低基準が定められていますが、各自治体により内容は異なります。4歳から5歳児は70年以上、1歳から3歳児は50年以上、この配置基準が放置をされたままです。保護者や保育関係者の切実な要求となっている配置基準の改善はされていません。

これで、例えば私、常葉保育所の令和5年8月1日現在の保育所職員数というので見てみた

んですけども、0歳児が1人、1歳児が2人で本来だったら0.3、0.3で1人にはならないんですけども、そこを配置基準を上回って1人配置をしていると資料をいただきました。本当は、乳児はおおむね3人に1人というのが基準なんですけど、私は思うんですけども、0歳児と1歳児って歩けない子どもたち、赤ちゃんなんです。普段だって大変だと思うんですけど、何かあった場合に1人は抱っこして、1人をおんぶして、あと1人は、ではどうしたらいいのかなど。だからそもそも、この配置基準が子どもの安全第一に、私は考えていないのではないかなと思って、この町、子どもが少ないですから、もちろん配置基準はきちっと守るところか多めに見ていてくれるのは分かるんですけども、やはりさっきのように0歳児と1歳児、歩けない子どもたち3人も1人で抱える事例があるわけですから、そういうところには何かあった場合でも、子どもたちの命を守れる、きちんと安全保障できるような体制を、こういう小さな町だからこそ、子どもが少ない町だからこそできるのではないかなと思うので、ぜひその配置基準は守っていると思うけども、よりさらに、子どもの安全を考えて保育士の配置基準を考えてほしいと思いますけど、答弁をお願いします。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

ご質問のとおり、町立保育所の配置数については、昭和23年12月29日、厚生省令第63号による児童福祉施設最低基準第33条第2項を採用しており、なお平成27年内閣府告示第49号による充足すべき職員の算定方法の変更に基ついた算定を行っています。

身延町立保育所としましては、この配置数を充足させており、保育士の努力のもと在園児が健やかに育っていると判断しております。

今後も令和5年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針等、国の施策に注視しながら、基準に沿った適正な配置を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

配置に沿った適正な基準、それを上回っていることは分かるんですけど、先ほどからしつこく言っているように子どもたちのことを安全第一に考えたら、やはり0歳児、1歳児の3人を1人で見るようなことではなくて、もうちょっと、2人にするとか、保母さんいろいろなところで休園があったりすれば、そういうこともできるのではないかなと思いますけど、今後そういうことで、町長いかがでしょうか。配置基準は上回っているのは理解していますけど。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

基本的にはさっき課長が答えたこととおりでして、うちの場合では、適正な配置基準以上の配置は充足されています。

例えば原保育所が今度、閉鎖ではないんですけど、休園という形を取りますので、そこに勤めていた保育士さんの処遇をどうしようにもっていくのかというのは、また子育て支援課で

配置も考えながらやると思いますから、そういうところを機会として、また考えたいと思っています。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

それでは3点目、夏休みや冬休みなどの長期の休みに体重が減ってしまう子どもがいると聞いたが対応はということで、これは何年か前に都会でそういうことが起きているということで、この町にはそんな子どもはいないだろうなと思って、給食の先生に聞いたら「いや、この町でもありますよ」ということを聞いて、びっくりした記憶があって、この町でもやっぱりそういう子どもがいるんだなと思って、関心を持ってずっと私も見ていたんですけども、これは令和5年8月10日の集計なんですけれども、世帯数5,147のうち課税世帯が3,257、それから非課税世帯が1,890世帯あるんですね。そのうちに中学生以下の子どもがいる世帯が34世帯もいるんです。

この前、NHKの特集でもやっていましたけど、一般質問の質問通告を出した次の日に山日に「給食ない夏休み深刻化」ということで記事が載っていました。「栄養不足で親子共倒れ懸念も」ということで、県内困窮世帯、物価高で支援要請増ということで、学校給食のない夏休みに困っている親子が、母子家庭がほとんどですけれども、今、本当に物価も上がって食材も高騰して、子どもに満足な食事を用意することも難しいと。親が、母親が自分は1日1食、栄養不足からくるめまいや立ちくらみの病状は消えないということで新聞に載っていましたけれども、やはり今すごく深刻で、フードバンクなんかにもそういう要請がたくさん届いているということで、一般の人たちですら本当に物価が、いろんなものが上がってしまって生活するのにも大変な中で、特に母子家庭の子どもたちや親たちは本当に、今まで給食が命をつないでいたところがあったけども、その給食がなくなった夏休み、冬休みにはこういうふうになんか栄養不足でめまいとか、そういうふうになるけども、母親は我慢して子どもに食べさせていると。ここには子ども食堂もないですし、都会にはそういうものがあって、つなげるのかも分からないですけども、こういう田舎には子ども食堂もないし、やっぱり何かしらの援助というか、考えなければいけないのではないかなと思いますけれども、町としてこれに対して対策をお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

申し訳ございません。貧困率ということの観点でのお答えでよろしいでしょうか。お答えします。

身延町においては、過去に何度か答弁しております子育て支援医療費助成、保育園・保育所利用料、給食費の無償化、入学支度金支給、給食費全額無償、校外学習費の全額補助、補助教材費の公費負担、修学旅行費の全額補助、各種検定料の助成、高校生までの町営バス利用料の免除等、身延町全体で想定し得る子育てに対する経済支援施策を実施しております。

貧困対策は子育てのみならず、社会全体の動向として問題視されており、国の子ども政策の柱となっていることは、ご存じのとおりであります。これからの子ども政策の状況を鑑みながら、身延町の状況に照らし合わせて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

もちろん、本町では先進的に子どもたちに対しては、いろんな補助があって助かっているという声はもちろん聞いています。だけれども、食べるのが大変という、そういう毎日の生活が送れないという、そういう現状を見たときに、やっぱりそういうものだけではなくて、子育て支援というものではなくて、やっぱり生活支援のほうで何とかしなければいけないのではないかなと思うんです。この8月18日の新聞の中で、元山梨県立大学の先生が物価高騰によって食料支援が困窮家庭の命綱になりつつあると指摘、民間単独での支援活動には限界がある。必要な子どもに公平に分配していくためには、行政が十分な予算を確保した上で自治体や社協、民間団体などが共同で支援に当たる仕組みづくりが必要だと言っているんですけど、やっぱりフードバンク頼みだけではなくて、みんなで協力して何とか子どもたちが困らないよう、そういう親子が切ない思いをしないようなことを、やはり行政が先頭に立ってしていく必要が、これだけ大変な世の中になってきたときには、そういうことをしていかないと、なかなか生きていくのが難しいのではないかなと思うんですけど、これは通告をしていないので、町長、これに対して、民間とか行政とか一緒になって、そういうものをつくっていく必要があるんじゃないかということに対して、感想か何かありましたらお願いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私の感覚でいきますと、民間もこの町ではあまり動いていないと感じています。もし民間が、フードバンクはいいです、これはうちからもフードバンクには補助金を増額して、2年、3年前ですけど、出して、町民の方をよろしくということをやっていますけども、例えばさっき言った子ども食堂みたいな、ああいうものというのは身延町内に今、ないです。あったとしても、地形的に距離がいっぱいありますから、今の状態では各旧町単位ぐらいにそういうものがないと対応し切れない状態。1つあったとしても、ではその子どもがそこに行くのにどうして行くのかとか、そういう問題もいろいろ出てきまして、もし民間のほうでそういう動きが出れば、もちろん行政としてもバックアップをできると思うんですが、行政自体がそういうものをやるというのは、ちょっと今の時点では厳しいなと感じています。

それと、さっき、課長のほうで言いましたけど、身延町では本当にできる限りの子育て支援策は、この周辺ではないことをやらせていただいています。今、心配しているのは、給食がないときの夏休み中とか、冬休み中の話でして、こういう言い方はどうかですけど、本当にお困りであれば、私は福祉保健課とかそういうところへ、ちゃんと相談してもらいたいと思います。その中で、例えば生活保護の関係が受けられるのかとか、そういうもののほうで、ぜひ相談してもらいたい。なかなかわれわれも学校とか、いろんなところで意見を聞くんですけども、夏休み中でありまして、そういう子どもたちがどこに存在しているのかということまでは、実は私自体も把握できていませんので、できれば本当にお困りのご家庭であれば、そちらから行政の福祉のほうへでも、ぜひ相談に来ていただきたいと思います。そのときはしっかりと相談に乗らせていただく予定です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

都会と違って田舎って、あそこの誰が、例えば子ども食堂をやっても、あそこへ行ったよみたいなの、そういうのは嫌だと思っている人たちがきつっているのではないかなと思うんですね。だから都会ではできても、田舎ではそういう面できない部分があるのかなと思ったりするんですね。

それと私、ちょっと涙が出てしまったんですけど、子どもが夏休みに学校に行って、先生、何か食べるものがないかと聞いたということを聞いたんです。子どもがそんなことを言う世の中になったんだと思ったら、何とか大人の力でしてあげないと、今どきお腹空かしている子どもがいるなんていうのは、戦後ではあるまいし、だから、世の中がちょっと悪すぎますけれども、何とかみんなで協力して、そういう子どもたちにお腹いっぱい食べさせてあげられるようなことができたらいいなと思いますけど。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今、渡辺議員のおっしゃった学校へ行って何か食べ物がないかと言ったのは、身延町内ですか。違いますね。もし身延町であれば、学校を通して学校教育課とか、教育委員会を通して私の耳にも入るんですけど、今、入っていなかったものですから、よその、だから分かっていないということですね。分かりました。すみません。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

こんなことを聞いたら、よそでもやっぱりちょっと切なくなったので、そういう子どもたちがよそでもいるということがちょっと切なかったものからです。

それでは、3の②でフードバンク山梨で「フードバンク子ども支援プロジェクト」を学校と連携して行っているが、学校として取り組んでいるのかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

NPO法人フードバンク山梨と身延町教育委員会との「フードバンク子ども支援プロジェクト」への連携については、令和2年度に子どもの貧困対策連携協定書の締結をしています。この協定は3者が連携のもと、地域の課題である子どもの貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちが安心して暮らし、健やかに成長していくことができる地域づくりに寄与することを目的としています。

具体的な取り組みとして、小中学校に子どもがいる家庭で、就学援助などの制度を利用している皆さまにフードバンク山梨から、給食のない期間に食品を送付により利用できる制度の通知文と申請書を教育委員会から送付し、制度を周知しています。

就学援助関係の申請書は、学校経由で家庭に渡しており、認定結果も学校に連絡しているので、就学援助が必要な家庭は学校でも把握はしています。

フードバンクの申請書は、希望する家庭が直接フードバンク山梨に申請するシステムです。フードバンク利用者の支援世帯数などの数値を知ることは可能ですが、個人名など機微な情報は個人情報となるため、教育委員会も学校も把握はできません。

取り組みとしては、教育委員会から該当家庭への制度の周知でありますので、フードバンク利用について、学校としての直接的な取り組みはありませんが、学校も就学援助の該当者を把握していますので、経済的に支援を要する家庭は把握していると思います。今後、必要に応じて学校との連携を図っていきたいと思います。

本町においても、小中学生のいる家庭で、本当は生活に困っているけれども、手を挙げて助けを求めることができない家庭もあると思いますので、食料支援の面からも目に見えない困窮世帯のためになればと思います。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

「フードバンク子ども支援プロジェクト」ということで取り組んでいるということなんですけど、数字、どのくらいの方がそれに応募しているのか教えていただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

この夏休みにおける本町でのフードバンクの利用者ですけど、フードバンク山梨からの情報によりますと支援世帯数は6世帯となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

6世帯、さっき、私、言ったんですけど、非課税世帯が1,890で、そのうち中学生以下の子どもがいる世帯が34世帯。34世帯が非課税の世帯なのに、その世帯のうち6世帯しか申し込んでいないということで、ここはどうしてこんなに少ないのかなと思うんですけど、そういうお知らせは全部の子どもたちに、就学援助はみんなの子どもに配っていますよね。それでこれだけ少ないということは、どういうふうに考えられますか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今、中学生以下の子どもがいる世帯数が34世帯と、中には私どもいろいろ調べますと親元と一緒に住んでいて、世帯分けをしているから非課税世帯になる。そうすると、親の支援も十分受けられながら生活をしている方も結構いるようです。それと中には親と住んでいなくても、例えば菜園みたいなもので、自分のとこで畑、百姓なんかもやりながら自給自足がある程度か

なえられるような方もいらっしゃるということは、聞いています。

だから、34世帯全部が手を挙げるというわけではなくて、6世帯というのは本当に困っていた方々が手を挙げたのではないかと思いますし、さっき課長が言ったように周知はやっぱりすべきであって、これからもこのフードバンクの周知はできるだけして、本当に困っている方には使っていただくようにしていきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。町長からそういう答弁がありましたので、これはこれで終わりたいと思います。

4点目、夏休みや冬休みに学童保育の子どもたちに給食センターで給食ができないかということで、午前中、同僚議員からも質問が出て、すごく参考になったんですけども、私は違う視点から、働いているお母さんがお弁当、働いているから自分も仕事に行かなくてはいけなくて、子どものお弁当を作らなければいけない。それから作るにしても、なかなか材料がないとかということで、お母さんがお弁当を持たせるのが大変だと。それで菓子パンとか、それからカップ麺、これを持っていかざるを得ない。そしてどうしても都合がつかないときには、子どもを休ませてしまうという話も聞いたんですね。そうしたら、子どもは1人というか、兄弟で留守番をしていなくてはいけなくて、食べるものもなくてひもじい思いをするんだろうなと思うと、やっぱり夏休みや冬休みにも、この給食センターで給食が安く手に入ればお母さんだっただけ助かるだろうし、それから給食センターの調理員の皆さんにもいいんじゃないかなと思って、いろいろ難しいという答弁だとは思いますが、この働いているお母さんが本当に、お弁当を持たせるのが大変だという声をちょっと聞くものですから、この質問をしましたけれども、答弁をお願いします。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

子育て支援課としましては、現時点では持参した弁当以外の昼食について想定しておりません。遠藤公久議員のご質問にお答えしたとおり、県内の実施状況が把握できない状況であります。近隣の町を含めた今後の動向を鑑みて、なお、学童保育実施施設の状況および関係者との調整が必須になりますので、現時点においては、持参弁当以外の配食、給食は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

難しいだろうとは思いますが、やっている市町村もあるわけですよね。午前中の同僚議員の質問には、もう2018年からやっていたというところもあるわけですから、やっぱり給食で命をつないでいる子どもたちのことを考えると、これはぜひ考えていただきたい。現時点では難しいかも分からないですけど、前向きに検討してもらいたい。給食センターがせっか

く新しくなって、これから給食センターが稼働していますけれども、やっぱり利用ができればいいと思うので、ぜひそれは前向きに考えていただきたいと思います。答弁は、町長どうですか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今の給食センターは中学校1校、小学校3校の4校に対して配食しています。実は学童保育は6カ所あるんです。そして人数も利用者が今日は何人なのか。給食の場合は、生徒の数、児童の数で全部配送しますが、学童の場合は利用者が流動的ですから、準備をするにも、例えば材料を調達するにもかなり難しくなる。それと配送が今、2台で配送をしています。これが6カ所になると、かなり難しい。遠藤公久議員が今日、午前中に質問した、おそらく民間というのは、南部路さんではないですか。ですよ。私も南部路さんのご主人とも話をする機会があって、やはり配食をしているということで、だからそこが6カ所へ、果たして配食できるかということもいろいろこれから相談をしたり、いくらぐらいでやってくれるのか、それはおそらく有償になると思います。負担していただくことに。給食は全員ですから無償にしています。ただ一部の人受益者になりますから、民間をお願いするにしても、これから研究するんですけど、有償ということでやってもらうことになるのは承知しておいていただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

それは、タダでは無理だと思いますけど、でもなるべく安価で、そんなにお金かかるんだったらいいよということも、またなってしまうと思うので、そのところはやっぱり町が配慮していただいて、少しでも安価にできたらいいなと、希望ですけどよろしくお願いします。

5番目、有害鳥獣対策ということで、この質問は猟友会の人たちにぜひ質問してもらいたいということで依頼を受けて質問をしているんですけども、捕獲奨励金の見直しということなんですけど、他の集落から困っているということで連絡をもらって、大変だなと思って、やっぱり大変な思いをしているんだったらということで行くわけですよ。そうすると罠をかけてかかるまでは、そこに何回も見に行かなくてはいけないし、たとえ罠にかかったとしてもシカとかイノシシだったら大きいわけで、1人ではとてもおろしてこれられないということで、人を頼まなければいけないと。一見、シカとかイノシシが1万4千円ということで、いいように思うけれども、そういうように捕獲に要する経費とか、それから峡南衛生組合へ持って行って焼くのに1千円ぐらいお金がかかるということで、そうすると、本当に、頼まれて行くんだけど、もうちょっと奨励金が上がるといいんだけどというような話も聞いたので、これは見直しを考えているかどうかということでお聞きをしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

令和5年第2回定例会の深山議員のご質問でお答えしたとおり、有害鳥獣捕獲奨励金につき

ましては、ニホンザルが1頭当たり2万5千円、ニホンジカ・イノシシが1頭当たり1万4千円、それからツキノワグマが1頭当たり3万円ということで、猟友会さんに対しまして交付をしております。

続きまして、奨励金の見直しにつきましては、捕獲に要する経費、あるいは財源確保等を勘案しながら、猟友会の皆さんと協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

先ほども有害鳥獣対策の一般質問を同僚議員がして、猟友会との懇談会の話し合いの中でいろんな問題が出てきたということで、町が間に入って各地区の猟友会とちょっと話をしたほうがいいんじゃないかなという質問があったんですけど、私もすごくそう思ったんですね。各地区、本当にばらばらで、ただその地区、そこだけでやっている分はいいんですけど、話し合いに出ていたように、下部地区の人が下山で田んぼをしているようなときには、やはり身延の分会の規則に従わなければいけないということで、自分の田んぼがもう全滅ということになってはどうしようもないということも、もう本当に切実な思いを聞いてきたので、この奨励金の見直しも含めて、そういうような、3地区との話し合いも課長が入って、担当が入って協議を、もうちょっといろんな面で詰めていっていただきたいと思っておりますけども、これは協議していきたいと考えているとあったので、これも含めてしていただけるんじゃないかと思っておりますけど、それでよろしいですか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

猟友会、各分会の話し合いにつきましては、会員さん全員とはいかないと思っておりますけども、役員さんに集まっていただいて、年度中に一度、まずは会議をもつてみたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

それでは2点目ですけど、防護柵を設置したけれども、設置後の管理が行き届かず、有効に機能していない。柵の中の自衛の電気柵などの補助の考えはあるかどうかということで質問をしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

中山間地域総合整備事業で、鳥獣侵入防止施設の整備後の集落についても産業課所管の有害鳥獣防除用施設設置補助金が活用できます。通常ですと補助率は80%になるんですけども、この場合は50%となります。農地へ設置する有害鳥獣防除用施設資機材購入に対する補助を

受けることができます。

補助対象は、防護ネット、ワイヤーメッシュ、電柵等、設置に必要な資材などです。補助限度額は5年間で累計30万円ということで、1件2万円以上が対象となりますので、ご活用いただきたいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

この自衛の電気柵に補助があるとは知らなかったです。猟友会の人たちも、みんなこういう要望があるということで、私もこれに入れたんですけども、これは私も知らなかったんですけど、いつからこういう補助が出たのかなと思うんですけど。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えします。

中山間地域総合整備事業実施後の集落においても50%の範囲で補助対象となったのは、令和2年度からということで認識しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

これ、知られていない。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

令和2年ですね。つまり、施設が整備された区域内であっても、50%の補助をするようになったのは、令和2年度からということで認識しております。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

周りが整備されてしまっているから、もう無理だろうみたいに思っていたから、猟友会の人たちも、これの補助を出してほしいと言ったと思うんですけど、まさか50%出るとは思わなかったんですけど、これはこれでよかったなと思うんですけども、ただ5年間で累計30万円というのがちょっとよく分からない。5年間で30万円、5年を過ぎたらどうなるんですか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えします。

補助限度額の5年間で累計30万円ということなんですけども、例えば令和元年度に30万円の補助を受けられた方は、令和6年度には限度額がまた30万円に戻るということでござい

まして、例えば年度ごとに分けて補助を受けられた方につきましては、産業課のほうにお問い合わせいただければお調べいたしますので、対応できると思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。この制度があったというのは知らなかったもので、これもうちよつと知らせてほしいなと思うんですけど。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えします。

今後もホームページ、それから広報等に有効なPR活動ということで検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

では、よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

日程第3 休会の決定をお諮りします。

議案調査のため、9月14日（木曜日）は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、9月14日（木曜日）は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時17分

令和 5 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 5 日

令和5年第3回身延町議会定例会（3日目）

令和5年9月15日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 認定第1号 令和4年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 議案第52号 身延町味噌加工施設条例について
日程第5 議案第53号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第54号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第55号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第56号 身延町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について
日程第9 議案第57号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第4号）
日程第10 議案第58号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第59号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第60号 令和5年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第61号 財産の取得について（味噌加工施設備品）
日程第14 同意第25号 身延町教育委員会委員の任命について
日程第15 同意第26号 身延町公平委員会委員の選任について
日程第16 発委第1号 身延町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
日程第17 請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 発議第1号 加配定数の振替によらない小学校35人の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	遠藤基
教育長	保坂新一	総務課長	大村隆
会計管理者	望月融	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	天野芳英	財政課長	佐野美秀
税務課長	中山耕史	町民課長	伊藤剛
福祉保健課長	深沢泉	観光課長	高野修
子育て支援課長	遠藤仁	産業課長	松田宜親
建設課長	千頭和康樹	土地対策課長	深沢暢之
環境上下水道課長	内藤哲也	身延支所長	加藤千登勢
下部支所長	笠井健一	学校教育課長	望月俊也
施設整備課長	佐野彰	生涯学習課長	青嶋浩二

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭秀樹
録音係 佐野吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第52号、議案第54号および議案第55号について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（伊藤雄波君）

それでは、別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に（2）教育厚生常任委員会に付託した議案第53号、議案第56号および請願第1号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、渡辺文子君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（渡辺文子君）

それでは、別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長 (上田孝二君)

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に(3) 予算決算常任委員会に付託した認定第1号および議案第57号から議案第60号までについて委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、望月悟良君。

登壇してください。

○予算決算常任委員長 (望月悟良君)

それでは、別紙の委員会審査報告書をご覧ください。

(以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長 (上田孝二君)

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

それでは、これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 認定第1号 令和4年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員 (渡辺文子君)

認定第1号 令和4年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、身延町後期高齢者医療特別会計決算および身延町介護保険特別会計決算について、反対討論いたします。

後期高齢者医療制度は、無年金の方やこれまで家族に扶養されていた方を含め、75歳以上の全ての高齢者が保険料を支払わなければならないものです。年金から保険料の引き落としができない普通徴収の方では、保険料の支払いができなく、短期保険証の方もいます。高齢者が

短期保険証を持って医療機関に行かなければならないことに胸が痛みます。高齢者の負担を増やし、高齢者の医療費を減らしていくことが目的の制度です。

介護保険制度が始まってから22年を経過しました。利用者数や事業者数が増え続けています。より多くの高齢者に公的介護サービスを届ける環境を整えてきたという点で、介護保険が大きな役割を果たしてきたことは事実です。しかし、必要な介護サービスが利用できない実態が広がっていて、介護を理由とした介護離職も高止まりをしています。

介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬のもと、経営難が続いていて、コロナ禍がこうした事態を一層加速させています。それに加え、急激な物価上昇が施設の経営や介護労働者の生活悪化につながっています。介護に関わる経済的な心配をなくし、必要なときに必要なサービスが利用、提供できる介護保険制度にすべきです。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

後期高齢者医療制度につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、2008年4月から開始された制度で、75歳以上の後期高齢者が国民健康保険被用者保険を脱退して加入するものです。

後期高齢者医療における医療費の内訳は、被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費の1割から3割の自己負担と残りの7割から9割に相当する医療給付費で構成されており、その7割から9割に相当する医療給付費は国、県、市町村が5割、現役世代が4割、残りの1割を被保険者の保険料で賄っています。

今後、被保険者数は団塊の世代と呼ばれる年代の方々が75歳に到達し、急激に被保険者数が伸びることが予想され、県内においても令和5年度中には14万人を超える見通しです。

一方、1人当たりの医療給付費は、平成26年度から令和3年度を比べると年々増加し、1人当たり約2万5千円もの増加をしている状況で、全体の医療給付費は大きく増加することが見込まれます。

日本の少子高齢化社会の特徴は、74歳以下の人口が年々減少し続けていることです。そのため現役世代の負担が大きく増加しないように、後期高齢者負担率は2年ごとに見直しがされているところです。

現在は、剰余金の医療給付基金3億8千万円を投入するなどして、保険料率の増加抑制がされた額になっております。何よりも被保険者が安心して医療を受けられる体制づくりが必要であり、後期高齢者医療制度の維持において、今回の後期高齢者医療特別会計の決算については賛成いたします。

○議長（上田孝二君）

次に反対討論はありますか。

（なし）

ほかに反対討論がないので、討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第4 議案第52号 身延町味噌加工施設条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

議案第52号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第53号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

議案第53号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

議案第54号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第55号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

議案第55号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 身延町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

議案第56号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 令和5年度身延町一般会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

議案第57号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

議案第58号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

議案第59号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第60号 令和5年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

議案第60号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第61号 財産の取得について（味噌加工施設備品）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 同意第25号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第15 同意第26号 身延町公平委員会委員の選任について

以上の同意2案件は人事案件であるため、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第25号および同意第26号は、討論を省略し直ちに採決に入ることに決定しました。

なお、採決は起立によって行います。

これから同意第25号の採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第25号は小林美絵氏、住所および生年月日は議案書に記載のとおり同意することに決定しました。

次に同意第26号の採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第26号は赤池一博氏、住所および生年月日は議案書に記載のとおり同意することに決定しました。

日程第16 発委第1号 身延町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

本件は、議会運営委員会からの提案提出案件でありますので、討論を省略し採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発委第1号は討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査について

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、定例会資料3ページから7ページまでのとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、請願第1号の採択に伴い、意見書案1件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出された議案を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで、追加の議事日程配布のため、しばらくお待ちください。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時41分

○議長（上田孝二君）

再開いたします。

追加日程第1 発議第1号 加配定数の振替によらない小学校35人の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫制度拡充を図るための意見書案を議題とします。

提出者から本案について説明を求めます。

深山光信君、登壇してください。

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

発議第1号

令和5年9月15日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者 身延町議会議員 深山光信

賛成者 身延町議会議員 渡辺文子

〃 遠藤公久

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案

上記の議案を別紙のとおり、身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により

提出します。

提案理由を申し上げます。

子どもたちの豊かな学びを実現するため、教職員定数の実質的な増員による小中学校における35人学級を実施すること、教職員の働き方改革、長時間労働是正のための教職員定数改善を推進すること、教育の機会均等水準確保、無償制の維持のための義務教育費国庫負担制度を堅持すること、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充することの意見書を政府関係機関に対し提出します。

これがこの議案を提出する理由であります。

次のページが提出いたします意見書の案となります。

以上ご提案申し上げますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、提出者の説明を終わります。

深山光信君はその場でお待ちください。

これから発議第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、発議第1号の質疑を終わります。

深山光信君は自席にお戻りください。

これから発議第1号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和5年身延町議会第3回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る9月6日に開会をし、本日までの10日間、上田議長のもと、私どもが提出いたしました認定1件、報告1件、議案10件、同意2件につきまして真摯にご審議をいただ

き、全ての提出案件につきましてご認定、ご議決、ご同意をいただく中で無事閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に重ねて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

本議会でご議決をいただきました補正予算を含めた、令和5年度の各予算執行につきましては、財政の健全化を図りながら町民ファーストの事業執行に努めてまいります。

職員ともども知恵を出し合って引き続き最善を尽くしてまいりますので、議員の皆さまには今後もなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

私もですが、最近、子どもたちを含めコロナ感染が増え続けております。学校などでは学級閉鎖なども行われているような状況でございます。これからもコロナ感染にならないよう、皆さんもぜひ気をつけていただければと思います。

また、9月も半ばとなりまして朝夕はだいぶ涼しくなってきましたけれども、まだまだ厳しい残暑が続いておりますので、皆さま方には健康に十分ご留意をいただき、町民福祉向上のため、引き続きのお力添えをよろしくようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期の10日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のためになお一層、ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、これをもちまして令和5年第3回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前 9時49分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上